

平成 19 年度
厚生労働省 障害者保健福祉推進事業
障害者自立支援調査研究プロジェクト

「諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する
修学支援状況調査・情報収集事業」

報 告 書

平成 20 年 4 月
独立行政法人 日本学生支援機構

目次

I 本事業の目的と調査結果

1 経緯	3
2 目的	3
3 調査方法等	4
4 調査送付先	5
5 総括表	10
6 調査結果（各国編）	
(1) 国・州における障害学生支援	
① アメリカ合衆国	13
② イギリス	23
③ フランス	31
④ ドイツ	37
⑤ 韓国	45
(2) 大学における障害学生支援	
① アメリカ合衆国	51
② イギリス	55
③ フランス	61
④ 韓国	69

II 資料編

○送付書類

・ 調査票	
・ 行政機関用	75
・ 大学用	80
・ 添付資料	
・ 日本の現状【参考】	86
・ 大学入試センター試験による主な特別措置（平成19年度）	89

○アメリカ合衆国

・ リハビリテーション法（Rehabilitation Act）	90
第504条	
・ 障害をもつアメリカ人法（Americans with Disabilities Act : ADA）	92
第Ⅱ章及び第Ⅲ章	

○イギリス

- ・ 1995 年障害者差別禁止法 (C. 50) 123
(Disability Discrimination Act 1995 (c. 50))
第 I 部及び第 IV 部
- ・ 高等教育における学術的な質と基準の保証に関する実施規範 128
(Code of practice for the assurance of academic quality and
standards in higher education)
セクション 3 : 障害を持つ学生への対応

○フランス

- ・ 障害者の機会、参加の権利、市民権の平等に関する 147
2005 年 2 月 11 日付法第 2005-102 号 (1)
(LOI n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits
et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes
handicapées)
第 1 条から第 22 条
- ・ 大学・障害憲章 (Charte université-handicap) 164

○ドイツ

- ・ 「障害学生のための情報やアドバイス」 (ドイツ学生互助会) 168
(Informations - und Beratungsstelle Studium und Behinderung
des Deutschen Studentenwerks)
第 IV. B. 1 章 : 学業資金の援助 - 障害に伴う追加費用に関する経済支援

○韓国

- ・ 障害者などに対する特殊教育法 179
- ・ 特殊教育対象者の診断・評価・審査および選定の基準 (第 9 条第 2 項関連) 193

I 本事業の目的と調査結果

1 経緯

独立行政法人日本学生支援機構は、平成16年4月に、(特)日本育英会、(財)日本国際教育協会、(財)内外学生センター、(財)国際学友会及び(財)関西国際学友会の5つの団体が統合して設立された。特別支援課は、本機構が設立された際、「障害により修学に特別の支援を必要とする学生等に対する支援事業等の開発に関する調査及び研究」等を分掌する課として発足した。

この時点で、国内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）における障害学生の人数や支援内容等がどのようになっているのかという基本的なデータが存在しなかったことから、特別支援課は、平成17年度に初めて大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の在籍者数等を把握するための調査を行い、平成18年度も同様の実態調査を行った。その結果、次のような結果が明らかとなった。

- ① 障害学生総数は4,937人（大学院生、専攻科生含む。）であり、学生総数3,071,844人に占める割合は0.16%
- ② 回答のあった1,167校のうち、1人も障害学生が在籍していない大学等は42.6%
- ③ 障害学生のうち、本人が大学等に支援を申し出て、大学等が支援を行っている学生数（以下「支援障害学生数」という。）は2,256人であり、障害学生総数に占める割合は45.7%

アメリカ合衆国では約11%、EUでは約3%の障害学生が在籍するというデータと比較すると、日本の在籍率0.16%はあまりにも低い数値である。何故他国と比較し、これだけ在籍率に開きがあるのか。このような実態にある背景にはいかなる理由があるのかということ、先進的な取組を進めている各国及び近隣国である韓国に調査をかけて、障害の定義、支援内容、奨学金の有無、国の施策、法的根拠などを調査し、日本の現状と比較することが必要であると考えた。

そのため、特別支援課は、厚生労働省が募集した「平成19年度障害者保健福祉推進事業」に応募したところ、「諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する修学支援状況・情報収集事業」が採択された。

2 目的

大学進学率の上昇に伴い、障害のある学生の進学率も高まるとともに、修学上、学生生活上及び就職活動上など多種多様な課題に対応していかなければならないことが予想される。また、平成17年から「発達障害者支援法」が施行したことから、高等教育段階においても発達障害についての課題意識は非常に高まってきている。

アメリカ、カナダ、オーストラリアの大学では、障害者支援部局による対応システムが確立しており、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデンの大学では、障害者支援のコーディネーターを配置するなど、先進的な取組が進められているところである。また、発達障害に関しても支援の取組が進んでいる。

そのため、諸外国の先進な取組について、研究論文等の収集、諸外国の政府機関に対する調査等により集約し、入試、講義保障、学内活動、課外活動、学生・教員相談、庶務業務、学内外連絡調整、就職活動、日常生活、予算、人的配置、法的措置など様々な観点から、国別、障害種別、具体

的な修学支援内容別等に整理し、日本の現状と対比した報告書にとりまとめ、これらの分析と日本の現状を対比することとした。

これにより、特別支援課が実施する各種業務の参考とし、大学等における障害のある学生の修学支援の全体的底上げに活用し、大学等における障害のある学生の修学支援体制の改善・充実、理解啓発を図るとともに、今後の我が国の大学等における障害のある学生の支援の検討に資することを目的としている。

3 調査方法等

本事業は、次の方法により実施し、取りまとめた。

本事業においては、先進的な取組を行っている諸外国及び近隣国である韓国の政府機関、州の機関及び大学等へ調査票を送付し、その回答を基本としつつ、各大学等のホームページや各種文献等の情報をもとに取りまとめたものである。

本報告書では、「Ⅰ 本事業の目的と調査結果」「Ⅱ 資料編」からなっている。「Ⅰ 本事業の目的と調査結果」においては、本事業において諸外国に対し調査を行った結果をもとに、というデータを掲載している。また、「Ⅱ 資料編」では、回答のあった政府機関等が提供してくれた資料等を翻訳し、掲載している。

本調査研究は実質6月に満たない期間で行われたため、十分な回答が得られず、また、文献等の収集もままならず、まだまだ実態を把握しきれていないと考えている。障害学生は、とりわけ、どのような程度の障害により障害学生としてカウントされているかについては、その基準を把握することはできなかった。そのため、本報告集をご覧になられた方々から、忌憚のない意見を賜り、今後の取組に生かしていければ幸いであると考えている。

本報告書が、大学等における障害学生修学支援体制の改善・充実のために少しでもお役に立てることを願っている。

調査担当者

谷川 敦	独立行政法人	日本学生支援機構	学生生活部特別支援課長
小越 真一郎	〃	〃	〃 特別支援課長補佐
我妻 美弥子	〃	〃	〃 特別支援事業係長

4 調査送付先

送付先選定について

【国選択】

アメリカ…現在、最も障害学生支援が進んでいるといわれている

※教育は、州の責任により行われるため、州も選択し調査を行う

イギリス… } ヨーロッパのうち、文部科学省や厚生労働省等の諸外国調査の対象と
フランス… } なることが多く、すでに国の基礎データが多く存在する
ドイツ… } ※ドイツでは、教育は州の責任により行われるため、州も選択し調査を行う

韓国…学校制度が日本と類似しており、世界最高レベルの大学進学率を持つ

■前提事項

上海交通大学による世界大学ランキング 2007 及び、英国 TIMES 紙の別冊 THES (The Times Higher Education Supplement) による世界大学ランキング 2006 から、該当国のトップとなる大学等を選定し、無条件で調査対象とする。また、各国高等教育機関のうち、“大学”以外の学校（アメリカ：リベラルアーツカレッジ・短期大学，フランス：グランゼコール，ドイツ：高等専門学校，韓国：専門大学）についても、できる限り調査対象とする。

【州選択】 ※各国トップ大学及び大学以外の学校を有する州は無条件に抽出

アメリカ…国勢調査などで州を4地域に分けているので、この北東部・中西部・南部・西部から1州ずつを抽出

ドイツ…16州のうち、人口と地域性を考慮して4州を抽出

【大学選択】

○学校種別…大学以外の学校についても、調査に含める

○設置区分…国公立・私立の区別がある場合は、それぞれについて選出

○所在地…地域性に配慮し、学校所在地が偏らないようにする

○取組…ホームページなどにより、障害学生支援が充実していると思われる学校を選出

送付先一覧

【行政機関】

No.	国名	国・州	組織名
1	アメリカ	アメリカ合衆国 U.S.A	U.S. Department of Education
2		カリフォルニア州 State of California	California Department of Education
3		ネブラスカ州 State of Nebraska	Nebraska Department of Education
4		ミシシッピ州 State of Mississippi	Mississippi Department of Education
5		マサチューセッツ州 State of Massachusetts	Massachusetts Department of Education
6	イギリス	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国 The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	Department for Innovation, universities & Skills
7	フランス	フランス共和国 République française	Ministere de l'Enseignement superieur et de la Recherche
8	ドイツ	ドイツ連邦共和国 Bundesrepublik Deutschland	Bundesministerium für Bildung und Forschung
9		ニーダーザクセン州 Land Niedersachsen	Niedersächsisches Ministerium für Wissenschaft und Kultur
10		ベルリン市 Berlin	Senatsverwaltung für Bildung, Wissenschaft und Forschung
11		バーデン・ヴュルテンベルク州 Land Baden-Württemberg	Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst
12		メクレンブルク・フォアポンメルン州 Land Mecklenburg-Vorpommern	Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur
13		ノルトライン・ヴェストファーレン州 Land Nordrhein-Westfalen	Ministerium für Innovation Wissenschaft, Forschung und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalen
14		ドイツ学生互助会	Deutsches Studentenwerk
15	韓国	大韓民国 Republic of Korea	Ministry of Education & Human Resources Development

【高等教育機関】

No.	国名	州(地区)	区分	名称
1	アメリカ	カリフォルニア California	大学(公)	カリフォルニア大学ロサンゼルス校 University of California, Los Angeles
2			大学(私)	南カリフォルニア大学 University of Southern California
3			短大	ミラコスタ短期大学 MiraCosta College
4		ネブラスカ Nebraska	大学(公)	ネブラスカ大学リンカーン校 University of Nebraska, Lincoln
5			大学(私)	クレイトン大学 Creighton University
6			短大	ウェスタンネブラスカ短期大学 Western Nebraska Community College
7		ミシシッピ Mississippi	大学(公)	ミシシッピ大学 The University of Mississippi
8			大学(私)	ミルサップス大学 Millsaps College
9			短大	ハインズ短期大学 Hinds Community College
10		マサチューセッツ Massachusetts	大学(公)	マサチューセッツ大学ローウェル校 University of Massachusetts, Lowell
11			大学(私)	ハーバード大学 Harvard University
12			短大	バンカーヒル短期大学 Bunker Hill Community College
13	イギリス	イングランド England	大学	ケンブリッジ大学 University of Cambridge
14		スコットランド Scotland	大学	アバディーン大学 University of Aberdeen
15		ウェールズ Wales	大学	カーディフ大学 Cardiff University
16		北アイルランド Northern Ireland	大学	クイーンズ大学ベルファスト校 Queen's University Belfast
17	フランス	パリ Paris	グランゼ コール	パリ高等師範学校 Ecole Normale Supérieure, Paris
18		パリ Paris	大学	パリ第4大学 Université Paris Sorbonne-Paris IV
19		イゼール Isère	大学	グルノーブル大学(連合) Grenoble Universités
20		セーヌ・マリティーム Seine-Maritime	大学	ルーアン大学 Université de Rouen
21		ピュイ・ド・ドーム Puy-de-Dôme	大学	オーベルニュ大学(クレルモン第1大学) Université d'Auvergne

No.	国名	州(地区)	区分	名称
22	ドイツ	ニーダーザクセン Land Niedersachsen	大学	ゲッティンゲン大学 Georg-August-Universität Göttingen
23		ベルリン Berlin	大学	ベルリン大学 Humboldt-Universität zu Berlin
24		バーデン・ヴュルテンベルク Land Baden-Württemberg	大学	シュツットガルト大学 Universität Stuttgart
25		バーデン・ヴュルテンベルク Land Baden-Württemberg	大学	マンハイム大学 Universität Mannheim
26		メクレンブルク・フォアポンメルン Land Mecklenburg-Vorpommern	大学	ロストック大学 Universität Rostock
27		ノルトライン・ヴェストファーレン Land Nordrhein-Westfalen	高等 専門学校	ドルトムント高等専門学校 Fachhochschule of Dortmund
28	韓国	ソウル特別市	大学(公)	ソウル大学校 Seoul National University
29		ソウル特別市	大学(私)	高麗(コリヨ)大学校 Korea University
30		釜山広域市	大学(公)	釜慶(プギョン)大学校 Pukyong National University
31		釜山広域市	大学(私)	慶星(キョンソン)大学校 Kyungsung University
32		京畿道城南市	専門大学	新丘(シングウ)大学 Shingu College

5 総括表

	アメリカ	イギリス	フランス
障害学生数 及び 障害学生となる 基準	2003-2004 学士課程在籍者のうち 2,156,000人(11.3%) 〔教育統計センター〕 学生の自己申告による。	2005-2006 大学1年次在籍者のうち 45,425人(6.4%) 〔高等教育統計局〕 学生の自己申告による。	2005-2006 高等教育機関入学者のうち 8,411人(2.2%) 〔国民教育省〕 学生の自己申告による。
法令・施策	・リハビリテーション法第504条 ・ADA法第2章、第3章 これらの法律で定義された「適格障害者」に対して、 障害に基づいた差別をすることを禁止している。連邦 または州からの財政補助を受けている高等教育機関 はリハビリテーション法第504条とADA法の第2章が、 それ以外の、私立の高等教育機関等は、ADA法の第 3章が適用となる。訴訟などにより、違法と判断され た場合には、補助金の停止などの罰則を科される。	・1995年障害者差別禁止法 ・2005年障害者差別禁止法 ・1992年継続教育および高等教育法 教育の分野においても、1995年障害者差別禁止法に より、障害者への配慮を義務付けており、1992年継 続教育および高等教育法を修正している。また、大 改正された2005年障害者差別禁止法では、障害者 の機会均等を促進するよう定めている。	・権利および機会の平等、障害者の参加と市民権に 関する法律2005-102号 ・大学と障害憲章(2007年9月5日制定) 権利および機会の平等、障害者の参加と市民権に関 する法律2005-102号では、高等教育機関における障 害学生への機会均等と支援の整備を定めている。ま た、これを受けて制定された大学と障害憲章では、高 等教育・研究省(MESR)と労働・社会関係・連帯省 (MTRSS)、及び大学学長会議(CPU)のそれぞれ が、健常学生と障害学生の機会の平等を確立するこ と等を目的に、実施する取組の詳細を定めている。
予算措置	障害に関する研究・訓練センターやリハビリテーシ ョン工学センターへの資金供与、研究開発事業や情報 収集・提供事業の分野の委託助成等。	障害学生が在籍していることによる高等教育機関へ の予算措置については、不明である。	高等教育機関の予算のうち、一定部分は、国と高等 教育機関の契約(4年契約)により配分される。国は 目標を設定し、その効果・効率等を測る尺度として指 標を示す。この、国の契約指標の中に、「身体障害を 持つ学生の比率」と「身体障害を持つ学生のための 予算」が設定されている。
経済的支援	国による、障害学生に特化した直接の支援制度は無 い。	・障害学生手当(Disabled Students' Allowances) 非省庁公共機関(Non-Departmental Public Body: NDPB)の一つであるスチューデント・ローンズ・カンパ ニー(Student Loans Company Limited: SLC)が業務 を担当している。フルタイムまたはパートタイムの学 部学生と、一部のフルタイムまたはパートタイムの大 学院生で、身体障害、精神疾患、または特異性学習 障害があり、その障害が学習活動に影響を与えると 証明された学生に対し、学習活動上のヘルパーの費 用、特殊な機器の購入費、交通費、その他各コース 特有の費用が支給されるもの。	障害学生に特化した奨学金制度は無いが、高等教 育機関奨学金は、通学距離、子供の有無、世帯収入等 により等級を決定し、等級に応じた奨学金が支給さ れている。その等級決定のための評価項目に、障害 に関する項目が含まれている。 また、一般学生の年齢制限は、障害学生に関しては 適用されず、継続受給期間についても配慮がなされ ている。
関係団体	不明	・Skill(National Bureau for Students with Disabilities) 16歳以上の障害学生の修学機会の促進と学習の支 援を行う登録チャリティ団体※ ※一チャリティ法(Charities Act 1960,1992,1993,2006)に規定され、チャリティ委員会 (Charity Commission)という独立した行政機関により 運用される。非営利性及び公益性が要件となる。	不明
その他		高等教育機関に対しては、高等教育審査機関 (QAA)による教育評価が実施されている。QAAで は、教育機関の水準あるいは基準になるものとして 実施規範(Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education) を作成しており、その中には障害学生の教育に関す る章も設けられている。	

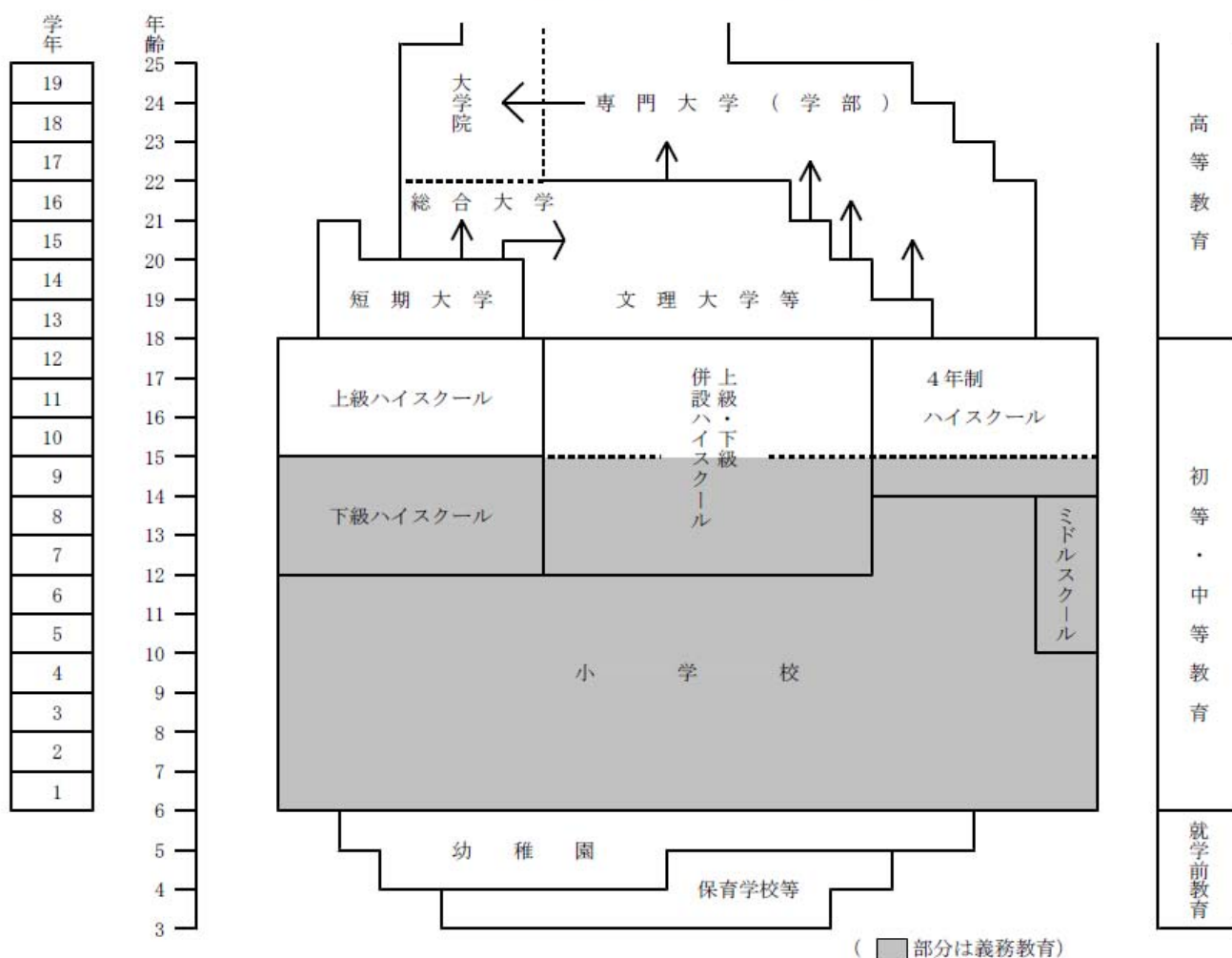
ドイツ	韓国	日本
<p>2006 高等教育機関在籍者のうち19%</p> <p>※人数の公表は行われていない。 〔ドイツ学生互助会 社会調査〕</p> <p>学生の自己申告による。</p>	<p>4,119人(0.19%) 〔韓国の教育資源部回答〕</p> <p>特殊教育振興法第9条第2項(特殊教育実態調査)に関連する、特殊教育対象者の診断・評価・審査および選定の基準による。</p>	<p>2006年 学部及び大学院在学者のうち4,937人(0.16%) 〔平成18年度日本学生支援機構実態調査〕</p> <p>①「身体障害者福祉法」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、障害者として手帳を交付されている者 ②大学の健康診断などで、支援が必要と判断された者 ③医師の診断書がある者</p> <p>※日本学生支援機構実態調査の定義</p>
<p>・障害者同権法 ・高等教育大綱法 ・平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律</p> <p>高等教育大綱法では高等教育機関の基本的使命・入学許可・法的地位などを規定していたが、2008年10月1日に失効する予定である。 障害に関する法律は、2002年の障害者同権法があるが、2006年に平等待遇原則の欧州指令を受けて制定した平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律で、包括的な差別の禁止と平等待遇が定められた。</p>	<p>・障害者差別禁止及び権利救済に関する法律(2007年4月10日制定、2008年4月11日施行) ・障害者などに対する特殊教育法(2007年5月25日制定、2008年5月26日施行)</p> <p>障害者差別禁止及び権利救済に関する法律では、教育の節が設けられ、高等教育機関を含むすべての教育機関での障害者の差別を禁止し、正当な便宜供与を義務付けている。障害者などに対する特殊教育法は、従来の特殊教育振興法を全面改正したものであり、こちらも、高等教育機関において、障害学生に対する正当な便宜の供与、支援に必要な部署又は担当者の設置を義務付けている。</p>	<p>・障害者基本法 ・教育基本法第4条第2項 ・発達障害者支援法第8条第2項</p> <p>障害者基本法では、障害者に対する包括的な差別禁止と機会均等を定めており、教育基本法では、国及び地方公共団体が、障害者に対し、教育上必要な支援を講じなければならないとしている。また、発達障害者支援法では、大学及び高等専門学校が、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をすることを定めている。</p>
<p>高等教育機関の主たる財政負担者は州である。このため、予算措置についても州ごとに異なる。回答があった州のうち、ニーダーザクセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州については、障害学生が在籍していることによる高等教育機関への予算措置は行っていない。</p>	<p>・障害学生のためのヘルパー支援プログラム 一大学あたり平均3千万ウォン</p> <p>・障害学生に対し、学内生活の便宜を図るための教授・学習ヘルパー費用を支援(国庫70・大学30) 一学期あたり100万ウォン</p>	<p>(国立大学) 国からの運営費交付金のうち、在籍する障害学生の人教等をもとに、障害学生学習支援等経費として交付される。</p> <p>(私立大学) 在籍する障害学生の人教と、学内の具体的配慮の整備状況により、国からの私立大学等経常費補助金に、特別補助が加算される。</p>
<p>連邦奨学金法(BAfoG)では、両親の所得水準、最長助成期間の延長、特別な返済方法を設けて、障害学生の特異な状態を考慮しているが、就学中において障害により生じる支出については、考慮していない。しかし、社会法典(Sozialgesetzbuch: SGB)第2編および第12編に基づき、障害のために発生する就学期間中の費用について、障害や慢性疾患を持つ学生は申請の上、給付を受けることができる。</p>	<p>国による、障害学生に特化した直接の支援制度は無い。</p>	<p>国による、障害学生に特化した直接の支援制度は無い。</p>
<p>・ドイツ学生互助会(Deutsches Studentenwerk)</p> <p>高等教育機関において、食堂及び学生寮の運営・住宅斡旋・学生相談等の学生生活に関する業務を担う、高等教育機関とは独立した組織。障害学生の支援に関しても、学生互助会の事業として障害学生情報相談所があり、障害を持つ学生の窓口となっている。</p>	<p>無し</p>	<p>独立行政法人 日本学生支援機構</p>
		

6 調査結果（各国編）

（1）国・州における障害学生支援

① アメリカ合衆国

アメリカ合衆国の学校系統図



- 就学前教育**—就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。
- 義務教育**—就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は、9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。
- 初等・中等教育**—初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は①6-3(2)-3(4)年制、②8-4年制及び③6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。2004年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校32.8%、6年制小学校18.2%、8年制小学校8.0%、ミドルスクール17.5%、初等・中等双方の段階にまたがる学校7.8%、その他8.9%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)11.2%、上級ハイスクール(3年制)2.6%、4年制ハイスクール48.6%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)11.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.2%及びその他7.4%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。
- 高等教育**—高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部) (Professional schools) 及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

文部科学省「教育指標の国際比較」(平成20年版)より転載

アメリカ

1 はじめに¹

アメリカでは、教育は合衆国憲法の中に規定されていないことから、憲法修正第 10 条に従って、州の専管事項とされている。連邦の役割は、教育の機会均等の保障など、教育の支援にとどまっております。一般的には、奨学金事業や研究助成を、各大学や大学システムを単位として行うため、連邦からの州を介した政策や方針の導入、提示は行われません。

このような行政構造において、国内のほとんどの高等教育機関で、取組の違いはあっても障害学生支援の体制が整備されている大きな要因は、やはりリハビリテーション法（The Rehabilitation Act）第 504 条および障害をもつアメリカ人法（Americans with Disabilities Act : ADA）にあると考えられる。1964 年公民権法（Civil Rights Act of 1964）では、人権、皮膚の色、宗教、出身国による差別禁止を定めているが、障害に関しては明記されていなかったため、障害者差別禁止を定めたリハビリテーション法と ADA 法は、障害に関する公民権法として位置付けられている。このため、教育機関におけるリハビリテーション法及び ADA 法の遵守を監督しているのは、連邦教育省内の公民権局である。ここでは、高等教育への進学を希望する障害者の権利についての情報提供も行われている。

2 障害学生

教育統計センター（National Center for Education Statistics : NCES）の統計²によると、2003 年－2004 年に学士課程に在学する学生は 19,054,000 人、大学院課程に在学する学生は 2,826,000 人である。このうち障害学生は学士課程で 2,156,000 人、大学院課程で 189,000 人であり、障害学生の在籍率は、それぞれ、11.3%、6.7%となる。〔表 1〕

この統計において、障害学生の障害種別の内訳は見受けられない。そのため参考として、2005 年の 3 歳～21 歳における障害種別の人数〔表 2〕、NCES が 1999 年に発表した統計資料³の高等教育機関における障害種別の人数〔表 3〕をあわせて示す。

¹ この節の記述は、一部、財務省財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」に依った。

² Digest of Education Statistics 2006

³ An Institutional Perspective on Students with Disabilities in Postsecondary Education

[表1] 表215. 高等教育機関における課程、障害の有無、およびその他の
カテゴリー別にみた在学生の数と割合（2003-2004年）

	学士課程	大学院課程 及び第一専門職 ¹
障害を持たない学生	16,897,000	2,637,000
障害を持つ学生 ²	2,156,000	189,000
計	19,054,000	2,826,000

1-カイロプラクティック学、医学、歯学、オプトメトリー学、オステオパシー学、薬学、
ポダイアトリー学、獣医学、法学、神学

2-特異性学習障害、視覚障害、難聴、ろう、言語障害、肢体不自由、病弱のうち、1つ
または複数を持つと名乗り出た学生

[教育統計センター2007年]

[表2] 表48. 連邦障害支援プログラムを提供した障害種別の
児童生徒数(3歳-21歳)
(2005年-2006年)

障害種別	児童生徒数
特異的学習障害	2,735,000
スピーチ/言語障害	1,468,000
精神遅滞	556,000
情緒障害	477,000
聴覚障害	79,000
身体・運動障害	71,000
その他の健康障害 ¹	570,000
視覚障害	29,000
重複障害	141,000
盲ろう	2,000
自閉症	223,000
外傷性脳損傷	24,000
発達遅滞	339,000
計	6,713,000

1-その他の健康障害は、心臓病、結核、リウマチ熱、腎炎、
ぜんそく、鎌状赤血球貧血、血友病、てんかん、鉛中毒、
白血病、糖尿病など

[教育統計センター2007年]

〔表3〕 表4. 1996-97年または1997-98年に、2年および4年制の高等教育機関に入学した、障害種別の学生数

障害種別	学生数
聴覚障害	23,860
盲・視覚障害	18,650
スピーチ/言語障害	4,020
移動・運動障害	59,650
特異的学習障害	195,870
健康障害	49,570
精神/情緒障害	33,260
その他の障害	38,410
計	428,280

※学生数は四捨五入されているため、合計数で差異が出る

〔教育統計センター1999年〕

3 法令・施策

リハビリテーション法は、1920年に「職業リハビリテーション法」として、戦傷者及び障害者を対象に職業リハビリテーション・医学的リハビリテーションを実施する目的で制定された。1973年の大改正により「リハビリテーション法」となり、第504条も、この改正により加えられた。第504条は、連邦の財政補助により実施されるプログラムについて、障害者のアクセスの保障や、障害に基づいた差別を禁止する、障害者差別禁止に関するアメリカ初の立法であるといわれている。

リハビリテーション法第504条は以下のように規定されている。

(a) 第7条(20)に定義する、その他の形で資格の認められる米国内の障害者は、単にその障害を理由として、連邦から財政援助を受けているプログラムや活動、あるいは行政機関や米国郵政公社の行うプログラムや活動に関して、参加を拒まれたり、恩恵を否定されたり、差別されたりしないものとする。各当該機関の長は、1978年の「リハビリテーション、包括的なサービス、及び発達障害法」により本条に加えられた修正を実施するための必要に応じて規則を発表するものとし、規則案の写しは議会の適切な認可委員会に提出されるものとする。こうした規則は、委員会に提出されてから30日以上経過しなければ発効しない。

(b) 本条に於いて「プログラムや活動」という語は、以下の組織の事業一切を意味する。

(中略)

(2) (A) 単科大学、総合大学またはその他の中等教育以降の教育機関、あるいは公共高等教育システム

(以下略)

これに関し、連邦教育省公民権局は、以下の通り教育に関する留意事項の説明をしている。

第 504 条と ADA 法第二章により、初等教育、中等教育および高等教育の児童生徒や学生は差別から守られています。ですが、高校を通じて適用されるいくつかの要求条件は、高校以降に適用される要求条件とは異なります。例えば、第 504 条では、学区に対し、その学区の管轄権内の障害のある子供それぞれに無償の適切な公教育 (FAPE) を提供することを求めています。障害がなんでもあれ、学区は個人の教育の必要を認識して通常もしくは特別の教育を提供し、また、障害のない学生の必要を満たすばかりでなく、こうした必要を満たすために必要な関連する支援およびサービスを提供しなければなりません。

高校と違って、高等教育機関は FAPE の提供を求められていません。そうではなくて、高等教育機関は、障害に基づいた差別を決してしないために必要な、適切な学習上の調整を行うことを求められます。また、障害のない学生に住居を提供している高等教育機関の場合、障害のある学生にも同じ費用で、同様の便利でアクセス可能な住居を提供しなければなりません。

その後、1990 年には、リハビリテーション法の適用外だった、地方自治体や公共施設、民間企業などを対象として、障害者差別禁止を定めた ADA 法が制定された。連邦または州からの財政補助を受けている高等教育機関はリハビリテーション法第 504 条と ADA 法の第二章が、それ以外の、私立の高等教育機関は、ADA 法の第三章が適用となる。〔資料編参照〕

ADA 法

第 II 章 公共サービス

パート A 差別禁止およびその他の一般適用条項

第 12131 条 定義

本章で使用する場合、以下の用語は以下の意味を有する。

(1) 公的機関

「公的機関」という用語は下記を意味する。

(A) 州もしくは地方自治体

(B) 州、複数の州もしくは地方自治体の省、庁、特区、もしくはその他の補助部門

(以下略)

第 III 章 民間機関が運営する公共施設および公益事業

第 12181 条 定義

本章で使用する場合、下記の用語は下記の意味を有する。

(6) 民間機関

「民間機関」という用語は、公的機関（本編第 12131 条(1)に定義）以外の組織や団体を意味する。

(7) 公共施設

以下の民間機関は、当該機関の運営が通商に影響するのであれば、本章では公共施設と考えられる。

(中略)

(J) 保育園、小学校、中等学校、大学学部生や大学院生の私立学校またはその他の教育施設

(以下略)

リハビリテーション法第 504 条と ADA 法では、適格障害者の定義も行っている。これらの法律で、アクセスの保障や障害に基づいた差別を禁止しているのは「適格障害者」だからである。

リハビリテーション法施行規則第 28 編 41 (Code of Federal Regulations : CFR Title 28, Part 41) では「(b) サービスについて、適格障害者とは、かかるサービスの受領のための必須の資格要件を満足させている者をいう。」と定義されており、また、ADA 法第二章第 12131 条第 2 項では「障害のある個人であって、規則、方針もしくは実践に対する合理的な修正の有無にかかわらず、建築上、通信上もしくは移動上の障壁の除去の有無にかかわらず、あるいは補助的支援およびサービスの提供の有無にかかわらず、サービスの享受について、あるいは公的機関が提供するプログラムもしくは活動への参加についての本質的な適格要求条件に適合する者を意味する。」と定義されている。

高等教育機関での適格障害者とは、障害者であることのみならず、合理的配慮の有無に関わらず入学に関する本質的な条件を満たしている者ということである。また、高等教育機関では、適格障害者に対し、適切で合理的な配慮を提供することを求められるが、公民権局の解釈にあるとおり、①サービス、プログラムなど活動の性質を根本的に改変すること、②過度な金銭上、管理上の困難を伴うこと③個人的性質のサービスや装置を提供すること、は求められない。公民権局の説明は次のとおり。

学習支援の提供に当たって、高等教育機関は、本質的な要求を引き下げたり、大幅に修正したりすることは求められません。例えば、教育機関が試験時間の延長を求められることはあっても、試験の実質的な内容を変更することは求められません。また、高等教育機関は、サービス、プログラムもしくは活動の性質を根本的に改変するような、あるいは金銭的な、もしくは管理上の過度の負担が生じる結果となるような修正を行うには及びません。最後に、高等教育機関は、個人的な付き添い、個別の所定の装置、個人的な利用や勉強のための朗読者、またはその他、個人指導、タイプ打ちなどの個人的性質の装置やサービスを提供するには及びません。

障害学生が支援を申し出た場合、これらに照らし合わされた上で、配慮は決定される。障害学生が、その決定を不服とした場合は、学内の担当部署で調停を行い、そこで解決されない場合は、訴訟となることもある。訴訟などにより、違法と判断された場合は、その機関は罰則を科されることとなる。

4 予算措置

連邦教育省内にある国立障害・リハビリテーション研究所 (National Institute on Disability and Rehabilitation Research) では、主に大学の諸機関などが行う障害者支援に関する研究や実践に対して助成金を交付している。しかし、これらは主に、障害に関する研究・訓練センターやリハビリテーション工学センターへの資金供与、研究開発事業や情報収集・提供事業の分野の委託助成等である。

5 障害学生への経済的支援

国による、障害学生に特化した奨学金制度は無い。

参考文献：

文部科学省「諸外国の高等教育」

財務省財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」

広瀬洋子「米国、EUの大学における障害者支援と日本の大学の現状」

(メディア教育開発センター，2005年)

渡部テイラー美香「目に見えない障害のある大学生の就学支援：アメリカモンタナ大学の
事例」(モンタナ大学，2007年)

教育統計センター (National Center for Education Statistics : NCES)

<http://nces.ed.gov/>

連邦教育省公民権局 (U.S. Department of Education Office for Civil Rights)

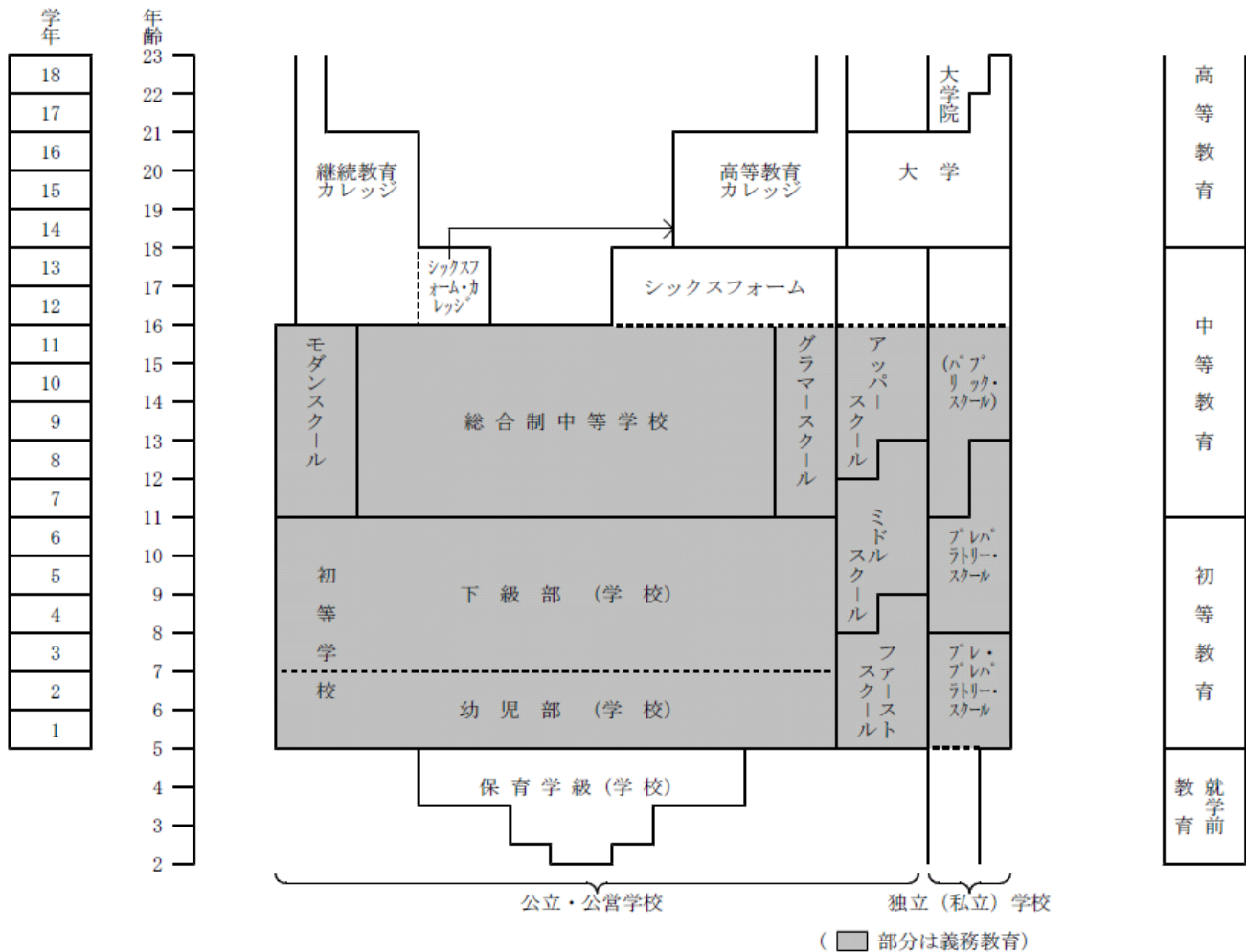
<http://www.ed.gov/about/offices/list/ocr/index.html>

6 調査結果（各国編）

（1）国・州における障害学生支援

② イギリス

イギリスの学校系統図



- 就学前教育**—保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。
- 義務教育**—義務教育は5～16歳の11年である。
- 初等教育**—初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（幼児部）と7～11歳のための後期4年（下級部）とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部（学校）・下級部（学校）に代えてファーストスクール（5～8歳、5～9歳など）及びミドルスクール（8～12歳、9～13歳など）が設けられている。
- 中等教育**—中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラママー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立（営）学校、国庫補助学校及び公費補助を受けない独立学校の3つに分類される。国庫補助学校は、従来公立（営）学校であったものが、地方教育当局の所管を離れ、国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である（1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付）。また、独立学校には、いわゆるパブリック・スクール（11、13～18歳）やプレパトリー・スクール（8～11歳、13歳）などが含まれる。
- 高等教育**—高等教育機関には、大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位（学士）取得課程（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク（34校）があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ（後述）においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。
- 継続教育**—継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

文部科学省「教育指標の国際比較」（平成20年版）より転載

イギリス

1 はじめに¹

一般的にいう「イギリス」とは、イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドの四つの地域から成り立っており、正式名称であるグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) はこれら四つの地域の総称である。イングランド以外の三つの地域には地域議会が創設され、特にスコットランドについては、教育などの特定の分野において、スコットランド議会 **Scottish Parliament** が一次的な立法権を持つ。ここでは、特に断りのない限りイングランドの制度を対象としている。

イギリスの高等教育機関の歴史は古いが、エリート養成機関であったため、進学率は長く 1 割にも満たなかった。しかし、19 世紀から 20 世紀にかけて、社会経済の要請に応える形で世俗的、近代的な教育機関へと変化が始まる。特に、1980 年代からは、10 年足らずで本格的な高等教育の大衆化時代に突入することとなった。文部科学省「教育指標の国際比較」(平成 20 年版)によると、2005 年のフルタイム進学者²の高等教育進学率は 62.6%となっている。

2 障害学生

高等教育統計局 (The Higher Education Statistics Agency : HESA) の統計³によると、2005 年-2006 年に高等教育機関に在籍する 1 年次学生は、学部で 711,590 人、大学院で 184,085 人となっている。このうち、障害があることを申告している学生は、学部で 45,425 人、大学院で 9,410 人であり、一年次の障害学生の在籍率は 6.4%と 5.1%となる。障害種別の内訳は以下の通りとなっている。

¹ この節の記述は、主に文部科学省「諸外国の高等教育」に依った。

² フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで、この他にパートタイムがある。パートタイムとは 1 日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合、修業年限がフルタイムより長くなる課程である。(文部科学省「教育指標の国際比較」(平成 20 年版)より)

³ 基データでは、0、1、2 は 0 に切り捨て、他のすべての数字は、最も近い 5 の倍数に切り上げ、あるいは切り捨てで集計されているため、表の合計に差異が出ている。

表11b - 資格目標、学習形態、性別、障害ごとの1年目の英国居住の高等教育学生、
2005年－2006年

		大学院	大学	計
既知の障害なし		163,975	574,375	738,350
わかっていない 調べていない		10,700	91,795	102,495
障害学生計		9,410	45,425	54,830
障害 種別	失読症	3,915	19,740	23,655
	盲・弱視	260	1,180	1,440
	聾・聴覚障害	490	2,420	2,910
	車イス使用者 移動機能障害	445	1,930	2,375
	介護支援	10	75	90
	精神障害	380	2,490	2,865
	自閉症スペクトラム障害	55	420	475
	見えない障害(#7)	2,105	7,710	9,815
	重複障害	570	4,110	4,675
	その他の障害	1,180	5,350	6,525
合計		184,085	711,590	895,675

#7－みえない障害の例として、糖尿病、てんかん、またはぜんそくなどがある

〔高等教育統計局2007年〕

なお、この調査においては障害に関して、次のとおり定義されている。

「障害分類とは障害の種類を示しており、学生の自己評価に基づいている。継続学生については、かかる情報が既に報告済みである場合は、各機関は学生の障害状況について「問い合わせせず(not sought)」と記録することを認められている。その結果、一部の学生に関して障害状況データが未報告の教育機関も存在する。さらに、学生に対しても障害状況の報告を義務づけてはいない。従って、HESAの各分析において報告されている数値は、学生人口全体を必ずしも示すものではないサブセットから導き出されたものである点を指摘しておかなければならない。」

3 法令・施策

1995年、障害者差別を規制する法律として1995年障害者差別禁止法 (Disabled Discrimination Act 1995) が制定された。この法律は、障害者に、雇用、教育、物・設備・サービスへのアクセス、及び土地や資産の購入や賃貸に係る権利を付与するものである。〔資料編参照〕

その後、2004年10月の改正を経て、2005年12月5日、2005年障害者差別禁止法 (The Disabled Discrimination Act 2005) が施行された。これは、1995年障害者差別禁止法を大きく改正するものであり、HIV感染者・がん患者及び多発性硬化症患者を診断に基づいて保護の対象とすること、精神障害者が保護を受けるための要件としての「医学的な認証」を不要とすること、公共団体において障害者の機会均等を促進すること等を内容としている。

この主な内容のうち、公共機関（地方自治体並びにヘルスケアから教育に至るまでの各種サービスを供給する業者を含む）における障害者の機会均等の促進については、2006年12月に施行されている。

4 予算措置

高等教育機関の収入は、大半が公財政からの収入だが、交付は国が直接行うのではなく、非省庁公共機関 (Non-Departmental Public Body : NDPB) の一つである高等教育財政審議会⁴ (HEFCs) が、それぞれの大学運営に係る標準経費を算出し、配分する。

障害学生が在籍していることによる高等教育機関への予算措置については、不明である。

5 障害学生への経済的支援

国による障害学生への経済的な支援として、障害学生手当 (Disabled Students' Allowances) がある。この手当は、非省庁公共機関 (Non-Departmental Public Body : NDPB) の一つであるスチューデント・ローンズ・カンパニー (Student Loans Company Limited : SLC) が業務を担当している。フルタイムまたはパートタイムの学部学生と、一部のフルタイムまたはパートタイムの大学院生で、身体障害、精神疾患、または特異性学習障害があり、その障害が学習活動に影響を与えると証明された学生に対し、学習活動上のヘルパーの費用、特殊な機器の購入費、交通費、その他各コース特有の費用が支給されるものである。

SLC作成のガイドブックによると、支給を希望する障害学生は、身体障害と精神疾患については、医師や専門家からの手紙などの、障害を医学的に証明するものを提出する。なお、特異性学習障害については、障害を証明するものとして、精神分析医やその障害に適した資格を持つ専門教員が作成した診断的アセスメント (diagnostic assessment) と呼ばれる審査書を該当地方自治体に提出する必要がある。支給が認定されると、在籍するコースで必要になる機器やサービスを選定・準備するためのDSAニーズアセスメントを受け、給付額が決定する。この給付額には、学種及び費用ごとに上限が定められている。

⁴ 日本語訳は文部科学省「諸外国の高等教育」に準じた

なお、2008年9月より、障害学生手当のうち、医療を伴わない支援（ノートテイク・手話など）に関する手当の上限額が60%増額され、フルタイム学生の場合は、£12,420から£20,000に、パートタイムの学生の場合は、£9,315から£15,000に、また、大学院生の場合は£5,915から£10,000に上げることが発表された。

6 その他

イギリスにおける高等教育機関の質の保障として、教育評価と研究評価が実施されている。教育評価は、1990年より全国副学長協会⁴（CVCP。現在のUKK）、これを引き継いだ高等教育水準評議会⁴（HEQC）が実施するとともに、1992年継続・高等教育法により高等教育財政審議会⁴（HEFCs）による教育評価が義務づけられたことで、1993年より分野単位の質の評価が始められた。その後、HEQCとHEFCsの教育評価部門が1997年に統合され、高等教育審査機関⁴（Quality Assurance Agency for Higher Education : QAA）となった。

QAAは、教育評価に伴う、教育機関としての基準あるいは水準になるものとして、実施規範（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education : the Code of practice）を提供している。この中には、障害学生の教育についての章も設けられている。〔資料編参照〕

なお、教育評価の結果、深刻な問題点や至急の改善が求められたうえ、その後の再監査によっても改善が認められない場合、国庫補助金教育経費の配分が停止される可能性がある。交付停止の判断は、QAAではなくHEFCsが行う。

参考文献：

文部科学省「諸外国の高等教育」

財務省財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」

厚生労働省「世界の厚生労働 2007」

高等教育統計局 (Higher Education Statistics Agency : HESA)

<http://www.hesa.ac.uk/>

Directgov (イギリス中央情報局) <http://www.direct.gov.uk/en/index.htm>

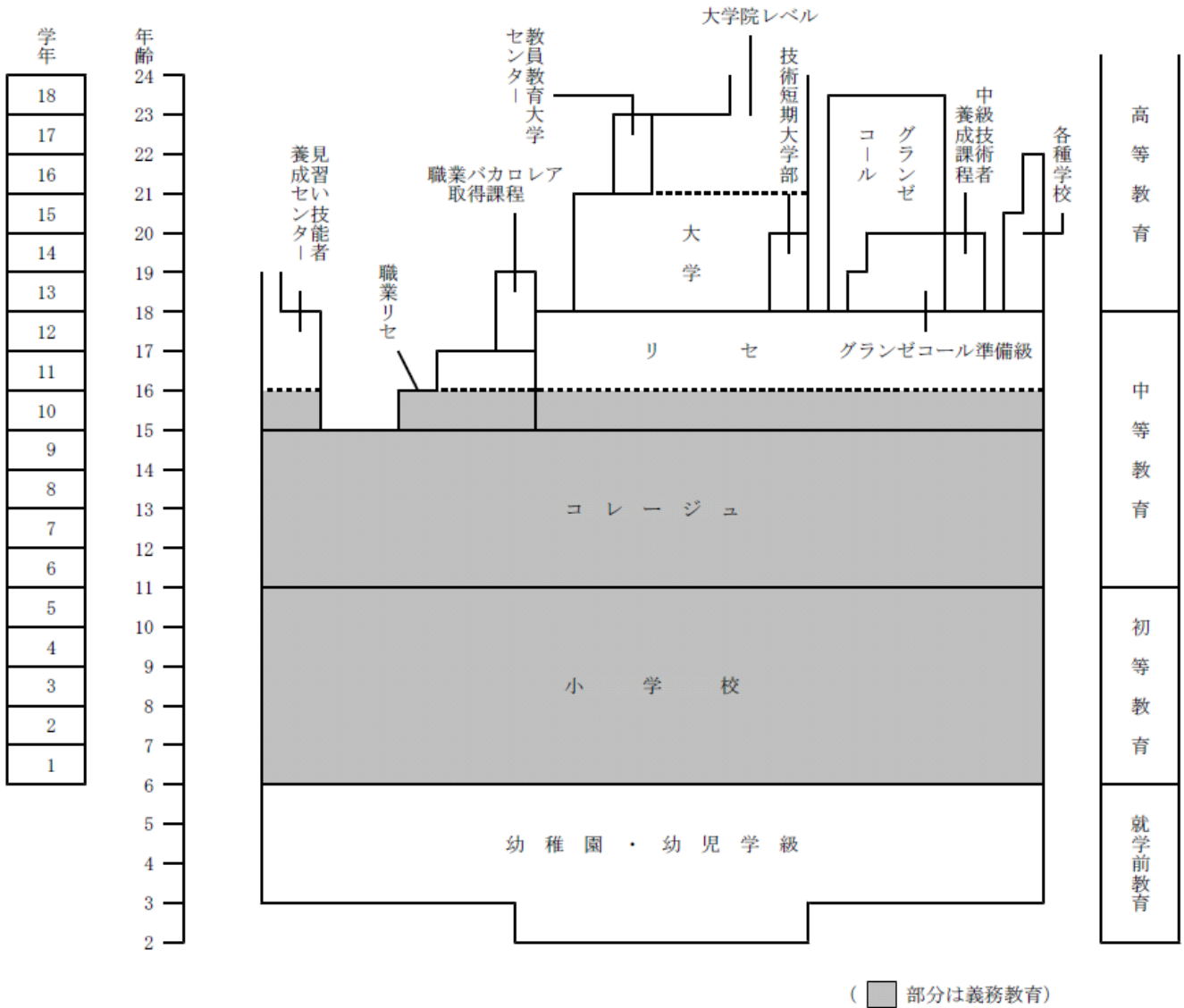
Student Finance Direct (SLCによる学生向けweb) <http://www.studentfinancedirect.co.uk/>

6 調査結果（各国編）

（1）国・州における障害学生支援

③ フランス

フランスの学校系統図



- 就学前教育**—就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。
- 義務教育**—義務教育は6～16歳の10年である。
- 初等教育**—初等教育は、小学校で5年間行われる。
- 中等教育**—前期中等教育は、コレッジ（4年制）で行われる。このコレッジでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ（2年制。職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年）等で行われる。
- 高等教育**—高等教育は、国立大学（学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している）、私立大学（学位授与権がない。年限も多様）、3～5年制の各種のグランゼコール（高等専門大学校）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター（2年制）がある。

文部科学省「教育指標の国際比較」（平成20年版）より転載

フランス

1 はじめに

フランスでは、現在、第1学年学生の約50%が進級できず、毎年90,000人もの学生が、学位を得る事なく大学を去るといった状況に陥っているといわれている。

このため、政府は2007年8月、「大学の自由と責任法」(Loi relative aux libertés et responsabilités des universités)を制定した。これは、フランスの大学が魅力ある場所となること、現状を改善すること、大学の学長に強力なリーダーシップを与えて大学を活性化させること、大学の研究が国際的なスケールで認知されること等を目指している。

また、この法律を検討中の同年5月、国民教育担当大臣と大学学長会議(CPU)、学生組合組織の会談が行われた際、国民教育担当大臣は、この新しい法案と平行して、以下の4項目を改善するように努力しなければならないと発表した。

1. 学生の生活条件(宿舎、健康、奨学金、障害者法への適用)
2. 大学関係者のキャリア支援(男女平等、昇進、待遇等)
3. 高等教育及び研究にかかる環境整備(建物、セキュリティ等)
4. 若手研究者・教育者の待遇(若手研究者の評価と待遇等)

この後、「大学の自由と責任法」と同じく、2007年9月に高等教育・研究省(MESR)と労働・社会関係・連帯省(MTRSS)、及び大学学長会議(CPU)により「大学と障害憲章」(Charte université-handicap)が調印された。これは、調印組織による、大学における障害学生に関する取組を定めたものである。[資料編参照]

2 障害学生

国民教育省(Ministère de l'Éducation nationale)のサイトには、handi-Uというwebページがある。ここでは、高等教育における障害学生の教育の平等を保障するため、関係法令、入学、資金援助、統計、大学ごとの担当部署・担当者の連絡先などの必要な情報を提供している。このhandi-U内に、障害学生に関する統計がある。

文部科学省「教育指標の国際比較」(平成20年版)によると、2005年の高等教育機関への入学者数は、381,644人となっている。このうち、handi-Uの統計による2005年入学の障害学生は8,411人となっていることから、在籍率は2.2%となる。

障害のある学生数
2005年－2006年

	大学 ¹	高級技術者学校 ²	教員教育大学センター ³	グランゼコール準備級 ⁴ 中級技術者養成課程	計
盲	218	1	3	8	230
視覚障害	826	20	24	89	959
聾	225	12	3	56	296
聴覚障害	446	18	5	63	532
肢体不自由	1,492	33	24	141	1,690
精神障害	683	79	1	181	944
長期の病気	978	93	9	857	1,937
言語障害 (失読症)	381	10	2	58	451
一時的な障害	316	2	3	32	353
その他の障害	847	23	28	121	1,019
計	6,412	291	102	1,606	8,411

1-88校のうち75校からの回答
2-79校のうち36校からの回答
3-32校のうち19校からの回答
4-32大学区のうち22区からの回答

〔国民教育省〕

高等教育機関入学者数は、複数の機関に登録している者がいるため、延数となっている。また、障害学生の調査にあたって、障害の有無についての回答は学生の任意である。さらに、注 1～4 の通り、調査対象全てから回答があったわけではない。

3 法令・施策

「障害者の機会、参加の権利、市民権の平等に関する 2005 年 2 月 11 日付法第 2005-102 号 (1)」（LOI n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées）の第 20 条では「高等教育機関は、障害者を健常学生と同等に入学させるよう定めた規則に則り、障害を有する、または障害となる健康上の問題を抱える学生を入学させ、障害者の学業に関する計画、展開、支援にあたり、状況に応じた整備を図りつつ教育を行う」と定めている。また、同条では、障害者の受入れおよび就職支援活動を行うにあたって「国は教育介助者を雇用することができる」と定めている。〔資料編参照〕

これらを受けて、2007 年 8 月に、「大学の自由と責任法」（Loi relative aux libertés et responsabilités des universités）が制定され、続いて同年 9 月に高等教育・研究省（MESR）と労働・社会関係・連帯省（MTRSS）、及び大学学長会議（CPU）により「大学と障害憲章」（Charte université-handicap）が調印された。

特に「大学と障害憲章」は、障害学生の受入れ制度の一貫性や明瞭性に尽くし、各関係者の責任を明確にすること、情報伝達、専門部署の設置など、大学の政策責任者が障害学生の受入れ制度に

積極的な取組が行えるようにすること、目的を実現するにあたって、必要と考えられる制度を多数設置できるようにすること、障害学生の自主性を強化しつつ、健常学生と障害学生の機会の平等を確立すること等を目的に、実際の受入れサービスと受入れに向けた責任ある取組の実現のために、特に大学等に対して、県障害者センター (Maisons Départementales des Personnes Handicapées : MDPH) と連携を取りながら、学生たちの教育に関する要求を検討し、健常学生たちと平等な機会を得られるような援助及び適応プランの実行求めている。

4 予算措置¹

高等教育機関における、研究費を除いた高等教育費は 9 割が公財政である。高等教育機関の予算のうち、一定部分は、国と高等教育機関の契約 (4 年契約) により配分される。2001 年に制定された予算組織法 (loi organique n°2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances : LOLF) は、2006 年予算より施行され、同年、LOLF が全面適用されてはじめての契約更新が行われた。LOLF により、国 (事業区分責任者 : 高等教育局長) は目標を設定し、その効果・効率等を測る尺度として指標を示す。高等教育機関は、国の目標並びに自己の戦略や政策に従って事業目標を設定し、戦略計画に盛り込み、国と契約を締結する。国の目標や各機関の事業目標は、国が示した指標に基づき達成度評価が行われる。

この、国の契約指標の中に、「身体障害を持つ学生の比率」と「身体障害を持つ学生のための予算」が設定されている。

5 障害学生への経済的支援

国による障害学生に特化した奨学金制度は無いが、フランスにおける高等教育奨学金は、家族住居及び学生住居からの通学距離、子供・兄弟の有無、世帯収入等により等級を決定し、等級に応じた奨学金が支給されている。

国民教育省が、2004 年 7 月 21 日付けで、大学区長、海外領土副大学区長、大学長、大学学校福利厚生地域センター長に発出している通達 No.2004-122 によると、等級決定において、「恒常的な障害のある (寮で 100%費用負担されていない) 奨学金申込者」及び「身体的障害があり第三者の介護が常時必要な奨学金申込者」について、評価の際に、負荷ポイントが課されている。

また、受給には、高等教育の始まる年の 10 月 1 日時点で 26 歳未満である必要があり、26 歳以上の場合、「奨学金を受給し続けるには、学業を中断してはならない。」と定められているが、障害学生に関しては、これらの年齢制限は一切適用されない。

さらに、各課程 (第一、第二) において、奨学金は修学期間に対し 1 年の追加受給が可能となるが、障害学生は、更に 1 年多く継続が可能となっている。

なお、ここでの障害学生とは、障害認定担当の教育委員会に認定された障害を持つ学生と定められている。

¹ この節の記述は、主に大場氏「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響」に依った。

参考文献：

文部科学省「諸外国の高等教育」

財務省財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」

大場 敦「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響」(広島大学, 2007年)

独立行政法人日本学術振興会 ストラスブール研究連絡センター

「大学の自治独立に関する法案 (Loi sur l' autonomie) をめぐる動き」(2007年)

「大学の自由と責任法の国民議会における採択について」(2007年)

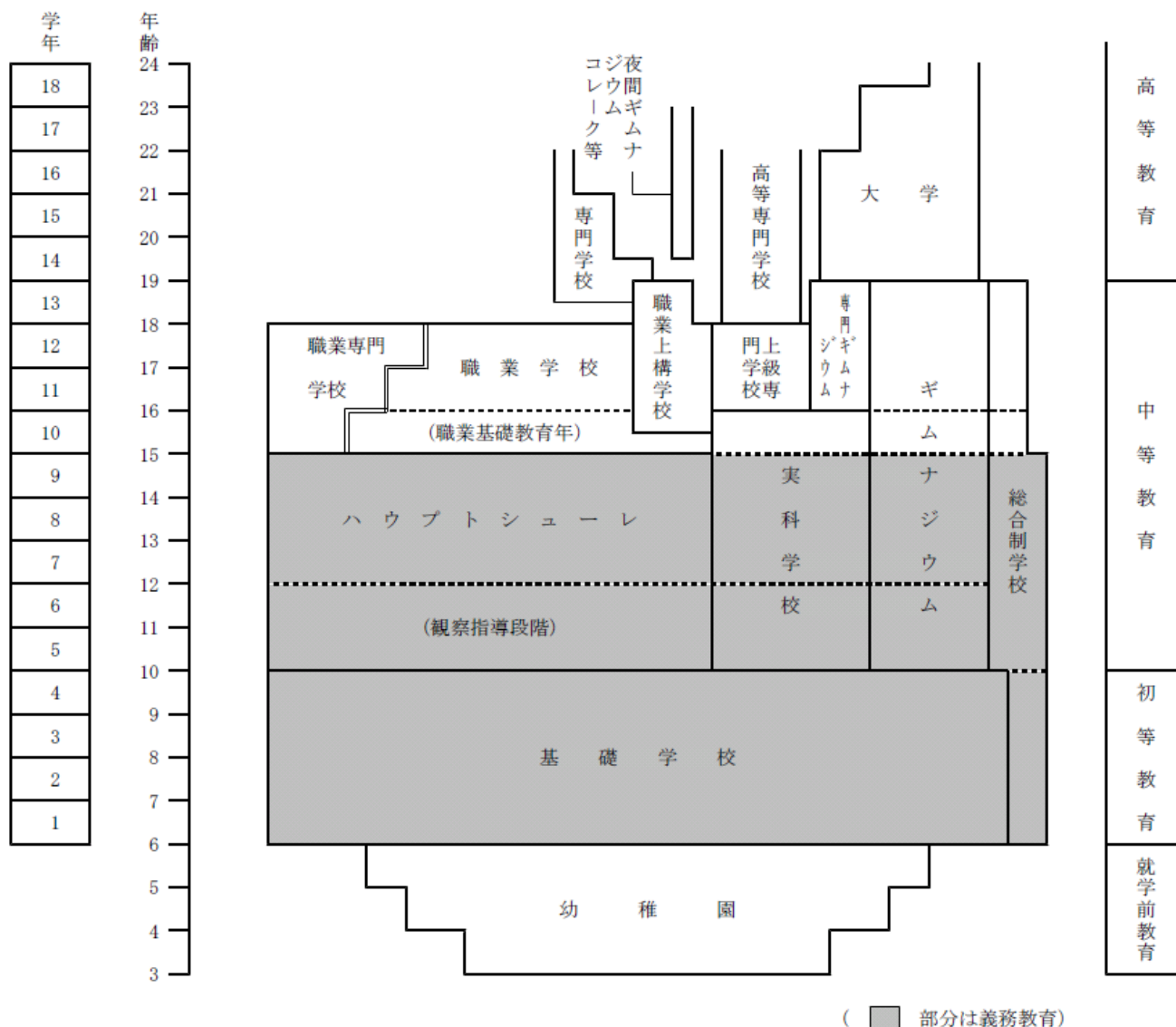
handi-U (フランス国民教育省) <http://www.sup.adc.education.fr/handi-U/>

6 調査結果（各国編）

（1）国・州における障害学生支援

④ ドイツ

ドイツの学校系統図



- 就学前教育**—幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 義務教育**—義務教育は9年（一部の州は10年）である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 初等教育**—初等教育は、基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 中等教育**—生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む。9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。後期中等段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
- 高等教育**—高等教育機関として、大学（総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など）と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされているが、これを超えて在学する者が多い。

文部科学省「教育指標の国際比較」（平成20年版）より転載

ドイツ

1 はじめに¹

ドイツ連邦共和国は、16の州で構成されており、州は連邦と同様にドイツ連邦共和国基本法に基づき、国家的機能の行使及び国家的任務（立法、行政、司法）を有する。特にドイツ連邦共和国基本法に定めのない限り、国家の権限の行使及び国家の任務の遂行は州の所管（基本法第30条）とされ、連邦の所管事項は基本法に列挙された事項に限られる。

州には、教育制度に関する立法権があるが、基本法第75条により、高等教育機関制度の一般原則に関しては、基本的には州の管轄であっても、連邦が原則を定めた大綱規定を制定する権限（大綱立法権）を持っていた。これに基づいて、高等教育機関の基本的使命・入学許可・法的地位などを規定した「高等教育大綱法」があった。

しかし、2006年9月基本法改正法律と連邦改革に伴う法律が発効したことにより、大綱立法権が廃止され、基本法第75条は削除された。これにより、高等教育大綱法は2008年10月1日に失効する予定である。高等教育機関の入学許可及び修了に関する事項は、連邦の競合的立法権（連邦が立法権を行使しない場合には州が立法権を行使できるもの（基本法第72条第1項））へと移行したが、基本法第72条第3項の追加により、州は、これらを逸脱する規定を採択することができるようになった。

このことにより、今後、州は、高等教育に関する独自のコンセプトの実現が可能となり、大学の自治も強化されるようになると見られている。

2 学生互助会

学生互助会は、ドイツの高等教育機関において、食堂及び学生寮の運営、住宅斡旋、学生相談等の学生生活に関する業務を担う、高等教育機関とは独立した組織である。学生が学期ごとに支払う共済費の他に、国の補助金、食堂や学生寮による収入などで運営されている。障害学生の支援に関しても、学生互助会の事業として障害学生情報相談所があり、障害を持つ学生の窓口となっている。また、学生の経済的社会的状況を調査するドイツ学生互助会社会調査を定期的実施しており、学生の収入・住宅・健康障害などの状況を把握・分析している。

¹ この節の記述は、一部、財務省財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」に依った。

3 障害学生

ドイツの連邦、州では、障害学生についての体系的な調査は実施されていない。本調査での把握方法は、ドイツ学生互助会の回答から、ドイツ学生互助会が実施する社会調査²に依っている。

第18回社会調査による健康障害のある大学生の割合

〔単位：％〕

障害学生の割合		19
障害種別 1	視覚障害	16
	聴覚障害	4
	支持器官および運動器官の障害	13
	アレルギーまたは気道疾患	60
	皮膚疾患	14
	内臓疾患 / 慢性代謝障害	12
	頸部および鼻部の障害	2
	中枢神経系の障害	2
	精神疾患	11
	その他の障害	8

1-複数回答

〔ドイツ学生互助会〕

ドイツにおける障害者の定義は、「身体機能、知力、精神的健全性が6ヶ月以上に渡って実年齢の平均的状态から逸脱していることがほぼ確実であり、そのために社会生活への参加が損なわれている場合」をいう。³

なお、学生は自身の判断によりアンケートを記入しているため、障害の有無・内容は自己申告である。また、障害を申し出た学生のうち、56%については、学業の障害（健康障害があるために学業の遂行が制限されること）は無いと回答している。

学生互助会の回答によれば、障害を持つ学生が、自らの大学における権利を有効にするためには、重度障害証は必要ではなく、専門医の診断書だけでよいとのことである。なお、学費の免除申請においては、障害証を提示しなければならないようになりつつあるとのことである。

² 連邦の補助を受け、大学情報システム（HIS）を通して3年ごとに実施される。今調査は第18回（2006年）、17,000人の学生を対象としたもの。

³ 社会法典第9編第2条第1項及び障害者同権法第3条（同文）

4 法令・施策

前述の通り、ドイツでは、高等教育大綱法により高等教育機関の基本的使命・入学許可・法的地位などを規定している。この大綱法には、2002年障害者同権法の採択に伴い、障害学生の高等教育への同権的参加の権利が定められた。高等教育大綱法第2条第2項では「高等教育機関は、学生の社会的支援に協力する。高等教育機関は、子をもつ学生及び障害のある学生の特別な必要を考慮する。高等教育機関は、障害のある学生が学修活動において不利益を被らないように、及び高等教育機関の提供物が可能な限り介助なしに利用できるように配慮する。」³と規定されている。また、第16条で「試験規定は、教育の機会均等の実現のために、障害のある学生の特別な必要を考慮したものでなければならない。」⁴と規定されている。

各州では独自の高等教育法を持つが、各州法は、高等教育大綱法第2条第4項の全文を、また、ニーダーザクセン州とバーデン・ヴュルテンベルク州を除く州が、第16条も継承している。

しかし、高等教育大綱法は、大綱立法権の廃止に伴い、2008年10月1日をもって失効する予定である。これにより、高等教育機関の入学許可及び修了に関する事項は、連邦の競合的立法権へと移行し、基本法第72条第3項の追加により、州は、これらを逸脱する規定を採択することができるようになる。

また、2006年8月に「2006年8月14日の平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律」(Gesetz zur Umsetzung europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichbehandlung Vom 14. August 2006)が制定された。これは、2000年から2004年の間に欧州議会・理事会より出された平等待遇に関する4つの指令に対応しており、欧州連合(EU)構成国での国内実施を求めていたものを実行するための法律である。

この法律の第1章が一般平等待遇法であり、4つのEU指令が差別の理由となる事項として挙げている指標(人種、民族的出身、性別、宗教、世界観、障害、年齢、性的指向)と分野(就業・雇用の機会、就業・労働条件、職業相談・職業教育の機会、職業団体へ加入・活動参加、社会保障・社会的保護(医療保健サービス)、社会的恩典、教育、物品・サービス(住宅)の入手・提供)のすべてについて、原則として差別を禁止する包括的な平等待遇法である。

5 予算措置

高等教育機関の主たる財政負担者は州である。このため、予算措置についても州ごとに異なる。回答のあった州のうち、ニーダーザクセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州については、障害学生が在籍していることによる高等教育機関への予算措置は行っていないとのことである。

6 障害学生への経済的支援

連邦による奨学金は、連邦奨学金法(BAföG)により定められている。両親の経済力が十分でなく、教育に援助が必要な場合に、この給付が認められる。規定により、両親の所得水準、最長助成期間の延長、特別な返済方法を設けて、障害学生の特殊な状態を考慮しているが、就学中において障害により生じる支出については、連邦奨学金法では考慮していない。

⁴ 高等教育大綱法については、文部科学省「諸外国の高等教育」より引用した。

しかし、社会法典（Sozialgesetzbuch : SGB）第2編および第12編に基づき、障害のために発生する就学期間中の下記の費用について、障害や慢性疾患を持つ学生は申請の上、以下の給付を受けることができる。〔資料編参照〕

- ・ 教育援助金（交通費、就学アシスタント、手話通訳料、本代等）
- ・ 車代援助金
- ・ 「福祉機器」としての機材
- ・ 社会生活への参加活動のための費用

参考文献：

文部科学省「諸外国の高等教育」

財務省財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」

中西優美子「ドイツ連邦制改革とEU法」(専修大学, 2007年)

齋藤純子「ドイツにおけるEU 平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」

(外国の立法 230, 2006年)

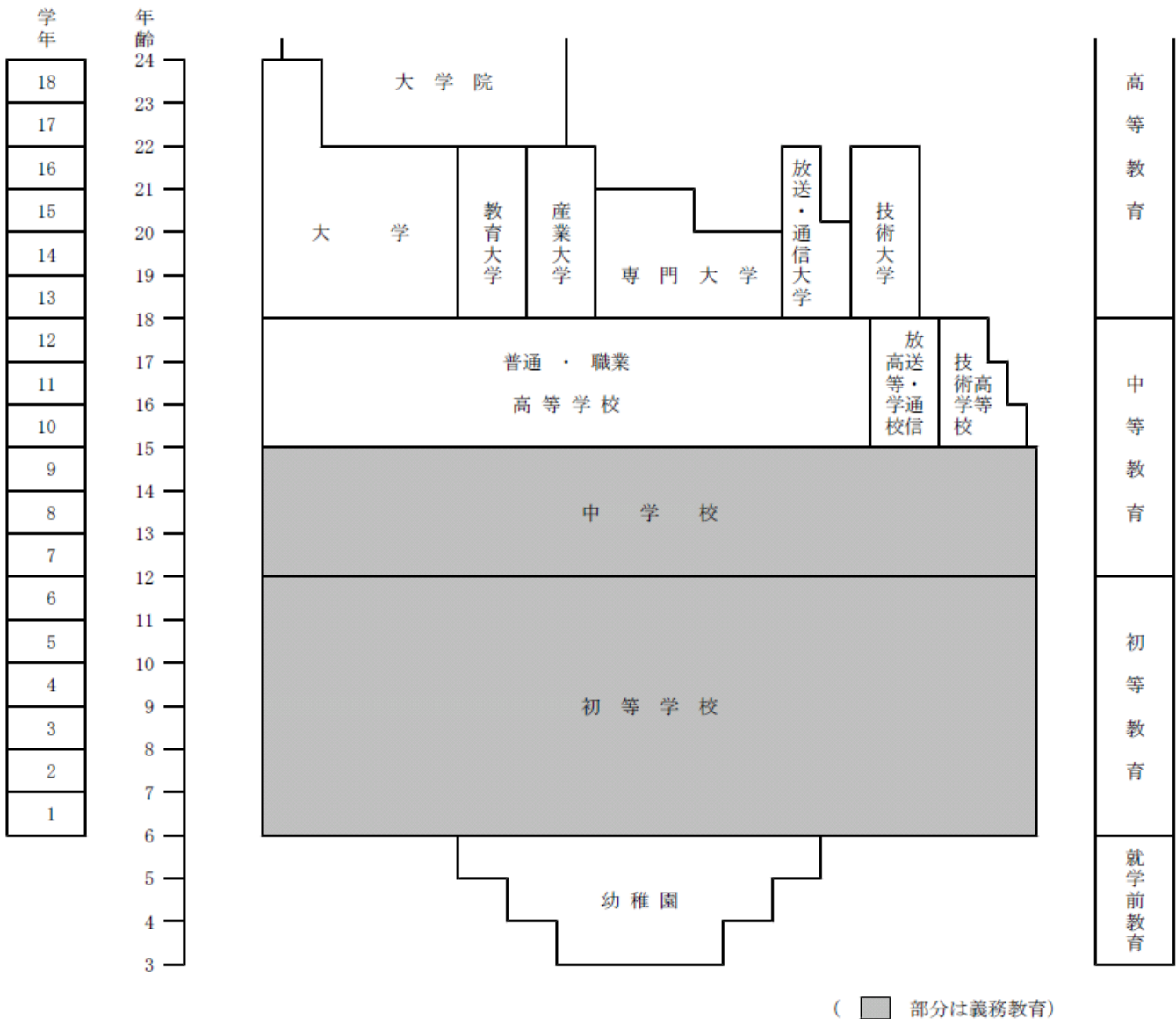
Deutsches Studentenwerk (ドイツ学生互助会) <http://www.studentenwerke.de/>

6 調査結果（各国編）

（1）国・州における障害学生支援

⑤ 韓 国

韓国の学校系統図



- 就学前教育――就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。
- 義務教育――義務教育は6～15歳の9年である。
- 初等教育――初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。
- 中等教育――前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。
- 高等教育――高等教育は、4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）、及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業生を対象に、2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。
- 成人教育――成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

文部科学省「教育指標の国際比較」（平成20年版）より転載

韓 国

1 はじめに

韓国は、日本と似た学校系統を持ち、世界最高水準の大学進学率を有している。高等教育機関における学生数も、兵役などの休学者等を除く在学者数の、該当年齢人口に対する割合は、文部科学省「教育指標の国際比較」（平成 20 年版）によると、2006 年で 87.7%となっている。このため、近年、日本においての諸外国調査の対象国となることも多い。また、社会保障制度に関しても、大枠は日本と似ているといわれている。

韓国政府は、2006 年 9 月、障害者福祉を画期的に向上させるため、「障害者支援総合対策」を策定した。この中には、教育機会の拡大も含まれている。また、2007 年 4 月 10 日に「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」、2007 年 5 月 25 日には、従来の特種教育振興法を全面改正した「障害者などに対する特殊教育法」を制定、それぞれ 2008 年 4 月 11 日と 2008 年 5 月 26 日から施行されることとなっている。これらの法律には、障害者の差別を禁止するとともに、障害者への正当な便宜供与が義務付けられている。

2 障害学生

教育人的資源部からの回答によると、韓国の高等教育機関に在籍する障害学生は 4,119 人となっている。文部科学省「教育指標の国際比較」（平成 20 年版）による、2006 年の、兵役などの休学者等を除く高等教育機関在学者数が 2,192,139 人であるため、障害学生の在籍割合は 0.18%となる。特殊教育振興法第 9 条第 2 項（特殊教育実態調査）関連の特殊教育対象者の診断・評価・審査および選定の基準は、資料編のとおりである。

これによると、障碍人（障害者）福祉法に定める障害者ではなく、視覚障害・聴覚障害・精神遅滞・肢体不自由・情緒障害・言語障害・学習障害・健康障害の各障害について、特殊教育対象者となる基準が別に定められている。

【学校種別の障害学生数】

学校種別	障害学生数
大学	2,325
教育大学	7
産業大学	57
専門大学	795
技術大学	0
放送・通信大学	935
計	4,119

[韓国教育人的資源部]

【障害種別の障害学生数】

障害種別	障害学生数
視覚障害	457
聴覚障害	429
肢体不自由	1,686
記載なし	1,547
計	4,119

〔韓国教育人的資源部〕

3 法令・施策

前述の通り、韓国では現在、障害者に関する重要な法律が、新たに制定、または全面改正されている。障害学生の教育に関連する主な法律としては、「障害者などに対する特殊教育法」がある。これは、従来までの特殊教育振興法を全面改正したものであり、2007年5月25日に制定され、2008年5月26日に施行される。これに伴い、既存の特殊教育振興法は廃止される。

新しい特殊教育法の大きな特徴は、高等教育機関についても新しく章が設けられたことである。この中では、高等教育機関に対し、障害学生支援のための委員会の設置（第29条）、支援センター（または支援担当部署・支援担当職員）の設置（第30条）、及び障害学生支援について必要な事柄の学則への規定（第32条）を義務付けている。また、各種学習補助機器および補助工学機器などの物的支援、教育ヘルパー配置などの人的支援、就学便宜の支援、情報アクセス支援等の手段を積極的に講じて提供しなければならないとしている。（第31条）

さらに、この法律には、障害学生及び保護者が支援を申し出た後の審査請求（第35条）や、違法であると判断された際の罰則（第38条）に関しても定められている。〔資料編参照〕

4 予算措置

教育人的資源部からの回答によると、障害学生が在籍していることによる高等教育機関への予算措置としては、障害学生のためのヘルパー支援プログラムとして、1大学あたり平均3千万ウォンを支出している。また、大学在学中の障害学生に対し、学内生活の便宜をはかるための学習ヘルパー費用を支援する。これは、1学期あたり100万ウォンを支出し、国庫が70万ウォン、大学が30万ウォンを負担することとなっている。

5 経済的支援

国による障害学生に特化した奨学金制度は無いが、各大学により、それぞれ要件にあわせて奨学金を支給している。大学別の奨学金支給内訳については、教育人的資源部でも未調査のため把握していない。

参考文献：

文部科学省「教育指標の国際比較」（平成 20 年版）

厚生労働省「世界の厚生労働 2007」

財団法人保健福祉広報協会 国際情勢報告 2007/5/29

6 調査結果（各国編）

（2）大学における障害学生支援

① アメリカ合衆国

アメリカ

クレイトン大学 (Creighton University)

設置区分 私立大学
 所在地 ネブラスカ州 (Nebraska)
 学生数 6,992 人 (2008 年)

1 障害学生

2008 年の学生数は 6,992 人であり、障害学生数は 181 人である。障害学生の在学率は 2.6%となる。障害種別の内訳は以下の通りとなっている。回答形式は調査票に依るが、在籍者のいない障害種別は割愛している。各障害の注意事項及び定義については、資料編の調査票 (大学用) を参照願いたい。

【障害種別の障害学生数及び支援障害学生数】

障害種別		障害学生数	支援障害学生	定義
弱視		6	6	医師の書類
難聴		3	3	聴覚学者の書類
下肢機能障害		10	10	医師の書類
上下肢機能障害		5	4	医師の書類
重複した障害		19	17	医師/精神科医/心理学者
発達障害	学習障害	61	50	心理学者の書類
	注意欠陥/多動性障害	41	10	
	高機能自閉症 (アスペルガー症候群含む)	2	2	医師/精神神経科医
その他		34	34	医師/心理学者/精神科医
計		181	136	

2 支援の内容

(1) 支援担当部署 有

- ・ 障害支援室 (Office of Disability Accommodations) 学内組織

(2) 支援担当専任教職員 有

- ・ 人数 職員 2 名
- ・ 雇用形態 非常勤
- ・ 必要資格 学問的学位 (Master of Arts : M.A.)、大学卒

- ・ **主な業務** 授業や学生生活などに関する障害学生からの相談対応
 授業担当者をはじめとする教員との連絡調整
 障害学生や支援スタッフとの連絡調整
 関係部署との連絡調整
 支援スタッフへの支援業務（支援スタッフに対する相談対応、技術・マナーなどの研修会開催など）
 広報に関する業務（理解啓発、連絡調整）
 その他（試験の配慮）

（3）具体的な支援内容

回答形式は調査票に依るが、太字・斜体部分は大学により追記された部分である。また、実施していない支援については割愛している。

a. 授業に関する支援

○聴覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
手話通訳	学外 ・ 個人	有
パソコンを使用した講義内容の筆記	学外 ・ 個人	有
手書きによる講義内容の筆記	学内 ・ 学生	無
音声認識ソフトの利用	学内 ・ 学生	無

○視覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
点訳・墨訳	学内 ・ 職員	有
教材のテキストデータ化	学外 ・ 公共団体	有
教材の拡大	学内 ・ 職員	有
人による教材の読み上げ	学外 ・ 公共団体	有
パソコンによる教材の読み上げ	学内 ・ 職員	有

○発達障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
試験の配慮	学内・職員	有
ノートテイク	学内・学生	無
代筆	学内・職員	有

○障害種全般の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
教室位置の配慮	学内・職員	有
専用机・イス・スペース確保	学内・職員	有
レポートの作成支援	学内・職員	有

b. 授業以外での支援

	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
大学内での移動支援	学内・職員	有
課外活動に関する支援		
寮内での生活支援		
寮以外の住居での生活支援		
アルバイトの斡旋	学内・職員	有
就職支援	学内・職員	有
心理的なサポート	学内・職員	有

(4) 支援を行う際の手続き

- ・ 対応の開始
 - 本人からの申し出による
- ・ 個々の支援内容の決定方法
 - 障害の程度・種別による
- ・ 支援を希望する学生から提出を必要とする書類
 - 障害を証明する医師の診断書
 - 医師の診断書以外で障害者と認められる証明書類
 - 本人からの支援の申請書

(5) 障害学生個人への大学独自の経済的支援（奨学金等） **無**

6 調査結果（各国編）

（2）大学における障害学生支援

② イギリス

イギリス

ケンブリッジ大学 (University of Cambridge)

設置区分 国立大学

所在地 イングランド (England)

学生数 18,501 人 (2005 年-2006 年)

1 障害学生

2005 年-2006 年の学生数は 18,501 人であり、障害学生数は 780 人である。障害学生の在学率は 4.2%となる。ただし、780 名の障害種別の内訳は無い。大学入学事務局 (Universities and Colleges Admissions Service : UCAS) の統計による、障害種を公表しているケンブリッジ大学の入学者数の内訳及びイギリス全体の障害種を公表している学生数の内訳は以下のとおりである。なお、UCAS 願書に障害を記載することは学生の任意によるものである。

障害を公表している学生数の表
[UCAS障害のある学部学生の入学者数データ]

障害種別	2007年-2008年		
	ケンブリッジ大学	全体	割合
特異的学習困難	67	10,875	0.6%
盲・視覚障害	1	539	0.2%
聾・聴覚障害	10	930	1.1%
車いす・移動の障害	5	600	0.8%
精神障害	2	857	0.2%
目に見えない障害 ¹	9	2,296	0.4%
重複する障害	2	648	0.3%
上記以外の障害	15	3,173	0.5%
アスペルガー症候群 自閉症	5	534	0.9%
合計	116	20,452	0.6%

1-目に見えない障害とは、例えば糖尿病、てんかん、ぜんそくなどである。

[大学入学事務局]

2 支援の内容

(1) 支援担当部署 有

- ・ 障害支援センター (Disability Resource Center) 学内組織

(2) 支援担当専任教職員 有

- ・ 人数 職員 3名 アドバイザー 3名
- ・ 雇用形態 常勤
- ・ 必要資格 大学院レベル
- ・ 主な業務 授業や学生生活などに関する障害学生からの相談対応
授業担当者をはじめとする教員との連絡調整
障害学生や支援スタッフとの連絡調整
関係部署との連絡調整
支援スタッフへの支援業務 (支援スタッフに対する相談対応、技術・マナーなどの研修会開催など)
障害学生支援に関わる備品管理・施設管理業務
広報に関する業務 (理解啓発、連絡調整)
- ・ 修学支援の取組を積極的に行っている主な団体名
Skill (National bureau for students with disabilities)

(3) 具体的な支援内容

回答形式は調査票に依るが、太字・斜体部分は大学により追記された部分である。また、実施していない支援については割愛している。

a. 授業に関する支援

○聴覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
手話通訳	学外	有
パソコンを使用した講義内容の筆記	学外	有
手書きによる講義内容の筆記	学外	有
音声認識ソフトの利用	学外	有

○視覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
点訳・墨訳	学内・団体	有
教材のテキストデータ化	学内	有
教材の拡大	学内	有
人による教材の読み上げ	学内	有
パソコンによる教材の読み上げ	学外	有

○発達障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
アセスメント	学内・学外	有
専門家の学習スキル支援	学内	有

○障害種全般の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
教室位置の配慮	学内・団体	有
専用机・イス・スペース確保	学内	有
レポートの作成支援	学内	有

b. 授業以外での支援

	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
通学中の移動支援	学内	有
大学内での移動支援	学内	有
食事・排泄の介助	学外	有
課外活動に関する支援	学内	有
寮内での生活支援	学内	有
寮以外の住居での生活支援	学内	有
住居の斡旋	学内	有
アルバイトの斡旋	学内	無
心理的なサポート	学外	有

(4) 支援を行う際の手続き

・ 対応の開始

大学から働きかける（出願時に公表）

・ 個々の支援内容の決定方法

障害の程度・種別による

支援担当者との相談・調整による

その他

（障害学生のアセスメント。国のアクセスセンターの報告を通じた手当）

・ 支援を希望する学生から提出させる書類

障害を証明する医師の診断書

本人と大学の支援の契約書

医師の診断書以外で障害者と認められる証明書類

本人からの支援の申請書

(5) 障害学生個人への大学独自の経済的支援（奨学金等） 有

・ Charlie Bayne Travel Trust Fund

➤ 給付奨学金を障害の程度・種別、学力により、個々に違う金額を支給する。

6 調査結果（各国編）

（2）大学における障害学生支援

③ フランス

フランス

I ルーアン大学 (Université de Rouen)

設置区分 国立大学

所在地 地域圏：オート・ノルマンディ(Haute-Normandie)

県：セーヌ＝マリティーム県(Seine-Maritime)

学生数 22,471 人 (2007-2008)

1 障害学生

2007年の学生数は22,471人であり、障害学生数は135人である。障害学生の在学率は0.6%となる。障害種別の内訳は以下の通りとなっている。回答形式は調査票に依るが、太字・斜体部分は大学により追記された部分である。また、在籍者のいない障害種別は割愛している。

【障害種別の障害学生数及び支援障害学生数】

障害種別		障害学生数	支援障害学生	定義
盲		6	6	1,2
弱視		17	12	1,2
聾		4	4	1,2
難聴		25	15	1,2
言語障害のみ		7		1,2
下肢機能障害		23	21	1,2
他の機能障害		2		1
重複した障害		8	2	1,2
病弱・虚弱		29	6	2
発達障害	学習障害	3	3	2
	注意欠陥/多動性障害	1	1	2
	高機能自閉症 (アスペルガー症候群含む)	2	2	1,2
その他 (癌・HIV等)		8	8	1,2
計		135	80	

※ こちらから送付した調査票に記載した定義

障害学生とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

1. 「身体障害者福祉法」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、障害者として手帳を交付されている者
2. 大学の健康診断などで、支援が必要と判断された者
3. 医師の診断書がある者

2 支援の内容

(1) 支援担当部署 有

- ・ 障害対策部 (Mission Handicap) 学内組織
- ・ アンディッシュアップ・オート・ノルマンディー (HANDISUP Haute-Normandie) 学外組織 (法人 (複数大学等による非営利社団))

(2) 支援担当専任教職員 有

- ・ 人数 職員 (技術者) 1 名
- ・ 雇用形態 常勤
- ・ 必要資格 無
- ・ 主な業務 授業や学生生活などに関する障害学生からの相談対応
授業担当者をはじめとする教員との連絡調整
障害学生や支援スタッフとの連絡調整
関係部署との連絡調整
支援スタッフへの支援業務 (支援スタッフに対する相談対応、技術・マナーなどの研修会開催など)
広報に関する業務 (理解啓発、連絡調整)
その他 (高等教育進学高校との連携。
就職準備 (職業計画・実習・再就職)

(3) 具体的な支援内容

回答形式は調査票に依るが、太字・斜体部分は大学により追記された部分である。また、実施していない支援については割愛している。

なお、支援項目先頭の数字は、多く実施している順番を表している。

a. 授業に関する支援

○聴覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
[1] 手書きによる講義内容の筆記	学内・学生	有
[2] 手話通訳 または <i>キュードスピーチ</i>	学外・民間団体	有
[3] パソコンを使用した講義内容の筆記	学内・学生	有
[4] 講義の録音	学内・学生	有
[5] 音声認識ソフトの利用	学内・職員	有

○視覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
[1]パソコンによる教材の読み上げ		
[2]点訳・墨訳	学外 ・ 民間団体	有
[3]人による教材の読み上げ	学内・学生	有
[4]教材の拡大	学内・学生	有
[5]教材のテキストデータ化	学内・学生	有

○発達障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
心理学的調査		

○障害種全般の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
教室位置の配慮		
専用机・イス・スペース確保		
レポートの作成支援	学内 ・ 学生	有
教育施設の建築・改修		

b. 授業以外での支援

	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
通学中の移動支援	学内 ・ 職員	有
大学内での移動支援	学内 ・ 職員	有
食事・排泄の介助	学内 ・ 職員	有
課外活動に関する支援	学外 ・ 民間団体	有
寮内での生活支援	学外 ・ 民間団体	有
住居の斡旋	学内 ・ 職員	無
アルバイトの斡旋	学外 ・ 民間団体	有
就職支援	学外 ・ 民間団体	有
心理的なサポート	学外 ・ 民間団体	有
学科実習の研究	学外 ・ 民間団体	有

(4) 支援を行う際の手続き

・ 対応の開始

大学からの働きかけ 及び 本人からの申し出による

・ 個々の支援内容の決定方法

支援担当者との相談・調整による

その他（支援を担当する委員会のようなものがある（ケースごとに、障害者
関連教務・関連医療予防センター・教員））

・ 支援を希望する学生から提出させる書類

その他（学生からの障害者申請。1学期に医師が診断し、障害者認定を行う。）

(5) 障害学生個人への大学独自の経済的支援（奨学金等） 無

※ 国が認定した障害学生は、その障害の程度に応じて、手当を受け取る。

手当はMDPH（県障害者センター）の（県）理事会より支給する。

II オーベルニュ大学（クレルモン・フェラン第一大学）(Université d'Auvergne)

設置区分 国立大学

所在地 地域圏：オーヴェルニュ (La région d'Auvergne)

県：ピュイ＝ド＝ドーム県(Puy-de-Dôme)

学生数 28,000 人

1 障害学生

回答による学生数は 28,000 人であり、障害学生数は 160 人である。障害学生の在学率は 0.5%となる。障害種別の内訳は以下の通りとなっている。回答形式は調査票に依るが、太字・斜体部分は大学により追記された部分である。また、在籍者のいない障害種別は割愛している。

【障害種別の障害学生数及び支援障害学生数】

障害種別		障害学生数	支援障害学生	定義
盲		4	4	高等教育を受けるにあたっての人的・身体的・物的・身体的介助を必要とするあらゆる障害および2005年2月付け「障害を持つ人の権利と機会の平等・参加・市民権のための法律」第2005-102号
弱視		8	6	
難聴		3	3	
上肢機能障害		20	7	
下肢機能障害		10	10	
上下肢機能障害		3	3	
重複した障害		2	2	
病弱・虚弱		30	12	
発達障害	学習障害	40	15	
	注意欠陥/多動性障害			
	高機能自閉症 (アスペルガー-症候群含む)			
その他		40	25	
計		160	87	

2 支援の内容

(1) 支援担当部署 **有**

- ・ 複数大学合同の障害者担当部署 (Service InterUniversitaire HANDICAP)
学内組織 ※団体として非営利団体となっている

(2) 支援担当専任教職員 **有**

- ・ 人数 職員 5名
- ・ 雇用形態 非常勤
- ・ 必要資格 無
- ・ 主な業務 授業や学生生活などに関する障害学生からの相談対応
 授業担当者をはじめとする教員との連絡調整
 障害学生や支援スタッフとの連絡調整
 関係部署との連絡調整
 支援スタッフへの支援業務（支援スタッフに対する相談対応、技術・マナーなどの研修会開催など）
 障害学生支援に関わる備品管理・施設管理業務
 広報に関する業務（理解啓発、連絡調整）
 その他
 （医療・社会担当部署との連携）
- ・ 修学支援の取組を積極的に行っている主な団体名
 SIUH（Service InterUniversitaire HANDICAP）

(3) 具体的な支援内容

回答形式は調査票に依るが、太字・斜体部分は大学により追記された部分である。また、実施していない支援については割愛している。

なお、支援項目先頭の数字は、多く実施している順番を表している。

a. 授業に関する支援

○聴覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
[1]手書きによる講義内容の筆記	学内 ・ 学生	有
[2]パソコンを使用した講義内容の筆記	学内 ・ 団体	無
[3]音声認識ソフトの利用	学内 ・ 団体	無

○視覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
[1]点訳・墨訳	学外 ・ 民間団体	有
[2]パソコンによる教材の読み上げ	学内 ・ 団体	無
[3]教材のテキストデータ化	学内 ・ 職員	有
[4]教材の拡大	学内 ・ 職員	有
[5]人による教材の読み上げ	学内 ・ 職員	有

○発達障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
手書きの講義内容筆記	学内・学生	有
コンピュータによる講義内容記録	学内・団体	無

○障害種全般の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
教室位置の配慮	学内・職員	無
専用机・イス・スペース確保	学内・団体	無
レポートの作成支援	学内・職員	有

b. 授業以外での支援

	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
通学中の移動支援	学内・団体	有
大学内での移動支援	学内・職員	有
食事・排泄の介助	学内・職員	有
住居の斡旋	学内・職員	無
アルバイトの斡旋	学内・職員	無
就職支援	学内・職員	有

(4) 支援を行う際の手続き

- ・ 対応の開始
大学からの働きかけ 及び 本人からの申し出による
- ・ 個々の支援内容の決定方法
障害の程度・種別による
支援担当者との相談・調整による
- ・ 支援を希望する学生から提出させる書類
その他（特に書類は不要）

(5) 障害学生個人への大学独自の経済的支援（奨学金等） 無

6 調査結果（各国編）

（2）大学における障害学生支援

④ 韓 国

韓 国

慶星大学校 (Kyunsung University)

設置区分 私立大学
所在地 釜山広域市
学生数 17,451 人

1 障害学生

学生数は 17,451 人であり、障害学生数は 17 人である。障害学生の在学率は 0.1%となる。障害種別の内訳は以下の通りとなっている。回答形式は調査票に依るが、在籍者のいない障害種別は割愛している。

【障害種別の障害学生数及び支援障害学生数】

障害種別	障害学生数
難聴	5
言語障害のみ	1
上下肢機能障害	11
計	17

2 支援の内容

(1) 支援担当部署 有

- ・ 障害学生教育支援センター 学内組織

(2) 支援担当専任教職員 有

- ・ 人数 教員 1名 職員 1名
- ・ 雇用形態 常勤
- ・ 必要資格 有
- ・ 主な業務 授業や学生生活などに関する障害学生からの相談対応
授業担当者をはじめとする教員との連絡調整
障害学生や支援スタッフとの連絡調整
関係部署との連絡調整
障害学生支援に関わる備品管理・施設管理業務
広報に関する業務（理解啓発、連絡調整）
- ・ 修学支援の取組を積極的に行っている主な団体名
障害学生教育支援センター

(3) 具体的な支援内容

回答形式は調査票に依っている。また、実施していない支援については割愛している。

a. 授業に関する支援

○視覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
教材の拡大	学内・職員	
人による教材の読み上げ	学内・学生	

b. 授業以外での支援

	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
大学内での移動支援	学内・学生	
課外活動に関する支援	学内・学生	
心理的なサポート	学内・職員	

(4) 支援を行う際の手続き

- ・ 対応の開始
大学から働きかける（1対1での面談）
- ・ 個々の支援内容の決定方法
障害の程度・種別による
- ・ 支援を希望する学生から提出させる書類
障害を証明する医師の診断書

(5) 障害学生個人への大学独自の経済的支援（奨学金等） **有**

- ・ 障害等級4級以上の学生に奨学金を支給
- ・ 教育人的資源部の障害学生サポーター制度※を活用
※－制度の詳細は不明である。

II 資料編

○送付書類

- ・ 調査票
 - ・ 行政機関用
 - ・ 大学用
- ・ 添付資料
 - ・ 日本の現状【参考】
 - ・ 大学入試センター試験による主な特別措置（平成 19 年度）

○アメリカ合衆国

- ・ リハビリテーション法 (Rehabilitation Act)
第 504 条
- ・ 障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act : ADA)
第 II 章及び第 III 章

○イギリス

- ・ 1995 年障害者差別禁止法 (C. 50) (Disability Discrimination Act 1995 (c. 50))
第 I 部及び第 IV 部
- ・ 高等教育における学術的な質と基準の保証に関する実施規範
(Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education)
セクション 3 : 障害を持つ学生への対応

○フランス

- ・ 障害者の機会、参加の権利、市民権の平等に関する 2005 年 2 月 11 日付法第 2005-102 号 (1)
(LOI n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées)
第 1 条から第 22 条
- ・ 大学・障害憲章 (Charte université-handicap)

○ドイツ

- ・ 障害学生のための情報やアドバイス (ドイツ学生互助会)
(Informations - und Beratungsstelle Studium und Behinderung des Deutschen Studentenwerks)
第 IV. B. 1 章 : 学業資金の援助 - 障害に伴う追加費用に関する経済支援

○韓国

- ・ 障害者などに対する特殊教育法
- ・ 特殊教育対象者の診断・評価・審査および選定の基準 (第 9 条第 2 項関連)

2007 高等教育機関における障害学生の修学支援に関する状況調査票

【記入上の注意】

1. □ のある設問は、該当する回答の □ に ✓ を記入してください。
2. 【複数チェック可】という設問以外は、該当するもの一つだけにチェック ✓□してください。
3. 回答にかわりうる既存のデータ等がありましたら、その添付をもって回答としていただいで結構です。
4. 質問3の回答で、法律または施策にチェック された場合は、お手数ですが、詳細な内容のわかる資料等のコピーを同封願います。
5. Web で閲覧可能な情報は、URL をご記入願います。

質問1. 在籍学生数

学校種ごとの在籍学生数（大学院生を含む）をご記入ください。

学校種別	学 生 数

※学校種別欄には、調査国別の高等教育機関を記入

送付書類

質問2. 障害学生

(1) 質問1の障害学生数について、障害種ごとの障害学生数^{※1}、支援障害学生数^{※2}及び障害種別の定義^{※3}をご記入ください。下表の障害種別と違う分類をおこなっている場合は、本表にかかわらず、別に作表してご回答ください。

※ 1.2-同封の「日本の現状（別紙1）の1~2P」参照。貴国（州）の障害学生数を「障害学生数」欄にご記入下さい。障害学生数のうち、オフィシャルな（国、州、大学など）支援を行っている障害学生数を把握している場合は、「支援障害学生数」欄にその人数をご記入下さい。

※ 3-同封の「日本の現状（別紙1）の3P」のように具体的な障害の程度の基準をご記入ください。このような基準でカウントしていない場合は、障害をもつ学生と判断する具体的な考え方・捉え方・扱い方などをご記入ください。

障害種別	障害学生数 ^{※1}	支援障害学生数 ^{※2}	定義 ^{※3}
盲			
弱視			
聾			
難聴			
言語障害のみ			
上肢機能障害			
下肢機能障害			
上下肢機能障害			
他の機能障害 ^{※4}			
重複した障害 ^{※5}			
病弱・虚弱 ⁶⁶			
発達障害	学習障害		
	注意欠陥/多動性障害		
	高機能自閉症 (アスペルガー-症候群含む)		
その他 ^{※7}			

※4-主に四肢以外の体幹の機能障害

※5-「障害種別」で示された障害が重複している者（例：視覚障害と聴覚障害）

※6—慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者
又はこれに準ずる者

※7—上記の「障害種別」に属さないと考えられる障害（例：精神障害、高次脳機能障害、免疫障害等）

質問3. 支援の内容

(1) 国（州）からの補助金を主な財源として運営を行う非営利で公共性の高い団体で、障害学生の支援のための取組に大きく関わっている団体はありますか？

はい いいえ

↳ 団体名称 [_____]

取組内容 [_____]

URL :

(2) 国（州）としての障害学生に対する支援のための①法令、②施策（法令以外で、州（大学）などに対し拘束力（義務付け）のある取組）についてご記入ください。

a. 州（大学）に対して、障害学生の支援を推進する取組に関するものがある

はい（ 法令 施策） いいえ

↳ 法令名及び各条項 [_____]

施策名 [_____]

URL [_____]

b. 大学等に対して、大学等入学審査時に行う配慮に関するものがある

はい（ 法令 施策） いいえ

↳ 法令名及び各条項 [_____]

施策名 [_____]

URL [_____]

c. 大学等に対して、大学等内に専門部署・専任人員の設置に関するものがある

はい（ 法令 施策） いいえ

↳ 法令名及び各条項 [_____]

施策名 [_____]

URL [_____]

d. 大学等に対して、授業の際の支援に関するものがある

はい（ 法令 施策） いいえ

↳ 法令名及び各条項 [_____]

施策名 [_____]

URL [_____]

送付書類

e. 大学等に対して、学校生活面での支援に関するものがある

はい (法令 施策) いいえ

↳ 法令名及び各条項 []

施策名 []

URL []

f. 大学等に対して、経済的な援助に関するものがある

はい (法令 施策) いいえ

↳ 法令名及び各条項 []

施策名 []

URL []

g. 大学等に対して、その他の取り決めがある

はい (法令 施策) いいえ

↳ 法令名及び各条項 []

施策名 []

URL []

内容

()

(3) あなたの国で、障害学生の修学支援の取組を積極的に行っている主な団体名等をご記入下さい。

団体名 [] URL []

団体名 [] URL []

団体名 [] URL []

(4) 国(州)として障害学生が在籍している大学等に予算措置(補助金等)を行いますか?

- 行う 行わない

↳ 予算の算定ルールを記入(または資料添付)してください

[]

(5) 国(州)としての障害学生個人への経済的な支援(奨学金等)はありますか?

- はい【以下複数チェック可】 いいえ

↳ 内容 奨学金を(給付 貸与)する

↳ 全員一律の金額

個々に違う金額

(障害の程度・種別による 経済的事情による 学力による その他)

奨学金の算定基準を記入(又は資料添付)してください

[]

その他の給付や貸与の制度

[]

ご協力ありがとうございました。

【記入上の注意】

1. のある設問は、該当する回答の に を記入してください。
2. 【複数チェック可】という設問以外は、該当するもの一つだけにチェック してください。
3. 回答にかわりうる既存のデータ等がありましたら、その添付をもって回答としていただいて結構です。
4. 障害学生支援に関する規則、規定、支援担当部署の業務のわかるもの、障害学生に配付する資料、回答について詳細な内容のわかる資料等のコピーを同封願います。
5. Web で閲覧可能な情報は URL をご記入願います。

質問 1. 在籍学生数

在籍学生数（大学院生を含む）をご記入ください。

_____名

質問2. 障害学生

(2) 質問1の障害学生数について、障害種ごとの障害学生数^{※1}、支援障害学生数^{※2}及び障害種別の定義^{※3}をご記入ください。下表の障害種別と違う分類をおこなっている場合は、本表にかかわらず、別に作表してご回答ください。

※ 1.2-同封の「日本の現状（別紙1）1~2P」参照。貴学の障害学生数を「障害学生数」欄にご記入下さい。障害学生数のうち、オフィシャルな（国、州、大学など）支援を行っている障害学生数を把握している場合は、「支援障害学生数」欄にその人数をご記入下さい。

※ 3-同封の「日本の現状（別紙1）の3P」のように具体的な障害の程度の基準をご記入ください。このような基準でカウントしていない場合は、障害をもつ学生と判断する具体的な考え方・捉え方・扱い方などをご記入ください。

障害種別	障害学生数 ^{※1}	支援障害学生数 ^{※2}	定義 ^{※3}
盲			
弱視			
聾			
難聴			
言語障害のみ			
上肢機能障害			
下肢機能障害			
上下肢機能障害			
他の機能障害 ^{※4}			
重複した障害 ^{※5}			
病弱・虚弱 ⁶⁶			
発達障害	学習障害		
	注意欠陥/多動性障害		
	高機能自閉症 (アスペルガー-症候群含む)		
その他 ^{※7}			

※4-主に四肢以外の体幹の機能障害

※5-「障害種別」で示された障害が重複している者（例：視覚障害と聴覚障害）

送付書類

※6—慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者
又はこれに準ずる者

※7—上記の「障害種別」に属さないと考えられる障害（例：精神障害、高次脳機能障害、免疫障害等）

質問3. 支援の内容

(1) 支援を担当する専門の部署がありますか？

はい いいえ

↳ 名称 [_____]

形態 (学内組織 学外組織 (法人^{※6} 民間 その他 (_____))

※6—国又は州からの補助金を主な財源として運営を行う非営利で公共性の高い団体

(2) 支援を担当する専任の教職員がいますか？

はい【以下複数チェック可】 いいえ

↳ 人数 (教員 _____ 名 職員 _____ 名)

雇用形態 常勤 非常勤

採用に必要な資格 有 (名称 : _____) 無

主な業務 (行っている業務をチェックしてください)

- 授業や学生生活などに関する障害学生からの相談対応
- 授業担当者をはじめとする教員との連絡調整
- 障害学生や支援スタッフとの連絡調整
- 関係部署との連絡調整
- 支援スタッフへの支援業務 (支援スタッフに対する相談対応、技術・マナーなどの研修会開催など)
- 障害学生支援に関わる備品管理・施設管理業務
- 広報に関する業務 (理解啓発、連絡調整)
- その他

(_____)

(3) あなたの大学で、障害学生の修学支援の取組を積極的に行っている主な団体名等をご記入下さい。

団体名 [_____] URL [_____]

団体名 [_____] URL [_____]

団体名 [_____] URL [_____]

(4) 具体的な支援内容についてご記入ください。

a. 授業に関する支援

① 下記の支援の〔 〕に、障害種ごとに「多く実施している」順に番号を記入してください。他に実施している支援がある場合は、空欄に順番と支援内容を記入してください。実施していない支援の〔 〕には「×」を記入してください。支援の直接の提供者に複数の形態がある場合は、主となる提供者の形態・報酬の有無を記入してください。

○聴覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
〔 〕手話通訳	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕パソコンを使用した講義内容の筆記	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕手書きによる講義内容の筆記	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕音声認識ソフトの利用	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

○視覚障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
〔 〕点訳・墨訳	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕教材のテキストデータ化	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕教材の拡大	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕人による教材の読み上げ	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕パソコンによる教材の読み上げ	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

② 発達障害者[※]のために、特別に実施している支援がある場合は、支援内容等についてご記入ください。支援の直接の提供者で、複数の形態がある場合は、主となるものの形態・報酬の有無を記入してください。
※一別紙「日本の現状」の2. 障害学生数の障害種別を参照してください。

○発達障害者の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

③ 下記の支援について、実施している支援の〔 〕に「○」、実施していない支援の〔 〕に「×」を記入し、支援の直接の提供者についてご記入ください。また、この他に授業に関して実施している支援があったらご記入ください。支援の直接の提供者に複数の形態がある場合は、主となる提供者の形態・報酬の有無を記入してください。

○障害種全般の支援	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
〔 〕教室位置の配慮	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕専用机・イス・スペース確保	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕レポートの作成支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

送付書類

b. 授業以外での支援

下記の支援について、実施している支援の〔 〕に「○」、実施していない支援の〔 〕に「×」を記入し、支援の直接の提供者についてご記入ください。また、この他に実施している支援があったらご記入ください。

支援の直接の提供者に複数の形態がある場合は、主となる提供者の形態・報酬の有無を記入してください。

	支援の直接の提供者	
	形態	報酬
〔 〕通学中の移動支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕大学内での移動支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕食事・排泄の介助	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕課外活動に関する支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕寮内での生活支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕寮以外の住居での生活支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕住居の斡旋	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕アルバイトの斡旋	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕就職支援	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕心理的なサポート	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔 〕	<input type="checkbox"/> 学内(<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 団体) <input type="checkbox"/> 学外(<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 民間団体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(5) 支援を行う際の手続き等についてご記入ください。〔複数チェック可〕

a. 支援を行う際は、

大学から働きかける 本人からの申し出による

障害学生をどうやって把握しますか？ ()

b. 個々の支援内容は、どのように決めますか？

障害の程度・種別による 費用による 支援担当者との相談・調整による

その他 ()

c. 支援を希望する学生から、どのような書類を提出させますか？

障害を証明する医師の診断書 本人と大学の支援の契約書

医師の診断書以外で障害者と認められる証明書類 本人からの支援の申請書

その他 ()

(6) 障害学生個人への大学独自の経済的支援（奨学金等）はありますか？

はい【以下複数チェック可】 いいえ

↳ 内容 奨学金を（ 給付 貸与）する

↳ 全員一律の金額

個々に違う金額

（ 障害の程度・種別による 経済的事情による 学力による その他）

奨学金の算定基準を記入（又は資料添付）してください

[Empty space for entering scholarship calculation criteria or attaching documents]

その他の給付や貸与の制度

[Empty space for describing other payment or loan systems]

ご協力ありがとうございました。

日本の現状【参考】

1. 高等教育機関の在籍学生数

(文部科学省 平成 18 年度 学校基本調査報告書)

設置区分	在学者数
大学・短期大学等 ^{※1}	2,955,810

※1－大学（通信制・放送大学含む）、短期大学、高等専門学校第 4,5 学年の在籍者

2. 障害学生数

(日本学生支援機構 平成 18 年度 障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書)

障害種別	障害学生数 ^{※2}	支援障害学生数 ^{※3}	定義	
盲	176	145	1 又は 2	
弱視	334	222	1 又は 2	
聾	378	339	1 又は 2	
難聴	796	454	1 又は 2	
言語障害のみ	26	6	1 又は 2	
上肢機能障害	240	66	1 又は 2	
下肢機能障害	732	270	1 又は 2	
上下肢機能障害	485	239	1 又は 2	
他の機能障害 ^{※4}	294	147	1 又は 2	
重複した障害 ^{※5}	93	36	1 又は 2	
病弱・虚弱 ^{※6}	877	199	1 又は 3	
発達障害	学習障害	13	3	1 又は 3
	注意欠陥/多動性障害	20	8	1 又は 3
	高機能自閉症 (アスペルガー症候群含む)	94	35	1 又は 3
その他 ^{※7}	379	87	1 又は 3	
計	4,937	2,256		

【定義】

※2－障害学生とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

1. 「身体障害者福祉法」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、障害者として手帳を交付されている者（障害の程度については 3P 参照）
2. 大学の健康診断などで、支援が必要と判断された者
3. 医師の診断書がある者

※3ー障害学生のうち、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている（予定も含む。）者

※4ー主に四肢以外の体幹の機能障害

※5ー「障害種別」で示された障害が重複している者（例：視覚障害と聴覚障害）

※6ー慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者
又はこれに準ずる者

※7ー上記の「障害種別」に属さないと考えられる障害（例：精神障害、高次脳機能障害、免疫障害等）

3. 障害学生支援に関する主な法律・施策

法律・・・障害者基本法，教育基本法第4条第2項，発達障害者支援法

4. 具体的な支援に関する取組

（1）入学審査時の配慮

独立行政法人^{※8} 大学入試センターが実施する大学入試センター試験（日本国内の各大学を受験する際に利用されることが多い、全国統一テスト）では、入試の際に障害の種類ごとの特別措置を設けている。（特別措置の内容については別紙2参照）

※8ー独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が主体となり直接実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねられない業務を行う、国が所管している組織

（2）障害学生支援のための専門部署・専任人員の配置

特に義務付けはなく、各大学の判断に任される。

（3）経済的な支援

a. 障害学生が在籍している高等教育機関への支援（補助金等）

国立大学：国からの運営費交付金のうち、在籍する障害学生の人数等をもとに、障害学生学習支援等経費として交付される

私立大学：在籍する障害学生の人数と、学内の具体的配慮の整備状況により、国からの私立大学等経常費補助金に、特別補助が加算される

b. 障害学生個人への支援（奨学金等）

国による、障害学生に特化した直接の支援制度は無い。

「身体障害者福祉法」

1. 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 1. 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1 以下のもの
 2. 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの
 3. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
 4. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
 2. 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
 3. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
 4. 平衡機能の著しい障害
3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 1. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 2. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
4. 次に掲げる肢体不自由
 1. 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 2. 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の 2 指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 3. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 4. 両下肢のすべての指を欠くもの
 5. 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の 3 指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 6. 1 から 5 までに掲げるもののほか、その程度が 1 から 5 までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
5. 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」

- 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【別紙2】

大学入試センター試験による主な特別措置（平成19年度）

○視覚障害者

点字による解答許可，点字器・拡大鏡などの使用許可，試験時間延長，別室受験，座席位置配慮，乗用車での入構許可

○聴覚障害者

手話通訳士配置，注意事項の文書伝達，補聴器の持参使用許可，座席位置配慮

○肢体不自由

チェック・代筆による解答許可，試験時間延長，別室受験，試験室・座席位置配慮，特製机の使用配慮，乗用車での入構許可

○病弱等

別室受験，試験室・座席位置配慮，乗用車での入構許可

リハビリテーション法 第 504 条 Rehabilitation Act

第 504 条

(a) 第 7 条(20)に定義する、その他の形で資格の認められる米国内の障害者は、単にその障害を理由として、連邦から財政援助を受けているプログラムや活動、あるいは行政機関や米国郵政公社の行うプログラムや活動に関して、参加を拒まれたり、恩恵を否定されたり、差別されたりしないものとする。各当該機関の長は、1978 年の「リハビリテーション、包括的なサービス、及び発達障害法」により本条に加えられた修正を実施するための必要に応じて規則を発表するものとし、規則案の写しは議会の適切な認可委員会に提出されるものとする。こうした規則は、委員会に提出されてから 30 日以上経過しなければ発効しない。

(b) 本条に於いて「プログラムや活動」という語は、以下の組織の事業一切を意味する。

(1)

(A) 州もしくは地方自治体の部署、機関、特別区またはその他の補助部門

(B) 援助を配分する州もしくは地方自治体の組織ならびに、援助が州や地方自治体に対するものである場合には援助先の各部門や各機関（およびその他の州や地方自治体の各組織）

(2)

(A) 単科大学、総合大学またはその他の中等教育以降の教育機関、あるいは公共高等教育システム

(B) 地方教育機関（1965 年初等・中等教育法第 14101 条に定義）、職業教育システム、あるいはその他の学校システム

(3)

(A) 下記のような法人、合名会社またはその他の民間組織全体、あるいは自営業者全体

(i) 法人、合名会社、民間組織あるいは自営業者の全体に対して援助が行われている

(ii) 教育、保健、住宅供給、社会福祉事業、あるいは公園や娯楽を提供する事業に主に従事している

(B) 法人、合名会社、民間組織、自営業者の場合には、連邦の財政援助が与えられている工場全体もしくはその他類似の地理的に分離された施設

(4) 第(1)、(2)、(3)項に記載の組織二つ以上により設立された、一部が連邦の財政援助を受けているその他の組織

(c) 小規模業者は、サービスを提供する代替手段が利用可能であれば、(a)項によりプログラムへのアクセス性を確保する目的での既存施設の大規模な構造的改修を求められない。本項で使

われる用語は、本項の制定日に存在している規則を参照して解釈するものとする。

(d) 本条に基づく雇用差別を申し立てる苦情において本条への違反があったかどうかを判断するのに用いる基準は、1990年障害のあるアメリカ人法の第1章（合衆国法律集第42編12111～）ならびに1990年障害のあるアメリカ人法第501条乃至504条および510条（合衆国法律集第42編12201～12204および12210）の雇用に関する定めの下で適用される基準とする。

以上

障害をもつアメリカ人法（ADA法） 第II章及び第III章 Americans with Disabilities Act

第II章 公共サービス

パートA 差別禁止およびその他の一般適用条項

第12131条 定義

本章で使用する場合、以下の用語は以下の意味を有する。

(1) 公的機関

「公的機関」という用語は下記を意味する。

(A) 州もしくは地方自治体

(B) 州、複数の州もしくは地方自治体の省、庁、特区、もしくはその他の補助部門

(C) 米国旅客鉄道公社および通勤鉄道当局（第49編第24102条(4)の定義による）

(2) 資格の認められる障害者

「資格の認められる障害者」という用語は、障害のある個人であって、規則、方針もしくは実践に対する合理的な修正の有無にかかわらず、建築上、通信上もしくは移動上の障壁の除去の有無にかかわらず、あるいは補助的支援およびサービスの提供の有無にかかわらず、サービスの享受について、あるいは公的機関が提供するプログラムもしくは活動への参加についての本質的な適格要求条件に適合する者を意味する。

第12132条 差別

本章の定めを条件として、資格の認められる障害者は、その障害を理由として、公的機関のサービス、プログラムもしくは活動への参加から除外されたり、その利益を否定されたり、あるいは当該機関による差別の対象となったりしないものとする。

第12133条 施行

第29編第794a条に定める救済、手順および権利は、本編第12132条への違反により障害に基づいて差別されたと申し立てる者に対して本章により提供される救済手段、手順および権利であるものとする。

第12134条 法令

(a) 全般

司法長官は、1990年7月26日から1年後までに本パートを実施する法令をアクセス可能な形式

で公布するものとする。こうした法令には、本編第 12143 条、12149 条、または 12164 条により運輸長官の権限の範囲内となっている事項を含まないものとする。

(b) 他の法令との関係

「プログラムのアクセス性、既存施設」および「通信」を除いて、本条(a)による法令は、本チャプターならびに連邦行政命令集第 28 編パート 41 に記載の、第 29 編第 794 条による連邦の財政援助の受給者に適用される調整法令（1978 年 1 月 13 日に保健・教育・福祉省が公布）と矛盾しないものとする。「プログラムのアクセス性、既存施設」および「通信」に関しては、こうした法令は連邦行政命令集第 28 編パート 39 に記載の第 29 編第 794 条により連邦が実施する活動に適用される法令および分析と矛盾しないものとする。

(c) 基準

本条(a)項による法令には、本章のパート B の対象となる施設、駅、鉄道客車および車両以外の、本パートの対象となる施設および車両に適用される基準を含むものとする。このような基準は、本編第 12204 条(a)に従って建築物および交通機関に関する改善命令委員会が発行する最小限の指針および要求条件と矛盾しないものとする。

パート B 公的機関提供の公共輸送の差別的と考えられる対応

サブパート I 航空機もしくは一部の鉄道事業以外の公共輸送機関

第 12141 条 定義

本サブパートで使用する場合、以下の用語は以下の意味を有する。

(1) 要求対応システム

「要求対応システム」という用語は、固定経路システムを取らない指定公共輸送機関を提供するシステムを意味する。

(2) 特定公共輸送

「特定公共輸送」という用語は、一般的な、もしくは特別なサービス（チャーター便を含む）を定期的かつ継続的に一般大衆に提供する、バス、鉄道またはその他の輸送機関（航空機もしくは大都市間交通もしくは通勤鉄道輸送（本編第 12161 条に定義）による輸送以外）による輸送（公立学校輸送以外）を意味する。

(3) 固定経路システム

「固定経路システム」という用語は、決まったスケジュールに従って、所定の経路に沿って車両が運行される指定公共輸送を提供するシステムを意味する。

アメリカ合衆国

(4) 運営する

「運営する」という用語は、固定経路システムもしくは要求対応システムに関して使用する場合、公的機関と契約もしくはその他の取決めや関係のある者が当該システムを運営する場合を含む。

(5) 公立校輸送

「公立学校輸送」という用語は、小中学校との間で、および学校関連の活動の際に、児童生徒、職員、機器をスクールバス車両を用いて輸送することを意味する。

(6) 長官

「長官」という用語は運輸長官を意味する。

第 12142 条 固定経路システムを運営する公的機関

(a) 新車両の購入およびリース

固定経路システムを運営する部門が、当該システムで使用する新しいバス、新しい高速鉄道車両、新しい軽便鉄道車両もしくはその他の新車両を購入もしくはリースすることは、その購入もしくはリースが 1990 年 7 月 26 日から 30 日目よりも後に要請され、そのバス、鉄道車両、またはその他の車両が車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものでない場合、差別であると考えられるものとする。

(b) 中古車両の購入およびリース

本条(c)(1)項を条件として、固定経路システムを運営する公的機関が 1990 年 7 月 26 日から 30 日目より後に当該システムで使用する目的で中古車両を購入もしくはリースすることは、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい中古車両を当該システムでの使用を目的として購入もしくはリースすべく誠実に努力したことが実証されない限り、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別であると考えられる。

(c) 再生車両

(1) 一般規則

第(2)項に定める場合を除き、以下の内容は、固定経路システムを運営する公的機関にとって、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別であると考えられるものとする。

(A) 当該システムで使用する目的で車両を再生し、使用寿命を 5 年以上延長することは、1990 年 7 月 26 日から 30 日目より後で再生が開始された（あるいは要請された）場合には差別と考えられる。

(B) 使用寿命を 5 年以上延長するための再生作業が行われた再生車両を、当該システムで使用する目的で購入もしくはリースすることは、その購入もしくはリースが 30 日目より後で、使用寿命の延長された期間中に行われた場合には差別と考えられるが、ただし、再生後、当該車両が、実行可能な範囲で最大限に、車椅子使用者などの障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくなっている場合はその限りでない。

(2) 歴史的車両の除外

(A) 一般規則

公的機関が、その一部でも国定歴史保護地区に含まれている固定経路システムを運営しており、当該部分でのみ使用する歴史的な性格の車両を障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものにするると当該車両の歴史的な性格が大幅に変わってしまう場合には、公的機関は、第(1)項の要求条件を満たすのに必要な、当該車両の歴史的な性格を大幅に改変しない修正のみを行えば（あるいはそのような修正を加えた再生車両を購入もしくはリースすれば）よい。

(B) 法令により定義される歴史的な性格の車両

本項および本編第 12148 条(a)において、歴史的な性格の車両は、本項を実施するために長官が公布する法令により定義されるものとする。

第 12143 条 固定経路サービスを補足する補助交通機関

(a) 一般規則

固定経路システム（通勤バス便のみを提供するシステム以外）を運営する公的機関が、その固定経路システムの運営に関連して、本条に従って補助交通機関およびその他、以下のようなサービスレベルを提供できるだけの特別な輸送サービスを車椅子使用者を含めた障害者に対して提供しない場合、本編第 12132 条および第 29 条第 794 条に定める差別であると考えられるものとする。

(1) 当該システムを利用する障害のない個人に対して提供される指定公共輸送サービスのレベルに匹敵するレベル、あるいは

(2) 応答時間については、当該システムを利用する健全者に対して提供される指定公共輸送サービスのレベルに実質的な範囲で匹敵するレベル

(b) 法令の公布

1990 年 7 月 26 日から 1 年後までに、長官は、本条を実施するための最終的な法令を公布するものとする。

(c) 求められる法令の内容

(1) サービス享受適格者

本条により公布される法令は、固定経路システムを運営している各公的機関に対し、本条で求めている補助交通機関およびその他の特別な輸送サービスの下記の者への提供を求めるものとする。

(A)

(i) 身体的もしくは精神的な障害（視覚障害を含む）の結果として、他の者（車椅子リフトもしくはその他の乗車支援装置の操作員を除く）の支援なしには、障害者にとってアクセスしやす

アメリカ合衆国

く利用しやすいシステムの車両との間で搭乗、乗車あるいは降車できない障害者にこれを提供する。

(ii) 障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい車両との間での搭乗、乗車および降車に車椅子リフトもしくはその他の乗車支援装置の助けを必要とする（こうした助けがあればこれを行うことのできる）障害者に対して、障害者がシステム稼働時間中の、当該車両が経路上の指定公共交通に使用されていない時（またはこうした時の合理的な時間内）にシステムの経路上を旅行しようとする場合にこれを提供する。

(iii) 障害に関連する特殊な状態のために当該システムの搭乗場所への移動や降車場所からの移動ができない障害者にこれを提供する。

(B) 障害者に付き添うその他の者にこれを提供する。

(C) 障害者を乗せる補助交通機関に付添い人の乗車するスペースがあり、こうした付添い人の輸送が障害者へのサービスを否定する結果にならないのであれば、(a)項に記載の者に加えて、障害者に付き添うその他の者にもこれを提供する。

(A)項の(i)および(ii)の定めで、乗車もしくは降車には、乗車場所への移動もしくは降車場所からの移動は含まれない。

(2) サービス地域

本条により公布される法令では、固定経路システムを運営する各公的機関のサービス地域内（公的機関が通勤バスのみを運行しているサービス地域の一部以外）で、本条により求められる補助交通機関および特別輸送サービスの提供を求めるものとする。

(3) サービス判定基準

(1)および(2)項を条件として、本条により公布される法令では、本条で求めているサービスのレベルを判断するための最小限のサービスの判定基準を定めるものとする。

(4) 過度の財政負担の制限

本条により公布される法令では、補助交通機関および本条で他の形で求めているその他の特別輸送サービスの提供により公的機関に過度の財政負担が課されることになると公的機関が長官の満足するように実証できる場合には、公的機関は、本条の他の定め((5)以外)にもかかわらず、そのような負担が課されない範囲内で当該サービスを提供することのみを求められると定めるものとする。

(5) 追加サービス

本条により公布される法令では、(4)項にかかわらず、長官が公的機関に対して(4)項によりその他の形で求められる補助交通機関およびその他の特別輸送サービスのレベルを超える、本条に従った補助交通機関およびその他の特別輸送サービスを提供するように求めることのできる状況を定めるものとする。

(6) 一般人の参加

本条により公布される法令では、固定経路システムを運営する各公的機関に対し、(7)項による計画を作成する際に、公聴会を開き、意見公募の機会を提供し、障害者に相談することを求めるものとする。

(7) 計画

本条により公布される法令では、固定経路システムを運営する公的機関が以下の通り行うことを求めるものとする。

(A) 1990年7月26日から18ヶ月以内に、本条の要求条件に適合する補助交通機関およびその他の特別輸送サービスの提供計画を長官に提出し、その実施を開始する。

(B) その後も毎年、こうしたサービスの提供計画を長官に提出し、その実施を開始する。

(8) 他者によるサービス提供

本条により公布される法令では以下の通りとする。

(A) 本条により長官に計画を提出する公的機関に、計画の中で、その計画が適用されるサービス地域内の障害者のために補助交通機関もしくはその他の特別輸送サービスを提供している人物もしくは他の公的機関を明示することを求める。

(B) 計画を提出する公的機関が障害者のためのこうしたサービスを計画に基づいて提供するには及ばないと定める

(9) その他の条項

本条により公布される法令には、長官が本条の目的遂行のために必要であると判断したその他の条項および要求条件が含まれるものとする。

(d) 計画の検討

(1) 一般規則

長官は本条により提出された計画を、本条により公布された法令を含めて本条の要求条件に適合しているかどうかを判断するために検討するものとする。

(2) 不承認

本項により検討した計画が本条の要求条件に適合していないと判断した場合、長官はその計画を不承認とし、計画を提出した公的機関に不承認の旨とその理由を通知するものとする。

(3) 不承認の計画の修正

本項による計画の不承認の日から90日後までに、計画を提出した公的機関は、本条の要求条件に適合させるよう計画を修正するものとし、また、修正した計画を長官に提出し、その実行を開始するものとする。

アメリカ合衆国

(e) 「差別」の定義

本条(a)項で使用する場合、「差別」という用語は以下の内容を含む。

(1) 本条により公布された法令が適用される公的機関が本条(c)(6)および(c)(7)に従って計画を提出しないか、その実施を開始しない

(2) 上記機関が本条(d)(3)項に従って修正計画を提出しないか、その実施を開始しない

(3) 本条(d)(3)項により長官に提出された修正計画が本条の要求条件に適合していない

(4) 公的機関が、本条により長官に提出した計画もしくは修正計画に従って補助交通機関もしくはその他の特別輸送サービスを提供しない

(f) 法解釈

本条のいかなる文言も、公的機関が下記を行うことを妨げるとは解釈されないものとする。

(1) 本条により求められているサービスレベルよりも高いレベルで補助交通機関もしくはその他の特別輸送サービスを提供する

(2) 本条により求められる補助交通機関および特別輸送サービスに加えて、補助交通機関もしくはその他の特別輸送サービスを提供する

(3) 本条によりこうしたサービスの提供が求められる者以外の個人に対してもこうしたサービスを提供する

第 12144 条 要求対応システムを運営する公的機関

公的機関が要求対応システムを運営している場合、当該公的機関が、1990年7月26日から30日目より後に要請して、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものではない新しい車両を当該システムでの使用を目的として購入もしくはリースすることは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別であると考えられるものとするが、但し、当該システムが、その全体として見たときに、健常者に提供しているのと同等のサービスレベルをこうした者に提供している場合はその限りでない。

第 12145 条 リフトが利用できない場合の一時的な免除措置

(a) 免除供与

公的機関は新しいバスの購入に関して、下記の内容を長官が満足できるように実証する場合には、本編第 12142 条(a)もしくは第 12144 条の、障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい新しいバスを購入するという義務の免除を求めることができ、長官は一時的にこの義務を免除することができる。

(1) 公的機関が行った新しいバスの要請では当初、新しいバスすべてにリフトを装備し、その他の方法でも障害者がアクセスしやすく利用しやすくなるよう指定していた

(2) 新しいバスのための油圧式、電気機械式その他のリフトが、資格のあるメーカーから入手できない

(3) 一時的な免除を求めている公的機関が、要請に従うために十分な時間内に当該バスのメー

カーに対してリフトを供給する資格のあるメーカーを探し出す誠実な努力をした

(4) リフトの入手に必要な新しいバスの購入がそれ以上遅れると、公的機関が提供している地域社会の輸送サービスを大幅に損なうことになる

(b) 継続と議会への通知

本条(a)項により与えられる免除は、指定日までの期間に限定されるものとし、与えられるこうした免除は議会の適切な委員会に通知されるものとする。

(c) 不正申請

いつであれ、本条(a)により与えられる免除について不正な申請があったと考える合理的な理由がある場合、長官は下記の対応を取るものとする。

- (1) 免除がまだ有効である場合はその免除を取り消す
- (2) 長官が適切と考えるその他の対応を取る

第 12146 条 新規設備

本編第 12132 条および第 29 編第 794 条において、公的機関が指定公共輸送サービスの提供に用いられる新規設備を建設することは、当該設備が車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものでない限り、差別であると考えられるものとする。

第 12147 条 既存設備の改修

(a) 一般規則

設備もしくはその一部分の使いやすさに影響するか、影響しかねない、指定公共輸送サービスの提供に用いられる既存設備もしくはその一部分の改修に関して、公的機関が設備の改修部分を、改修完了時点で実行可能な限り最大限に車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいように改修しない（あるいは必ずそのように改修されるようにしない）ことは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。基本的機能を含む設備の使いやすさもしくはそうした設備のある地域へのアクセスに影響するか、影響しかねない改修に着手している場合、公的機関は、改修区域への通路および改修区域のための化粧室、電話、水飲み場について、実行可能な限り最大限に、改修完了時において車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものとなるように改修するものとするが、ただしこれは、通路の改修あるいは改修区域のための化粧室、電話および水飲み場の改修が費用と範囲から考えて全体の改修と不釣り合いでない場合（司法長官が定める判定基準により判断する）に限る。

(b) 駅についての特別規則

(1) 一般規則

本編第 12132 条および第 29 編第 794 条については、指定公共輸送機関を提供している公的機関が本項の定めに従って高速鉄道および軽便鉄道の主要駅（法令により長官の定める判定基準に従って判断する）を車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものに

アメリカ合衆国

しないことは、差別と考えられるものとする。

(2) 高速鉄道および軽便鉄道の主要駅

(A) アクセス性

本項に別段の定めがある場合を除き、高速鉄道および軽便鉄道システムの全主要駅（法令により長官の定める判定基準に従って判断する）は、実際的な範囲でできるだけ早く、但しいかなる場合も 1990 年 7 月 26 日から 3 年間の期間の最終日までには、車椅子利用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいようにするものとする。

(B) 非常に費用のかかる構造変更についての延長

長官は、駅の既存施設に対して非常に費用のかかる構造変更を加えたり、既存施設を交換したりする必要のある高速鉄道もしくは軽便鉄道システムの主要駅について、(A)に定める 3 年間の期間を 30 年間まで延長することができる。但し、1990 年 7 月 26 日から 20 年目の最終日までには、主要駅の少なくとも 3 分の 2 は、障害者にとってアクセスしやすく、利用しやすいものになっていなければならない。

(3) 計画と段階

長官は適切な公的機関に対し、本項を遵守するための以下の通りの計画を策定し、長官に提出することを求めるものとする。

(a) 当該の計画に影響を受ける障害者との相談ならびに当該計画についての公聴会および意見公募の結果を反映する計画

(b) 本項の要求条件の達成のために段階を設定する計画

第 12148 条 公共輸送プログラムと既存設備での活動、ならびに 1 列車につき 1 車両の規則

(a) 公共輸送プログラムと既存設備での活動

(1) 全般

指定公共輸送サービスの提供に使用される既存の設備に関して、公的機関が指定公共輸送プログラムもしくは当該設備で行われる活動を、全体として見たときに、プログラムや活動が障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいように運営しないことは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(2) 例外

(1)では、公的機関に対して、本編第 12147 条(a)（改修に関して）もしくは本編第 12147 条(a)（主要駅に関して）で求めている限り、およびこれらの条項で求めている範囲で、車椅子利用者にとってアクセスしやすいように既存設備に構造的な変更を加えることを求めないものとする。

(3) 利用

(1)では、(2)が適用される公的機関に対して、車椅子利用者が当該施設で提供されるサービスを利用できなかった、あるいはその利益を享受できなかった場合に、当該設備で一般大衆が利用

できるサービスを車椅子使用者に提供することを求めないものとする。

(b) 1 列車につき 1 車両の規則

(1) 一般規則

(2)を条件として、軽便鉄道もしくは高速鉄道システムにより列車として運用されている 2 両以上の車両に関して、公的機関が実際上できるだけ早く、但しいかなる場合も本条の発効日から 5 年間の期間の最終日まで、列車ごとに少なくとも 1 車両を車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすいようにしない場合、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(2) 歴史的な列車

国定歴史保護地区に含まれる軽便鉄道もしくは高速鉄道システムの一部で使用される歴史的な性格の車両の再製造に関して(1)を遵守するために、当該の車両を障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいようにすることで当該車両の歴史的な性格が大幅に改変されてしまうのであれば、当該システムを運営している公的機関は、本編第 12142 条(c)(1)の要求条件に適合するために必要であり、かつ、当該車両の歴史的な性格を大幅に改変しない修正だけを加える（あるいはそのような修正を加えて再製造した車両を購入もしくはリースする）だけでよい。

第 12149 条 法令

(a) 全般

1990 年 7 月 26 日から 1 年後までに、運輸長官は、本サブパート（本編第 12143 条以外）を実施するために必要な法令を、アクセス可能な形式で公布するものとする。

(b) 基準

本条および本編第 12143 条により公布される法令には、本パートの対象となる設備および車両に適用される基準を記載するものとする。基準は本編第 12204 条に従って建築物および交通機関に関する改善命令委員会が発行する最小限の指針および要求条件と矛盾しないものとする。

第 12150 条 暫定アクセス性要求条件

本編第 12149 条に従った最終的法令が未公布の場合、当該の条文による最終的法令の公布前に有効かつ適切な州もしくは地域の建築物許可が得られていて、そうした許可により認可された新築もしくは改修が当該許可の受領から 1 年以内に始まりその許可の条件により完了する場合、建築許可が発行された時点で有効であった統一連邦アクセス性基準を遵守していれば、本編第 12146 条および第 12147 条で求めている、設備は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものとする、という要求条件を十分に満足するものとする。但し、建築物および交通機関に関する改善命令委員会が本編第 12204 条(a)で求めている補助的な最小限の指針を発行してから 1 年後になっても最終的な法令が公布されない場合にはこの限りでなく、最終的な法令の公布前でも、こうした補助的な最小限の指針を遵守することが、設備は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくなければならないという要求条件を満足するために必要であるものとする。

アメリカ合衆国

サブパート II 都市間鉄道及び通勤鉄道による公共輸送

第 12161 条 定義

本サブパートで使用する場合、以下の用語は以下の意味を有する。

(1) 通勤鉄道当局

「通勤鉄道当局」という用語は、第 49 編第 24102 条(4)でこの用語について定めている意味を有する。

(2) 通勤鉄道による輸送

「通勤鉄道による輸送」という用語は、第 49 編第 24102 条(5)で「通勤鉄道の旅客輸送」という語について定めている意味を有する。

(3) 都市間鉄道輸送

「都市間鉄道輸送」という用語は、米国旅客鉄道公社が提供する輸送を意味する。

(4) 鉄道客車

「鉄道客車」という用語は、都市間鉄道輸送に関しては、一階建ておよび二階建ての普通客車、一階建ておよび二階建ての食堂車、一階建ておよび二階建ての寝台車、一階建ておよび二階建ての特別客車、ならびに飲食サービス車両を意味する。

(5) 責任者

「責任者」という用語は、下記の意味を有する。

(A) 50%超が公的機関の所有となっている駅の場合にはその公的機関

(B) 50%超が民間会社の所有となっている駅の場合には、運輸長官による法令により衡平法に従って割り当てられた、その駅に都市間鉄道または通勤鉄道輸送を提供している人々

(C) 50%超を所有する者がいない駅の場合には、運輸長官による法令により衡平法に従って割り当てられた、その駅に都市間鉄道もしくは通勤鉄道輸送を提供している人々ならびに民間会社所有者以外の駅所有者

(6) 駅

「駅」という用語は、都市間交通もしくは通勤鉄道輸送が運営される鉄道用地に付属して位置する土地のうち、一般大衆に利用され、乗客用プラットフォーム、指定待合場所、発券場所、トイレなど輸送機関の提供に関連しており、鉄道輸送を提供する公的機関が選定、設計、建設もしくは改修を管理している範囲で財産や営業許可地を所有する一部分をいう。但し、この用語は信号停車駅を含まない。

第 12162 条 差別的と考えられる都市間鉄道および通勤鉄道の対応

(a) 都市間鉄道輸送

(1) 1 列車につき 1 車両の規則

都市間鉄道輸送を提供している者が、本編第 12164 条により発行された法令に従って、実際的な範囲でできるだけ早く、但しいかなる場合も 1990 年 7 月 26 日から 5 年後までに、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい車両を 1 列車について少なくとも 1 両

は連結しない場合、これは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(2) 都市間鉄道の新車両

(A) 一般規則

車椅子使用者について本項で特に定める場合を除き、1990 年 7 月 26 日から 30 日目よりも後に要請して、都市間鉄道輸送への使用を目的とする新しい旅客車両を購入もしくはリースすることは、本編第 12164 条により公布された法令で運輸長官が定める通り、当該の車両がすべて車椅子使用者などの障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいのでない限り、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(B) 車椅子使用者のための 1 階建て普通客車についての特別規則

1 階建ての普通客車は以下の通りとしなければならないものとする。

- (i) 車椅子使用者が乗り込める
- (ii) 車椅子を駐車して固定しておくスペースがある
- (iii) 車椅子の乗客が移動できる座席ならびに当該乗客の車椅子を折りたたんで保管するスペースがある
- (iv) (3) に示す範囲でのみ、車椅子使用者が利用できるトイレがある

(C) 車椅子使用者のための 1 階建て食堂車についての特別規則

1 階建て食堂車は以下のようにすることを求められないものとする。

- (i) 車椅子使用者が駅プラットフォームから乗り込めるか、あるいは
- (ii) その車両に乗客用トイレがない場合に、車椅子使用者が利用できるトイレがある

(D) 車椅子使用者のための 2 階建て食堂車についての特別規則

2 階建て食堂車は以下の通りとすることを求められないものとする。

- (i) 車椅子使用者が乗り込める
- (ii) 車椅子を駐車して固定しておくスペースを備える
- (iii) 車椅子の乗客が移動できる座席や当該乗客の車椅子を折りたたんで保管するスペースを備える、あるいは
- (iv) 車椅子使用者が利用できるトイレを備える

(3) 1 階建て客車のアクセス性

(A) 一般規則

都市間鉄道輸送を提供している者が 1 両以上の 1 階建て鉄道用普通客車を連結してある各列車に下記を備えない場合、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

アメリカ合衆国

(i)

(I) 車椅子を駐車し固定するスペース（車椅子に座ったままでいたい者が利用する）を、当該列車の1階建て普通客車数の半分以上の数だけ備える

(II) 車椅子を折りたたんで保管するスペース（客車の座席に移動したい者が利用する）を、実際的に可能な限り早く、但しいかなる場合も1990年7月26日から5年後までには、当該列車の1階建て普通客車の数の半分以上の数だけ備える

(ii)

(I) 車椅子を駐車し固定するスペース（車椅子に座ったままでいたい者が利用する）を、当該列車の1階建て普通客車の総数以上の数だけ備える

(II) 車椅子を折りたたんで保管するスペース（客車の座席に移動したい者が利用する）を、実際的に可能な限り早く、但しいかなる場合も1990年7月26日から10年後までには、当該列車の1階建て普通客車の総数以上の数だけ備える

(B) 立地

(A) 項で求めているスペースは、1階建て普通客車もしくは飲食サービス車両に配置するものとする。

(C) 限定

(A) 項により1列車に求められるスペース数のうち、2箇所までの車椅子の駐車および固定スペースも、2箇所までの車椅子を折りたたみ保管するスペースも、普通客車もしくは飲食サービス車両に配置するものとする。

(D) その他のアクセス性の特徴

(a) 項で求めているスペースを配置した1階建て普通客車および飲食サービス車両は、車椅子使用者が利用できるトイレを備えるものとし、また、車椅子使用者が駅のプラットフォームから乗り込めるものとする。

(4) 飲食サービス

(A) 1階建て食堂車

飲食サービスの提供に1階建て食堂車が用いられている列車では以下の通りとする。

(i) 当該1階建て食堂車が1990年7月26日より後に購入された場合、車両内でのテーブルサービスは、以下の場合に車椅子使用者に提供されるものとする。

(I) 車椅子が食堂車に入る際に通過する、食堂車の末尾に隣接する車両それ自体に車椅子でアクセスできる

(II) 当該乗客は、占有している車両からプラットフォームへ出て、プラットフォームへ降り、駅構内で列車を動かす必要なしに(I)に記載の隣接するアクセス可能な車両に入ることができる

(III) 当該乗客が飲食しようとする時に車椅子を駐車し固定するスペースが食堂車内で利

用できる（乗客が車椅子にすわったままを希望する場合）か、あるいは当該乗客が飲食しようとする時に食堂車内で車椅子を保管し折りたたんでおくスペースが利用できる（当該乗客が食堂車の座席に移動することを希望する場合）

(ii) 車椅子使用者を含めた障害者およびそうした者に同行する乗客がその他の同等の飲食サービスを確実に利用できるように、飲食する面が硬くなっているなど、適切な補助的支援およびサービスが提供されるものとする。実際的でない場合を除いて、都市間鉄道輸送を提供する者は、車椅子使用者が食堂車に入る際に通過するアクセス可能な車両を、(i)に記載の通り食堂車の末尾に隣接させて配置するものとする。

(B) 2階建て食堂車

飲食サービスの提供に2階建て食堂車が用いられている列車では以下の通りとする。

(i) 当該列車に1990年7月26日より後に購入された2階建て特別客車が連結されている場合、その特別客車でのテーブルサービスは、車椅子使用者にも他の乗客にも提供されるものとする。

(ii) 車椅子使用者を含めた障害者およびそうした者に同行する乗客がその他の同等の飲食サービスを確実に利用できるように、飲食する面が硬くなっているなど、適切な補助的支援およびサービスが提供されるものとする。

(b) 通勤鉄道輸送

(1) 1列車1車両の規則

通勤鉄道輸送を提供している者が、実際的な範囲でできる限り早く、但しいかなる場合にも1990年7月26日から5年後までに、本編第12164条により公布された法令に従って、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい客車を各列車に少なくとも1両連結しない場合、本編第12132条および第29編第794条に定める差別であると考えられるものとする。

(2) 新しい通勤鉄道車両

(A) 一般規則

1990年7月26日の30日目よりも後に要請して、通勤鉄道輸送に使用する目的で新しい客車を購入もしくはリースすることは、本編第12146条により公布された法令で運輸長官が定める通り、全車両が車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいのでない限り、本編第12132条および第29編第794条に定める差別であると考えられるものとする。

(B) アクセス性

本編第12132条および第29編第794条において、通勤鉄道輸送に用いられる客車は車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセス可能であるか、アクセスしやすく利用しやすいものとすることを求めているが、これは、下記のような設備の設置を求めているとは解釈されないものとする。

(i) 車両内に乗客用のトイレがない場合に、車椅子使用者に利用可能なトイレ

アメリカ合衆国

- (ii) 車椅子を折りたたんで保管するスペース
- (iii) 車椅子を使用する乗客が移動できる座席

(c) 中古客車

都市間鉄道もしくは通勤鉄道輸送での使用を目的として中古の客車を購入またはリースすることは、本編第 12164 条により公布された法令で運輸長官が定める通りに車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい中古の客車を購入もしくはリースすべく誠実に努力したことが実証されない限り、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(d) 再生車両

(1) 再生

都市間鉄道もしくは通勤鉄道輸送での使用を目的として客車を再生し、使用寿命を 10 年以上延長することは、その客車が、実行可能な範囲で最大限に、本編第 12164 条により公布された法令で運輸長官が定める通りに車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいようにしていない限り、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(2) 購入またはリース

都市間鉄道もしくは通勤鉄道輸送での使用を目的として再生した客車を購入またはリースすることは、その車両が(1)に従って再生されたのでない限り、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(e) 駅

(1) 新駅

都市間鉄道もしくは通勤鉄道輸送での使用を目的として、本編第 12146 条により公布された法令で運輸長官が定める通りに車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものではない新駅を建設することは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(2) 既設駅

(A) アクセス性改善の不履行

(i) 一般規則

責任者が都市間鉄道輸送システムの既存駅および通勤鉄道輸送システムの既存主要駅を、本編第 12164 条により公布された法令で運輸長官が定める通りに車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものに改修しない場合、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(ii) 遵守期間

(I) 都市間鉄道

都市間鉄道輸送システムの駅はすべて、実行できる限り早く、但しいかなる場合でも 1990 年 7 月 26 日から 20 年後までには、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいようにするものとする。

(II) 通勤鉄道

通勤鉄道輸送システムの主要駅は、実行できる限り早く、但しいかなる場合でも 1990 年 7 月 26 日から 3 年後までには、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいようにするものとするが、但し、乗客用プラットフォーム全体を高くすることがアクセス性を実現する唯一の手段である場合や、アクセス性実現のためにその他の極めて費用のかかる構造変更が必要である場合には、運輸長官が期限を延長し、1990 年 7 月 26 日から 20 年後までとすることができる。

(iii) 主要駅の指定

各通勤鉄道当局は、障害者および障害者を代表する組織と話し合い、利用者数の多さやその駅が乗換駅か支線駅かなどの要因を考慮して、その通勤鉄道輸送システムの主要駅を指定するものとする。本条項による主要駅の最終決定前に、通勤鉄道当局は公聴会を開催するものとする。

(iv) 計画および段階

運輸長官は、適切な者に、本項の実施計画の策定を求めるものとする。この計画では、計画に影響を受ける障害者との話し合いを反映し、本項の要求条件を達成する上での段階を設定するものとする。

(B) 改修時の要求条件

(i) 一般規則

駅もしくはその一部の使いやすさに影響するか、影響しかねない、都市間鉄道もしくは通勤鉄道輸送システムの既設駅またはその一部の改修に関して、責任者、所有者もしくは駅の管理者が、駅の改修部分を、改修完了時点で、実行可能な限り最大限に車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいように改修しないことは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。

(ii) 基本機能区域の改修

駅の基本機能を含む区域の使いやすさやアクセスに影響するか、影響しかねない改修に関して、責任者、所有者、駅管理者が、改修区域のための通路もしくは化粧室、電話および水飲み場のそのような改修が費用と範囲から考えて不釣り合いではない場合（司法長官が定める判定基準により判断する）に、改修区域への通路、改修区域のための化粧室、電話および水飲み場が、改修完了時点で、実行可能な限り最大限に車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいように改修しないことは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別であると

アメリカ合衆国

考えられるものとする。

(C) 求められる協力

(a) もしくは (b) 項に準拠する駅の所有者もしくは管理者が、こうした項目に適合させるための責任者の努力に対し、当該駅に関して責任者に合理的な協力をしないことは、本編第 12132 条および第 29 編第 794 条に定める差別と考えられるものとする。駅の所有者もしくは管理者は、責任者に対し、本項で求めている合理的な協力を提供しない場合の責任を負うものとする。本項で求めている合理的な協力を受けなかったからといって、本チャプターによる差別の主張に対する弁護にはならないものとする。

第 12163 条 アクセス性基準の遵守

本サブパートにより公布される法令に記載されるアクセス性の基準は、本編第 504 条 (a) により建築物および交通機関に関する改善命令委員会が発行する最小限の指針と矛盾しないものとする。

第 12164 条 法令

1990 年 7 月 26 日から 1 年後までに、運輸長官は、本サブパートを実施するために必要な法令を、アクセス可能な形式で発行するものとする。

第 12165 条 暫定アクセス性要求条件

(a) 駅

本編第 12164 条に従った最終的法令が未公布の場合、当該の条文による最終的法令の公布前に有効かつ適切な州もしくは地方の建築許可が得られていて、そうした許可により認可された新築もしくは改修が当該許可の受領から 1 年以内に始まりその許可の条件により完了する場合、建築許可が発行された時点で有効であった統一連邦アクセス性基準を遵守していれば、本編第 12162 条 (e) により求めている、駅は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものとする、という要求条件を十分に満足するものとする。但し、建築物および交通機関に関する改善命令委員会が本編第 12204 条 (a) で求めている補助的な最小限の指針を発行してから 1 年後になっても最終的な法令が公布されない場合はこの限りでなく、最終的な法令の公布前でも、こうした補助的な最小限の指針を遵守することが、駅は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくなければならないという要求条件を満足するために必要であるものとする。

(b) 客車

本編第 12164 条による最終的な法令がまだ公布されていない場合、客車の設計がその客車のアクセス性に適用される法律および法令 (アクセス性ある設計についての最小限の指針および要求条件、ならびに本編第 12204 (b) 条により発行された補助的な最小限の指針など) を遵守していれば、本サブパートと矛盾せず、当該設計の實際上完成した時点で当該の法律および法令が有効である限り、客車は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくなければならないという、本編第 12162 条 (a) から (d) の要求条件に適合していると考えられるものとする。

第 III 章 民間機関が運営する公共施設および公益事業

第 12181 条 定義

本章で使用する場合、下記の用語は下記の意味を有する。

(1) 通商

「通商」という用語は、下記のような旅行、貿易、交通、商業、輸送、あるいは通信を意味する。

- (a) 複数の州の間で
- (b) 外国あるいはなんらかの領土や占有地といずれかの州との間で
- (c) 同じ州内の複数の地点の間で（但し他の州や外国を通して）

(2) 商業施設

「商業施設」という用語は下記のような施設を意味する。

- (a) 住居としての使用を意図していない
- (b) その運営が通商に影響する

この用語は鉄道機関車、鉄道貨車、鉄道車掌車、本編第 12162 条に記載されているか、本章で対象としている鉄道車両または鉄道用地、あるいは 1968 年公正住宅法（合衆国法律集第 42 編 3601 ～）の対象となっているか、または明文で同法の対象から外されている施設を含まないものとする。

(3) 要求対応システム

「要求対応システム」とは、固定経路システム以外の、車両により旅客を輸送するシステムを意味する。

(4) 固定経路システム

「固定経路システム」という用語は、決まったスケジュールに従って、所定の経路に沿って車両が運行される旅客輸送システム（航空機以外）を意味する。

(5) 長距離バス

「長距離バス」という用語は、荷物室の上の高い位置に乗客用の座席があることを特徴とするバスを意味する。

(6) 民間機関

「民間機関」という用語は、公的機関（本編第 12131 条(1)に定義）以外の組織や団体を意味する。

(7) 公共施設

以下の民間機関は、当該機関の運営が通商に影響するのであれば、本章では公共施設と考えられ

アメリカ合衆国

る。

(A) 旅館、ホテル、モーテルまたはその他の宿泊場所。但し建物内の施設で5室までの賃貸用の部屋があり、実際には施設所有者がその住居として占有している場合を除く。

(B) レストラン、バーまたはその他の飲食施設

(C) 映画館、劇場、コンサートホール、スタジアムまたはその他の公開型娯楽施設

(D) 公会堂、会議場、講堂またはその他の集会所

(E) パン屋、食料品店、衣料品店、金物店、ショッピングセンターまたはその他の販売もしくはレンタル施設

(F) コインランドリー、クリーニング店、銀行、理髪店、美容院、旅行代理店、靴修理店、斎場、ガソリンスタンド、会計士や弁護士の事務所、薬局、保険会社事務所、健康管理専門家の事務所、病院またはその他のサービス施設

(G) 終点、物流拠点またはその他、特定の公共輸送に使用される駅

(H) 博物館、図書館、画廊またはその他の公共の展示場所やコレクション施設

(I) 公園、動物園、遊園地またはその他のレクリエーション施設

(J) 保育園、小学校、中等学校、大学学部生や大学院生の私立学校またはその他の教育施設

(K) デイケアセンター、高齢者センター、ホームレス収容施設、食糧銀行、養子縁組斡旋所またはその他の社会福祉センター施設

(L) 体育館、健康増進施設、ボウリング場、ゴルフ場またはその他の運動もしくはレクリエーション施設

(8) 鉄道

「鉄道 (rail, railroad)」という用語は、第 49 編第 20102 条[1]で「鉄道 (railroad)」に付与された意味を有する。

(9) 容易に達成できる

「容易に達成できる」という用語は、それほどの困難や費用なしに簡単に実現でき、実行できることを意味する。ある対応が容易に達成できるかどうかを判断する際は、下記各項を含む要因を検討する。

(A) 本チャプターで必要とされる対応の性質および費用

(B) その対応に関係する施設の全体的な資金源、当該施設での雇用人数、費用および資金源に対する影響、あるいは施設の運営に対する当該の対応のその他の影響

(C) 対象機関の全体的な資金源、従業員数から見た対象機関の全体的な事業規模、施設の数、種類および立地

(D) 対象機関の労働力の構成、構造および機能など、機関の運営方法の種類、対象機関との間の問題の施設の地理的距離、経営上もしくは財政上の関係。

(10) 特定公共輸送

「特定公共輸送」という用語は、バス、鉄道もしくはその他の輸送機関（航空機以外）による、一般的な、もしくは特別なサービス（チャーター便を含む）を定期的かつ継続的に一般大衆に提供する輸送を意味する。

(11) 車両

「車両」という用語は、鉄道客車、鉄道機関車、鉄道貨車、鉄道車掌車、もしくは本編第 12162 条に記載されているか、本章で対象としている鉄道車両を含まない。

第 12182 条 公共施設による差別の禁止

(a) 一般規則

いかなる者も、公共施設の間を所有、賃借（または賃貸）、運営している者により、公共施設の商品、サービス、設備、特権、利点、便宜の完全かつ平等な享受において障害に基づいて差別されないものとする。

(b) 解釈

(1) 一般禁止事項

(A) 活動

(i) 参加拒否

個人もしくは個人の集団に関して、その個人や集団の障害に基づいて、直接、あるいは契約や免許その他の取決めを通じて、機関の商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜について参加や受益の機会を与えないことは差別であるものとする。

(ii) 同等ではない利益への参加

個人もしくは個人の集団に対し、その個人や集団の障害に基づいて、直接、あるいは契約や免許その他の取決めを通じて、他の個人に与えられるものと同等でない商品、サービス、設備、特権、利点、便宜について参加や受益の機会を与えることは差別であるものとする。

(iii) 別個の利益

個人もしくは個人の集団に対して、その個人もしくは集団の障害に基づいて、直接、あるいは契約や免許その他の取決めを通じて、他の個人に提供されるものとは異なるか、別個の商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜を提供することは、その対応が、個人もしくは個人の集団に対して他の者に提供されるものと同様の効果のある商品、サービス、設備、特権、利点、便宜またはその他の機会を提供するために必要であるのでない限り、差別であるものとする。

(iv) 個人もしくは個人の集団

本項(i)から(iii)で「個人もしくは個人の集団」という用語は、契約、免許その他の取決めのある対象公共施設の顧客をいう。

アメリカ合衆国

(B) 統合設定

商品、サービス、設備、特権、利点および便宜は、障害者に対し、個人の必要に適した最も統合的な設定で提供されるものとする。

(C) 参加の機会

本編に従って提供される別個の、もしくは異なるプログラムや活動が存在するとはいえ、障害者は、それ以外のプログラムや活動に参加する機会を拒否されないものとする。

(D) 管理方法

個人もしくは機関は、直接あるいは契約その他の取決めを通じて、下記のような基準、判定基準もしくは管理方法を利用しないものとする。

(i) 障害に基づく差別の効果を有するもの、あるいは

(ii) 共通管理を受ける他者の差別を永続させるもの

(E) 関連

個人もしくは機関が関連もしくは関係を有することがわかっている個人の既知の障害を理由に、個人や機関に対し、平等な商品、サービス、設備、特権、利点、便宜その他の機会から締め出す等によりその利用を拒絶することは差別的であるものとする。

(2) 具体的な禁止事項

(A) 差別

本条(a)項において、差別には下記のようなものがある。

(i) 障害者もしくは障害者集団をなんらかの商品、サービス、設備、特権、利権もしくは便宜を十全かつ平等に享受することから排除する、あるいは排除しがちな適格性の判定基準を課したり適用したりすること。但しその判定基準が、申し出のあった商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜の提供に必要なものであると示すことができればその限りでない。

(ii) 障害者に商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜を与えるために、方針、実践もしくは手順の合理的な修正が必要である場合にその修正を行わないこと。但し、その修正を行うことで、その商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜の性質が根本的に改変されてしまうことを機関が実証できる場合はその限りでない。

(iii) 補助的支援及びサービスがないからといって、いかなる障害者も決して排除されたり、サービスを拒否されたり、差別待遇を受けたり、その他、他の者と異なる取り扱いを受けたりしないようにするために必要なステップに従わないこと。但し、そのステップに従うことにより、申し出のあった商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜の性質が根本的に変わってしまう、あるいは過度の負担を招くことになると機関が実証できる場合はその限りでない。

(iv) 既存の設備の建築上の障壁および構造的な性質の通信障壁、ならびに旅客輸送施設が使用している既存の車両および鉄道客車の輸送障壁（油圧式などのリフトの設置により車両や客車

を改造することを通じてしか取除けない障壁は除く)の除去を、容易に達成できるにもかかわらず行わないこと

(v) 第(iv)項の障壁の除去が容易に達成できないことを機関が証明できる場合に、代替手段が容易に達成できるのに、代替手段を通じて当該商品、サービス、設備、特権、利点もしくは便宜を利用できるようにしないこと

(B) 固定経路システム

(i) アクセス性

固定経路システムを運営している本編第 12184 条の対象にならない民間機関が、本項の発効日から 30 日目よりも後に要請して、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものでない、16 名分を超える(運転手を含めて)座席数の車両を当該システムでの使用を目的として購入もしくはリースすることは、差別と考えられるものとする。

(ii) 同等のサービス

固定経路システムを運営している本編第 12184 条の対象にならない民間機関が、本項の発効日より後に、障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものではない 16 名分以下の(運転手を含めて)座席数の車両を当該システムでの使用を目的として購入もしくはリースする場合、当該機関が、全体として見たときにそのシステムにより車椅子使用者を含めた障害者に対して障害のない乗客に提供されるサービスレベルと同等のサービスレベルが確保されるように当該システムを運営しないことは、差別と考えられるものとする。

(C) 要求対応システム

本条第(a)項において、差別には下記のようなものがある。

(i) 要求対応システムを運営している本編第 12184 条の対象にならない民間機関が、全体として見たときにそのシステムにより車椅子使用者を含めた障害者に対して障害のない乗客に提供されるサービスレベルと同等のサービスレベルが確保されるように当該システムを運営しないこと

(ii) 当該機関が、本項の発効日から 30 日目よりも後に要請して、障害者(車椅子使用者を含む)にとってアクセスしやすく利用しやすいものではない、16 名分を超える(運転手を含む)座席数の車両を当該システムでの使用を目的として購入もしくはリースすること。但し、全体として見たときに、当該システムにより障害者に対して障害のない乗客に提供されるのと同様のサービスレベルが提供されていると当該機関が実証できる場合はこの限りでない。

(D) 長距離バス

(i) 適用の限定

第(B)項および(C)項は長距離バスには適用されない。

(ii) アクセス性の要求条件

本条第(a)項において、差別には下記のようなものがある。

アメリカ合衆国

(I) 本編第 12186 条(a) (2)により発行された法令に適合していない長距離バスを、個人輸送を提供しており、乗客輸送事業を主たる事業としていない民間機関が購入もしくはリースすること。

(II) その他、法令に対する当該会社の不適合

(3) 具体的な解釈

本項のいかなる文言も、機関に対し、個人が他人の健康もしくは安全に対して直接的な脅威を引起す場合に、当該機関の商品、サービス、設備、特権、利点および便宜についての参加や受益を当該の個人に許可することを求めるものではない。「直接的な脅威」という用語は、方針、実践もしくは手順の修正によって、あるいは補助的支援もしくはサービスの提供によって消滅させることができない、他者の健康もしくは安全に対する重大な危険を意味する。

第 12183 条 公共施設および商業施設の新築および改修

(a) 用語の使い方

本条(b)に定める場合を除き、公共施設および商業施設に適用される場合、本編第 12182 条(a)に定める差別には下記のようなものがある。

(1) 最初の利用が 1990 年 7 月 26 日の 30 ヶ月後より後である場合に、障害者にとってアクセスしやすく利用しやすい設備を設計および建築しないこと。ただし、機関が、本章により発行された法令で定めているか、そうして法令に参照により組み込まれている基準に従って、当該条項の要求条件に適合させるのは構造的に実際的でないと実証できる場合を除く。

(2) 施設により、施設に代わって、または施設の利用を目的として、設備もしくはその一部分の使いやすさに影響するか、または影響しかねない形で改修される設備もしくはその一部に関して、実行可能な範囲で最大限に、設備の改修部分が車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくなるような改修をしないこと。設備のうち、基本機能を含む区域の使いやすさやその区域へのアクセスに影響するか、影響しかねない改修を行う場合も、機関は、通路または改修部分のための化粧室、電話、水飲み場の改修が、費用と範囲から考えて全体の改修と不釣り合いではない場合（司法長官が定める判定基準により判断する）には、実行可能な範囲で最大限に、改修区域への通路ならびに改修部分のための化粧室、電話、水飲み場が障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものとなるように、改修を行うものとする。

(b) エレベーター

本条(a)項は、3 階建て未満もしくは階ごとの面積が 3000 平方フィート未満の設備にエレベーターの設置を求めているとは解釈されないものとする。但し、建物がショッピングセンター、ショッピングモール、あるいは健康管理専門家の事務所である場合や、司法長官が当該設備の特定のカテゴリーについて設備の利用状況に基づいてエレベーターの設置を求める場合はこの限りでない。

第 12184 条 民間機関が提供する特定公共輸送サービスにおける差別の禁止

(a) 一般規則

乗客輸送事業に主に従事し、その運営が通商に影響を与える民間機関が提供する特定公共輸送サービスの十全かつ平等な享受において、いかなる者も障害に基づいて差別されないものとする。

(b) 解釈

本条(a)において、差別には下記のようなものがある。

(1) (a)に記載の機関が、障害者もしくは障害者集団を機関が提供する特定公共輸送サービスを十全に享受することから排除するか、排除しがちな適格性の判定基準を課すか、適用すること。ただし、その判定基準が申し出のあったサービスの提供に必要であることが示せばその限りでない。

(2) こうした機関が下記を行わないこと。

(A) 本編第 12182 条(a) (2) (a) (ii)により求められる内容と首尾一貫した合理的な修正の実施

(B) 本編第 12182 条(a) (2) (a) (iii)の要求条件と首尾一貫した補助的支援とサービスの提供

(C) 本編第 12182 条(b) (2) (A)の要求条件および本編第 12183 条(a) (2)の要求条件と首尾一貫した障壁除去

(3) 当該機関が本条発効日から 30 日目より後に要請して、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものではない新車両（運転手を含めて 8 名分未満の座席がある自動車やバン、あるいは長距離バス以外）を、特定公共輸送の提供に使用する目的で購入もしくはリースすること。但し、新車両が要求対応システムにのみ用いられるか、あるいは当該システムにより、全体として見たときに一般大衆に提供されるのと同等のサービスレベルが障害者に提供されると機関が実証できる場合には、新車両が障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものでなくともよい。

(4)

(A) 当該機関が本編第 12186 条(a) (2)により発行される法令に準拠していない長距離バスを購入もしくはリースすること。

(B) 当該法令への準拠についての当該機関のその他の不履行

(5) 当該機関が本条発効日から 30 日目より後に要請して、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものではない、運転手を含めて 8 名分未満の座席のあるバンを、特定公共輸送の提供に用いる目的で購入またはリースすること。但し、バンを購入もしくはリースして使用するシステムにより、全体として見たときに一般大衆に提供されるのと同等のサービスレベルが障害者に提供されると機関が実証できるのであれば、新しいバンが障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものでなくともよい。

(6) 当該機関が本項発効日から 30 日目より後に要請して、車椅子使用者を含めた障害者にと

アメリカ合衆国

ってアクセスしやすく利用しやすいものではない新しい客車を特定公共輸送の提供に用いる目的で購入もしくはリースすること。

(7) 当該の機関が特定公共輸送の提供に用いる鉄道客車を、その使用寿命を 10 年以上延ばすように再生するか、または当該機関がそのような鉄道客車を購入もしくはリースすること。但し、その客車が、実行可能な範囲で最大限に、車椅子使用者を含めた障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいように作られている場合はその限りではない。

(c) 歴史的な、もしくは古い時代の車両

(1) 例外

本条(a)(2)(C)もしくは(a)(7)を遵守することで、歴史的な、もしくは古い時代の客車や、そうした車両だけが利用する鉄道駅の歴史的性質や古風な性質が大きく変わってしまうか、1970年連邦鉄道安全法により運輸長官が発行した規則、法令、基準もしくは命令に対する違反になると思われる場合、こうした遵守は求められないものとする。

(2) 定義

本項で用いるとき、「歴史的な、もしくは古い時代の客車」とは、以下のような客車を意味する。

(A) 旅客の輸送に用いられている時点で 30 年以上経過している

(B) メーカーがすでに鉄道用の客車の製造事業を行っていない

(C)

(i) 過去の重大な出来事や人物と重要な関係があるか、または

(ii) 過去に用いられたある種の鉄道客車の明確な特徴を具現化しているか、具現化するよう、あるいは過ぎ去った時代を代表するように回復されている

第 12185 条 研究

(a) 目的

技術評価局は、下記を決定するための研究に着手するものとする。

(1) 障害者の長距離バスおよび長距離バス便に対するアクセスの必要性

(2) 障害者、特に車椅子使用者にとって、あらゆる乗り込み方のうちで、長距離バスおよび長距離バス便へのアクセスを提供するための最もコスト効果の高い方法

(b) 内容

この研究では、最低限、以下の分析を行うものとする。

(1) アクセス可能な長距離バスおよび長距離バス便についての障害者から予想される需要

(2) 本編第 12184 条(a)(4)および第 12186 条(a)(2)により求められるサービスを含め、当該のバスやバス便はどの程度まで障害者にとってアクセスしやすく利用しやすければよいか

(3) バスやバス便へのアクセス性を障害者に提供するための様々な方法の効果

(4) 機器や装置についての最近の技術開発や省コスト技術も考慮した上での、アクセス可能な長距離バスおよびバス便を障害者に提供する場合のコスト

(5) 座席数が減らないようにアクセス可能なトイレを設置するなど、アクセス性を強化できる、長距離バス内で可能な設計変更

(6) 長距離バス便の継続にアクセス性の要求が与える影響。こうした要求が農村社会に与える影響には特に配慮を要する。

(c) 顧問委員会

本条(a)項で求めている研究の実施にあたり、技術評価局は顧問委員会を設立するものとする。この委員会は下記から成るものとする。

(1) 長距離バスの民間事業者およびメーカーから選定された委員

(2) 長距離バスの潜在的な利用者である障害者（特に車椅子使用者）から選定された委員

(3) 乗車支援のための機器や装置のメーカーを含めた、研究対象となる問題についての技術的な専門知識のために選定された委員

(1)項および(2)項のそれぞれにより選定された委員の人数は同数とするものとし、(1)および(2)により選定されたメンバーの合計人数は(3)により選定されたメンバーの人数を上回るものとする。

(d) 期限

本条(a)で求めている研究は、技術評価局による推奨に加えて、立法行動についての方針選択肢を含めて、1990年7月26日から36ヶ月以内に大統領および議会に提出されるものとする。本編第12186条(a)(2)(B)で定める該当期限までに本編第12186条(a)(2)(B)に従って公布された法令を遵守すると都市間長距離バス便が大幅に減ることになると判断した場合、大統領は、各期限を1年間延長するものとする。

(e) 検討

本条(a)項で求めている研究を展開する際、技術評価局は、当該研究の予備草案を、第29編第792条により設置された建築物および交通機関に関する改善命令委員会に提供するものとする。同委員会は、この研究草案に対してコメントする機会を与えられるものとし、委員会が研究草案を受領してから120日以内の書面にて委員会が出したコメントは、本条(d)により提出が必要とされる最終研究の一部として組み込まれるものとする。

第12186条 法令

(a) 輸送条項

(1) 一般規則

1990年7月26日の1年後までに、運輸長官は、本編第12182条(a)(2)(a)および(c)を実施し、

アメリカ合衆国

本編第 12184 条 ((a) (4) 項を除く) を実施するため、アクセス可能な形式で法令を公布するものとする。

(2) 長距離バスへのアクセスを提供する特別規則

(A) 暫定要求条件

(i) 公布

1990 年 7 月 26 日から 1 年後までに、運輸長官は、本編第 12184 (b) (4) および第 12182 条 (b) (2) (D) (ii) を実施するため、アクセス可能な形式で法令を公布するものとする。これは、乗客の輸送を行うために長距離バスを使用する各民間機関に対して、バスのアクセス性の提供を求めるものである。但し、こうした法令では、当該法令の有効期間中に、車椅子使用者がアクセスできるようにするための長距離バスの構造変更を求めないものとし、また、車椅子使用者がアクセスできるように乗車補助装置を購入することを求めないものとする。

(ii) 有効期間

本項に従って公布された法令は、(a) 項により公布された法令の発効日まで効力を有するものとする。

(B) 最終要求条件

(i) 研究および暫定条件の検討

長官は、本編第 12185 条により提出された研究ならびに (A) 項に従って公布された法令を検討するものとする。

(ii) 公布

本編第 12185 条による研究の提出日から 1 年後までに、長官は、本編第 12184 条 (b) (4) および第 12184 条 (b) (2) (D) (ii) を実施するための新しい法令をアクセス可能な形式で公布するものとする。この法令では、本編第 12185 条による研究の目的と、その研究の結果としての推奨事項を考慮に入れて、乗客の輸送に長距離バスを使用する各民間機関に対して、車椅子使用者を含めた障害者がバスにアクセスできるようにすることを求める。

(iii) 有効期間

本編第 12185 (d) を条件として、本項に従って公布された法令は、下記の期間について有効であるものとする。

(I) 小規模輸送業者（長官の定義による）に関しては、(ii) による最終的な法令の公布日から 3 年間

(II) その他の輸送業者に関しては、最終的な法令の公布日から 2 年間

(C) アクセス可能なトイレの設置要求の限定

本項に従って公布された法令では、長距離バス内へのアクセス可能なトイレの設置を、その設置により座席数が減ることになる場合には求めないものとする。

(3) 基準

本項に従って公布された法令には、本編第 12182 条(b) (2)および第 12184 条の対象となる設備および車両に適用される基準が含まれるものとする。

(b) その他の定め

1990 年 7 月 26 日から 1 年後までに、司法長官は、本条(a)で参照されていない本章の定めを実施するため、アクセス可能な形式で法令を公布するものとする。ここには、本編第 12182 条で対象としている設備および車両に適用される基準が含まれる。

(c) ATBCB 指針との一貫性

本条(a)および(b)項に従って公布された法令に記載の基準は、建築物および交通機関に関する改善命令委員会が本編第 12204 条に従って発行した最小限の指針および要求条件と矛盾しないものとする。

(d) 暫定アクセス性基準

(1) 設備

本条に従った最終的な法令が未公布の場合、本条による最終的な法令の公布前に有効かつ適切な州もしくは地方の建築許可が得られていて、そうした許可により認可された新築もしくは改修が当該許可の受領から 1 年以内に始まりその許可の条件により完了する場合、建築許可が発行された時点で有効であった統一連邦アクセス性基準を遵守していれば、本編第 12183 条で求めている、設備は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものとする、という要求条件を十分に満足するものとする。但し、建築物および交通機関に関する改善命令委員会が本編第 12204 条(a)で求めている補助的な最小限の指針を発行してから 1 年後になっても最終的な法令が公布されない場合はこの限りでなく、最終的な法令の公布前でも、こうした補助的な最小限の指針を遵守することが、設備は障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくなければならないという要求条件を満足するために必要であるものとする。

(2) 車両および鉄道客車

本条に従った最終的な法令が未公布の場合、民間機関は、当該車両もしくは客車の設計が、車両や客車のアクセス性を対象とする法律や法令（「アクセス性ある設計についての最小限の指針および要求条件」ならびに本編第 12204 条(a)により発行された最小限の補助的指針を含む）を遵守しているなら、法律や法令が本章と矛盾しておらず、当該の設計が実質的に完了した時点で有効である範囲で、車両や鉄道客車を障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいものにしななければならないという本章の要求条件（該当する場合）を遵守したと考えるものとする。

第 12187 条 民間クラブおよび宗教組織の除外

本章の定めは、1964 年公民権法第 II 編（合衆国法律集第 42 編 2000-a(e)）で対象から除外されている民間のクラブや施設、あるいは宗教組織や礼拝の場などの宗教組織が管理している機関には適用されないものとする。

第 12188 条 施行

(a) 全般

(1) 救済手段および手順の利用可能性

本編第 2000 条 a-3(a) に定める救済手段および手順は、本章に違反して障害に基づいて差別される者に対しても、あるいは本編第 12183 条に違反して差別されようとしていると考える合理的な根拠を有する者に対しても本章により与えられる救済手段および手順である。本条のいかなる文言も、本章で対象としている人物もしくは組織がその定めを遵守しようとしないと障害者が実際に気づいている場合、当該障害者に無益な意思表示を行うことを求めるものではない。

(2) 差止命令による救済

本編第 12182 条 (b) (2) (A) (iv) および第 12183 条 (a) についての違反の場合、差止命令による救済には、本章で求めている程度まで、設備を障害者にとってアクセスしやすく利用しやすくさせる命令を含むものとする。場合によっては、差止命令による救済には、補助的支援もしくはサービスの提供、方針の修正、あるいは代替方法の提供を、本章で求めている程度まで要求する内容も含まれるものとする。

(b) 司法長官による施行

(1) 権利の否定

(A) 調査の責務

(i) 全般

司法長官は、本章への違反が申し立てられた場合には調査するものとし、本章により対象機関の遵守状況を定期的に検討するものとする。

(ii) 司法長官の認証

州もしくは地方自治体の申請があれば、司法長官は、建築物および交通機関に関する改善命令委員会と相談の上、事前に通知し、公聴会を開催して障害者を含む人々がその認証に反対する証言をする機会を与えた後に、アクセス性の要求条件を定めた州法もしくは地方の建築コードまたは同様の法令が、本章に基づく対象設備のアクセス性および使いやすさについての本チャプターの最低要求条件に適合するか、これを超えると認証することができる。本条によるいかなる施行手続きでも、こうした司法長官による認証は、当該の州法もしくは地方の法令が本チャプターの最低必要条件に確かに適合しているか、これを超えするという反証可能な証拠であるものとする。

(B) 潜在的違反

司法長官が、

(i) いずれかの人物もしくは集団が本章による差別のパターンもしくは実践を行っている、あるいは

(ii) いずれかの人物もしくは集団が本章により差別され、その差別により一般大衆にとって

重要な問題が提起されている、
と考える合理的な理由がある場合、司法長官は適切な合衆国地方裁判所で民事訴訟を開始することができる。

(2) 裁判所の権威

第(1)(B)項による民事訴訟で、

(A) 裁判所は、本章で求めている程度まで、下記の内容を含めて適切であると思われる衡平法上の救済手段を与えることができる

- (i) 一時的、予備的もしくは恒久的な救済手段の供与
- (ii) 補助的支援やサービスの提供、ならびに方針、実践もしくは手順または代替方法の修正
- (iii) 設備を、障害者にとってアクセスしやすく利用しやすいようにする

(B) 裁判所は、裁判所が適切と考えるその他の救済手段を与えることもでき、ここには、司法長官の要請があった場合には損害を蒙った人々への損害賠償金も含まれる。

(C) 裁判所は、公共の利益の正当性を立証するため、当該機関に対する民事の罰金を査定することができる。その金額は以下の通り。

- (i) 最初の違反の場合\$50,000 以下
- (ii) 以後の違反については\$100,000 以下

(3) 単独違反

(2)(C)において最初の違反かそれ以後の違反かを判断する際、対象機関が複数の差別的な行動をしていたという裁定が単独の訴訟で判決もしくは合意により出ている場合、これは単独の違反として数えるものとする。

(4) 懲罰的賠償金

本条(b)(2)(B)において、「損害賠償金」および「その他の救済手段」という用語は懲罰的賠償金を含まない。

(5) 司法対価

(1)(B)による民事訴訟で、裁判所は、民事の罰金を課す場合にどの程度の金額が適切であるかを考える際、当該機関が本チャプターに適合しようとした誠実な努力や試みを考慮するものとする。誠実さを評価する際、裁判所は、関係があると考えられるその他の要因の中でも特に、当該機関が特定の障害者の独自の必要に適応するために必要な適切な種類の補助的支援の必要性を合理的に予想できたかどうかを考慮するものとする。

アメリカ合衆国

第 12189 試験および講座

中等教育もしくは高等教育、専門的、商業的な目的についての申請、ライセンス付与、証明もしくは信用証明に関連して試験や講座を提供するものは、その試験や講座を、障害者がアクセス可能な場所および方法で行うか、障害者のためにアクセス可能な代替手段を提供するものとする。

以上

1995年障害者差別禁止法 (C. 50) 第I部及び第IV部 Disability Discrimination Act 1995 (c. 50)

第I部

身体障害

1. 「身体障害」と「身体障害者」の定義

- (1) この法律において人に身体障害があるとは、第1表の規定に従うことを条件として、通常の日常活動を行う上で、相当な、また長期の悪影響のある身体的もしくは精神的障害があることをいう。
- (2) この法律において「身体障害者」とは、身体障害のある者をいう。

2. 過去の身体障害

- (1) 本1部およびII部とIII部の規定は、現在身体障害がある者に関連して適用されるとともに、身体障害があった者にも関連して適用される。
- (2) 上記規定は、第2表による修正に従う。
- (3) この法律に基づき制定された規定または命令は、身体障害があった者に関する規定も含むことがある。
- (4) この法律の第II部もしくは第III部による訴訟手続きにおいて、ある者がある特定の時期（「関連時期」）に身体障害があったか否かの問題を本条の目的上決めるときには、申し立てられた行為がなされたときに有効であったこの法律の規定、もしくはこの法律に基づき制定された規定が、関連時期に有効に存在していたと同様に考えるものとする。
- (5) 関連時期は、この法律が可決される前のこともあり得る。

3. 指針

- (1) 国務大臣は、下記を決める際に考慮すべき事項につき指針を出すことができる。
 - (a) ある身体障害がその障害のある者の日常的活動を行う能力に相当の悪影響を与えるか、または
 - (b) かかる身体障害は長期間にわたり影響するか。
- (2) 指針は、とりわけ、下記についての例示をすることができる。
 - (a) 特定活動に関連して、本法の目的上、相当な悪影響と考えることが妥当な影響
 - (b) 特定活動に関連して、本法の目的上、相当な悪影響と考えることは妥当ではない影響
 - (c) 本法の目的上、長期と考えることが妥当な、相当な悪影響
 - (d) 本法の目的上、長期と考えることが妥当ではない、相当な悪影響
- (3) 裁決機関もしくは裁判所は、本法のいかなる目的上も、身体障害が人の日常的活動を行う能力に相当な、長期の悪影響を与えているか否かの決定には、それについて示された指針が適切であるものとして、これを考慮に入れるものとする。

イギリス

- (4) 指針の原案を策定するときは、国務大臣は適当と考える者の意見を聴くものとする。
 - (5) 国務大臣が指針を公布しようとするときには、その原案を公表し、原案に対してなされた表明を考慮に入れ、またそれを妥当と考えるときは、かかる表明の観点から提案した原案を修正するものとする。
 - (6) 国務大臣が指針案を実行に移すときには、その法案を各議院に提出するものとする。
 - (7) 40 日以内にいずれかの議院がその法案を可決しないことを決議したときは、国務大臣は、その指針案に関連して更なる手段は講じないものとする。
 - (8) かかる決議が 40 日以内になされないときは、国務大臣はその法案の形で指針を公布するものとする。
 - (9) 指針は国務大臣が命令により指定する日付で発効するものとする。
 - (10) 第 (7) 項は、新規の指針案を議院に提出することを妨げない。
 - (11) 国務大臣は、下記を行うことができる。
 - (a) その時々指針の全部またはその一部の改定と再公布を行うこと
 - (b) 命令により指針の取り消しを行うこと
 - (12) 本条においては、
 - 指針案の法案に関連する「40 日間」とは、
 - (a) 法案の 1 つの議院への提出が他の議院への提出より遅れたときは、2 日の提出日の中の遅い日から始まる 40 日間とし、また
 - (b) その他の場合は、各議院に法案が提出された日から始まる 40 日間として、
- これは議院が解散、閉会もしくは両議院が 4 日を超えて休会に入った期間は考慮に入れない。また
- 「指針」とは、国務大臣が本条に基づき公布したものをいい、これには改訂および再提出したものを含む。

第 IV 部 教育

29 障害者の教育

(1) 1993 年教育法[1993 c. 62.]の第 161 条(5) (年次報告書に記載する、特別な教育を必要とする児童生徒に関する情報)で、「and in this subsection (また本項では)」から最後までを削除。

(2) 同法第 161 条(5)の後に次の通り追加する。

「(6) 各州立学校、有志立学校、政府資金運営校の年次報告書には下記に関する情報を記載するものとする。

(a) 障害のある児童生徒の入学に関する取り計らい

(b) 障害のある児童生徒が他の児童生徒に比べて不利な取扱いを受けないようにするために取る措置

(c) 障害のある児童生徒の通学を支援するための設備

(7) 本条では

「年次報告書」とは、1986 年教育法 (No. 2) [1986 c. 61.]の第 30 条か、場合によっては本法付表 6 第 8 項に従って、学校に関する政府の定めの下で作成される報告書を意味する。

「障害のある児童生徒」とは、1995 年障害者差別禁止法[1995 c. 50.]に定める、障害者である児童生徒を意味する。」

(3) 1994 年教育法[1994 c. 30.]の第 1 条 (教師教育局の設立) で、末尾に以下の通り追加する。

「(4) 職務の遂行に当たり、教師教育局は 1995 年障害者差別禁止法に定める障害者である者の要求に配慮するものとする。」

30 障害者の継続教育および高等教育 1992. c. 13

(1) 1992 年継続教育および高等教育法は、第(2)項から(6)項に定める通りに修正される。

(2) 第 5 条(継続教育助成会議による助成の管理)で、第(6)項(b)の「may」の後に、「, subject to subsection (7A) below (下記(7A)を条件として)」という文言を挿入する。

(3) 第 5 条(7)の後に次の通り挿入する。

「(7A) 上記第(6)項(b)による条件を課す権利を損なうことなく、継続教育分野の機関の管理団体に対して本条により会議が財政支援を行う際の条件は次の通り。

(a) 管理団体に対し、所定の間隔で障害者報告書を発表することを求めるものとする。

(b) 障害者に関して施設が作成した、または作成しようとする条項に関連する条件を含めることができる。

(7B) 上記(7A)で

イギリス

「障害者報告書」とは、障害者に関して施設が行う教育のための設備の提供について所定の内容の情報を記載した報告書を意味する。

「障害者」とは、1995年障害者差別禁止法[1995 c. 50.]に定める障害者を意味する。

「所定の」とは、規則で定めていることを意味する。」

(4) 第8条(補足的職務)では、末尾に次の通り追加する。

「(6) 会計年度終了後、實際上合理的な範囲でできるだけ早く、各会議は下記について国務大臣に対する報告書を作成するものとする。

(a) 当該地域での障害のある生徒に対する継続教育の提供において、報告書の対象年度中にあった進捗

(b) 当該地域での障害のある生徒に対する今後の継続教育の提供についての計画

(7) 上記第(6)項で

「障害のある生徒」とは、1995年障害者差別禁止法に定める障害者である生徒を意味する。

「会計年度」とは、1997年3月31日に終了する12ヶ月の期間ならびにこれに続く12ヶ月の各期間を意味する。」

(5) 第62条(高等教育助成会議の設立)で、第(7)項の後に次の通り挿入する。

「(7A) 職務の遂行に当たり、各会議は障害者の要求に配慮するものとする。

(7B) 第(7A)項の「障害者」とは、1995年障害者差別禁止法に定める障害者である者を意味する。」

(6) 第65条(高等教育助成会議による基金の管理)で、第(4)項の後に次の通り挿入する。

「(4A) 上記第(3)項による条件を課す権利を損なうことなく、高等教育機関の管理団体に対して本条により会議が助成金、貸付金またはその他の支払金を交付する際の条件で、管理団体が指定の間隔で障害者報告書を発表することを求めるものとする。

(4B) 上記(4A)で、

「障害者報告書」とは、1995年障害者差別禁止法に定める障害者である者に関して施設が行う教育および研究のための設備の提供について指定の内容の情報を記載した報告書を意味する。

「指定の」とは、本条により会議が助成金、貸付金またはその他の支払金を交付する際の条件の中で指定していることを意味する。」

(7) 1944年教育法は、第(8)項、第(9)項に定める通りに修正される。

(8) 第41条(継続教育に関する地方教育当局の職務)で、第(2)項の後に次の通り挿入する。

「(2A) 所定の間隔で障害者報告書を発表することは、各地方教育当局の責務であるものとする。

(2B) 上記(2A)で、

「障害者報告書」とは、1995年障害者差別禁止法[1995 c. 50.]に定める障害者である者に関して、地方教育当局が行う継続教育のための設備の提供について所定の内容の情報を記載した報告書を意味する。

「所定の」とは、国務大臣が定める規則で定めているということの意味する。

(9) 第 41 条(7)、(8)および(11)で、「本条」を、「上記第(1)項および第(6)項」に置き換える。

31 障害者の継続教育および高等教育（スコットランド、1992 c. 37）

(1) 1992 年継続教育および高等教育（スコットランド）法は次の通り修正する。

(2) 第 37 条（スコットランド高等教育助成会議の設立）で、第(4)項の後に次の通り挿入する。

「(4A) 職務の遂行に当たり、会議は、障害者の要求に配慮するものとする。

(4B) 上記(4A)で、「障害者」とは、1995 年障害者差別禁止法に定める障害者を意味する。」

(3) 第 40 条（会議による基金の管理）では、第(4)項の後に次の通り挿入する。

「(5) 上記第(3)項による条件を課す権利を損なうことなく、高等教育分野の機関の管理団体に対して会議が本条により助成金、貸付金またはその他の支払金を交付する際の条件で、管理団体が指定の間隔で障害者報告書を発表することを求めるものとする。

(6) 上記(5)で、

「障害者報告書」とは、1995 年障害者差別禁止法に定める障害者である者に関して施設が行う教育および研究のための設備の提供についての指定の内容の情報を記載した報告書を意味する。

「指定の」とは、本条により会議が助成金、貸付金またはその他の支払金を交付する際の条件の中で指定していることを意味する。」

高等教育における学術的な質と基準の保証に関する実施規範
セクション3：障害を持つ学生への対応－1999年10月

Code of practice for the assurance of academic quality and
standards in higher education
Section 3 : Students with disabilities - October 1999

目次

序文	1
概論	3
実施規範と指導要綱	6
一般原則	6
物理的環境	7
入学希望者、学生、職員への情報提供	9
学生の選考と入学許可	10
入学、登録、入学手続き	11
研究生、その他大学院生への対処など、学習と講義について	12
試験、評価、進級	15
職員の能力開発	17
障害を持つ学生の一般施設の利用と支援	18
専門家による追加支援	18
苦情への対応	20
モニタリングと評価	21
別紙 1 規則	22
別紙 2 作業グループ	27
別紙 3 関連出版物	28

高等教育における学術的な質と基準の保証に関する実施規範：心身に障害を持つ学生への対応

序文

1 本書は、英国の高等教育機関で学ぶ心身に障害のある学生における学業の質と学ぶ機会を保証するための実施規範である。本規範は、障害を持つ学生¹が一般学生と同等に高等教育機関で学ぶ機会を得ることを目的に掲げている。本書は高等教育審査機関（QAA）が賛同する教育機関に、高等教育の質と基準を保証する目的で指針として提示する実施規範として作成され、内容が相互に関連している一連の文書の1セクションである。

2 実施規範全体、ならびに各セクションは、学習社会における高等教育調査委員会報告書（いわゆるデアリング報告書とガリック報告書）、その結果生じた、高等教育の質の保証に対する国家政策の改革の両方に対応するべく、QAA が作成作業を進めている。実施規範の全文では、高等教育における学術的な質と基準を保証する上で教育機関というシステム全体で期待される包括的な一連の事項を明確に規定している。この規定により、実施規範は教育機関のプログラム、奨学金制度、資格授与における学術的な質と基準を自覚した上で、積極的、かつ体系的に保証する際、権威ある参考文献として機能するだろう。実施規範は国が認めた原則と慣例を考慮しており、教育機関は本書によって、各自の学術的な質と基準、および品質保証システムの有効性の両方を検証すると想定している。本実施規範の作成において、見識のある教育現場の専門家多数の意見が求められている。

3 本実施規範の各セクションは一連の規則とそれに付随する指導要綱で構成されている。QAA では各教育機関が独自に作成した品質保証メカニズムに従い、品質管理に効果的に対応していると立証可能な状態にあることを期待し、規則ではそれに対する重要な項目を明確に規定している。付随する指導要綱は、教育機関が学生やその他利害関係者に提示する学術的な質の維持および拡大を支援するためのものである。この指導要綱は、規範を強制し、徹底させる目的で作成されたものではない。その目的は、教育機関が直接の利用を希望し、みずからの需要や伝統、文化、意志決定プロセスに応じて適用させたいと希望すると思われる、品質保証と管理のための枠組を提示することにある。とはいえ、教育機関の多くは本規範をたたき台として、独自の方針に合った実施基準を設けると考えられる。

4 利用者の便宜を図るため、実施規範の別紙1では指導要綱を除き、規則一覧のみを掲載している。

5 QAA は、各教育機関の品質保証監査では、実施規範の該当するセクションの規則で定めた期待値を満たす程度について検討する。QAA は各高等教育機関が実施しているプログラムや助成金制

¹ 本実施規範では、「障害を持つ学生」と「障害者の学生」という用語は同義とする。序章の「障害者とは」に関する討議も参照のこと。

イギリス

度の学術的基準や質が基準値に効果的に対応し、その責務を果たす状況について報告する。付随する指針は討議の出発点として有意義な要素ではあるが、その効果に目を向けることにより、指針ではなく、規則そのものが注目されることになる。実施規範の本セクションに関する限り、教育機関は障害を持つ学生へのこれまでの対応を見直し、規則が求める安全策が提示されていない部分や、不十分な部分に対応する上で適切な活動を明確にし、具体的に提示することも期待されている。QAA は、すべての高等教育機関が 2000 年秋までに実施規範の本セクションで規定する事項の遵守を具体的に示してほしいと考えている。

概論

6 本実施規範は、障害のある学生は学問の世界では欠くことのできない存在であると認識している。出発点として、構内の設備を整え、利用しやすくする活動は“付加的な”要素ではなく、教育機関が提供するサービス全体の中核を成す要素ととらえている。障害のある学生が高等教育機関で学ぶ機会の質は本質的に、他の学生に提供される機会と同等であると保証する必要がある。

7 QAA の実施規範における本セクションの作成にあたっては、高等教育機関からの代表者、大学学長委員会 (CVCP)、常設学長会議 (SCOP)、障害のある学生の教育機関利用の推進を図る専門家団体などのグループが参加した。作業グループのメンバー一覧は別紙 2 を参照のこと。このグループの協力により、教育機関がそれぞれ障害を持つ学生への対処策を策定する上で参考になると思われる、さらに詳細な業務上の指針について書かれた過去の刊行物からの情報を収集する作業が順調に進んだ。

8 あらゆる教育機関が、さまざまな施設拡充の需要に対処しなければならないという問題を抱えている。障害のある学生の需要は教育機関が生き残る上で重要な課題ではないため、優先順位が“高い”問題から先に取り組むべきだという状況にあるようだ。とはいえ、優先順位の決定にあたって、教育機関は設備全体の質を測定し、障害を持つ学生について、この実施規範で規定している要件をどの程度満たしているかを考慮したいとも考えているはずである。

9 障害のある人々は、高等教育の現場では少数派である。身体上の問題から教育機関への入学が障壁となって学業の継続が困難な学生もいれば、講義方式が彼らの需要に完全に対応していないという理由で受講を拒否されている学生もいる。障害を持つ学生が教室以外の施設を利用するのが困難である場合や、職員が彼らを歓迎しない風土を持つ教育機関もある。

10 本実施規範では、障害のある学生に特権を与えたり、設備改善の成功事例を提示したりはせず、望ましい環境作りに対してなんらかの指針を与えることを目的とする。規則が定める基準を満たす際、独自の文化や気風にもっとも適したアプローチを決定するのは教育機関の役割となる。この実施規範は、障害のある学生向け施設の基準を定めるにあたって役立つと期待される。

11 実施規範の期待値を十分に満たしている教育機関には、やはりなんらかの共通点があるように思える。たとえば障害のある学生に対して積極的な対応をすでに実施している教育機関は、機会均等に配慮し、その機会をさらに広げようとする風土をはぐくむ傾向にある。施設の利用改善策の進捗に積極的な関心を持つ上級管理者がおり、彼らは活動における予算面やその他潜在的な要素を重視している。こうした教育機関では、あらゆる決定事項や活動において障害のある学生の需要を配慮しており、障害のある学生専任のコーディネーターが介入する場合も、“より優先順位の高い”項目を円滑に進めるデメリットとは考えず、専門家の知識を投入するメリットとして歓迎している。

12 本実施規範では、障害のある学生に配慮した施設の水準に対する品質保証の分野に注目するが、実務面で広範にわたって助言を与えようとは考えていない。実務面での詳細な指導を希望する教育機関は、紙媒体の発行物やウェブサイト、ボランティア組織に専門的な情報が多数掲載されているので、それを参照してほしい。別紙3で参考文献やウェブサイトのアドレスをいくつか紹介しており、各教育機関はこうした資料を十分活用するよう推奨している。プログラムに在籍中の障害を持つ学生が情報源として支援するケースも多い。彼らを施設の設計から評価までのあらゆる段階に関与させれば、障害を持つ学生が高等教育を受けるにあたって利用可能な施設の増加や質の向上を効果的かつ効率的に展開させる可能性が高くなる。

13 高等教育機関は、障害のある雇用者、および物、施設、サービスの利用者に対する法的責任を果たした成果として、障害のある人々が求める要素への理解も将来的に得ていくだろうと考える。こうした義務付けは1995年障害者差別禁止法によって実現したが、教育を提供する立場にある教育機関にまでは普及していない。こうして得た経験は必ず、障害のある学生が高等教育機関で学ぶ機会を高める上で必要な対策を検討する際にやはり役立つはずである。

14 障害者差別禁止法では教育機関に対し、障害のある学生に関する声明書を発行するよう義務付けてもいる。障害のある学生に関する声明書は、教育機関内施設への取り組みと水準に関する情報を学生に配信する上で有益な手段である。学生らは将来の進学先を決定する上で必要な情報を声明書から得る。教育機関は、実施規範で定められた基準を満たしていることを公に知らせる手段として、障害のある学生に関する声明書の活用を希望することも予想される。

障害者の定義

15 障害者の定義は多岐にわたる。本実施規範では特別なモデルにしたがっているわけではない。教育機関は、障害とは身体上や行動上の不自由、聴覚の障害、視覚障害、失読症、病状や精神衛生上の問題と、さまざまな障害が該当するのだという認識を持つ必要がある。こうした障害の中には、学生の生活や学業になんらかの影響をおよぼすものもあるが、仮にあったとしてもごくわ

イギリス

ずかである。日常生活では支障はないが、学業には深刻な影響を与える障害もあれば、その逆のケースも考えられる。教育機関に出願した時点で障害を持っている学生のほか、プログラム開始後に障害を持つことになってしまった学生や、自分に障害があることに気づく学生もいるだろう。症状が変動するケースもある。事故または病気が原因で一時的に身体が不自由になる学生もいる。

16 教育機関は障害のある学生の需要を可能な限り全面的に考慮し、彼らの在学期間を通じ、個人の需要の変化に柔軟に対処できる環境作りを心がける。

実施規範と指導要綱

(実施規範は網掛けしたコラムに掲載。序文の第3項と第4項を参照)。

一般原則

1

教育機関は、戦略的計画と資源の割り当てなど、あらゆる方針、手順、活動において、障害のある学生が教育機関での研究生活と社会生活のすべてに参加できる手段について配慮すること。

教育機関は以下について配慮すること。

- 研究活動や資源計画のあらゆる段階やレベルで障害のある学生のニーズに対応していることを保証する手順の実施
- 運営業務では必ず障害のある学生に公正かつ平等に遇する
- 障害のある学生への対処については上級管理者の責任の所在を明確に定める
- 障害のある学生に関する法的枠組を上級管理者およびその他主要スタッフに適切に理解させる
- 管理体系に情報収集作業を含め、十分な情報を得た上で障害のある学生の高等教育への参加と学力向上に関する決定を行うようにする
- 資源の配分、学業の管理、境遇、サービス委員会の権限の範囲内に、障害のある学生の需要を含める
- 物理的環境、学問的プログラムやサービスの作成や再検討の段階で、障害のある学生の視点を組み込む
- 専門知識を持つスペシャリストで、上級管理者と効果的な意思の疎通を図る上で調整役となる人物を、障害のある学生専任の窓口とする
- 学内のスタッフ全員が障害者について正しく認識し、平等に対応できるよう、スタッフ向け研修を実施する

- 継続的改善という視点のもと、教育機関の方針、手順、実務が障害のある学生に与えるあらゆる影響についてモニタリングし、その結果について検討する
- 複数の教育機関およびその他パートナー機関、またはその両方で障害のある学生が学ぶ場合、提携施設や両者共通の配慮における潜在的な重要性を把握する

物理的環境

2

教育機関は、障害のある学生が学習や生活、教育機関の社会生活に参加する物理的環境が利用できる体制を整えること。

教育機関は以下について配慮すること。

- 寄宿舍ホール、授業・学習設備や情報源、余暇施設、レクリエーション施設などの（通常利用や健康や安全性を対象とした）物理的な利用状況について監査を実施する
- 対応に対する進捗状況のモニタリングや評価では、資源配分手順と効果的にリンクし、物理的にさらに利用しやすくなるための対策を立てる
- 建物の新築や既存の建物の改築を行う際、障害のある学生の需要を考慮した方針や手順を定める
- 造園、駐車場、現場および施設間の移動において、障害のある学生の利用を配慮した対策を立てる
- 柔軟で独創性に富んだアプローチを採用し、障害のある学生が物理的に利用不可能な場所、利用が不当に困難な場所には別の新たな手段で参加できるようにする
- 障害のある学生にとって移動が困難な講義室や教室から利用しやすい部屋に移動するなど、授業を行う場所について柔軟に対応する
- 運動障害のある学生が教室を移動できるよう、授業間の移動時間を配慮したスケジュールを組む措置を講じる

3

教育機関は、施設や設備が可能な限り障害のある学生が利用しやすい環境になるよう留意すること。

教育機関は障害のある学生の要件を考慮し、以下について検討すること。

- 教室の机や実験台の高さやレイアウト
- 文字の大きな看板や点字の掲示板、視覚障害者用地図、車椅子で移動可能な経路を示した地図など、適切な掲示物や情報をキャンパス全体に配置し、障害のある学生を支援する
- 物理的利用に関する情報の発行や配布にあたって、障害のある学生に配慮した手段を講じる

イギリス

- 視覚障害のある学生のため、建物の内装と外装の両方にコントラストのある色調や色彩を施す。
- 洗面所は適切な改造を施し、利用しやすい場所を選んで設置する。
- 特に大規模な階段教室やコンピューター室では、座席のデザインやレイアウトに留意する
- 照明の設計に配慮する
- 聴覚障害者の利用に配慮し、アンプのシステムのほか、インダクションループや赤外線システムが利用できるようにする
- プロジェクター機器、コンピューター、暖房機器、空調システムのファンから生じるノイズを最小限まで抑えるなど、音響学上の配慮を施す。
- 実験室、コンピュータールーム、教室に配備された機器を使いやすくする
- 光で通知する火災警報機や振動を利用した無線呼び出し機など、障害のある学生に配慮した安全システムを導入する

入学希望者、学生、職員への情報提供

4

教育機関の広報、プログラムの詳細、一般情報は障害を持つ人々が利用可能な状態にし、障害を持つ学生が入学できる機会について詳しく述べること。

教育機関は、以下に挙げる活動実施に向けた措置の導入を検討すること。

- 障害のある学生に関する声明書では、物理的環境、利用できる人的・技術的支援、学生が負担すべき費用について、それぞれが利用可能な媒体を通じて明確かつ正確な情報を提供する
- ウェブサイトなどの電子的情報が障害を持つ学生にも利用できるよう改良する
- 該当する場合は、就職に関する情報を初期段階で公開する
- 障害を持つ学生向け窓口の詳細について多くの人々に公表する
- 障害を持つ人々からの問い合わせには迅速かつ率直に対応し、その際、経験豊富な専門職員からの助言を加える

学生の選考と入学許可

5

学生の選考にあたり、教育機関は出願者全員を平等に検討すること。

教育機関は以下について配慮すること。

- 専門知識など、プログラムの必要条件に対して妥当な条件を満たす学生を選抜するような選考基準や選考の手順を採用し、障害のある出願者にとって不当に不利な条件や、障害そのものを理由に不合格としてはならない
- 面接やその他選考試験を受ける出願者には適切な支援策を提示し、出願者が常時利用できる状態にしておくこと
- 選考試験や入学手続きに携わる講師や管理職員を対象に、障害に対する認識や平等な処遇についてのガイダンスや研修を実施する
- 必要に応じて、障害を持つ出願者が独自の手段でプログラムの受講条件を満たしていると立証できる機会を設ける

6

障害を持つ出願者を支援する必要性を明らかにし、出願者の意見を考慮して、効果的かつ時宜に適した手段で評価すること。

教育機関は以下について配慮すること。

- 個人が自身の障害を公にできると感じるような環境作りを心がける
- 入試担当講師と障害のある学生が可能な限り十分な情報を得た上で入学の可否を決定できるよう、出願者が必要とする支援を評価する際に必要なアドバイスが期待できる専門家の助言を得る
- 障害のある出願者が“クリアリング”手続きを経て後日出願した際、対応が困難だという不当な理由で入学が許可されない事態を回避するシステムを確立する
- 障害のある学生個人と学内の関係者とで、修了試験や評価で求められる支援や対応について詳しく定めた合意書を作成する（後述の規則 18 を参照）

入学、登録、入学手続き

7

新入生の入学、登録、入学手続き業務では、障害のある学生の需要に対応すること。

教育機関は、以下に挙げる活動実施に向けた措置の導入を検討すること。

- 登録手続きや入学式では、障害のある学生の通行における必要条件を考慮する
- 登録用紙およびその他関係書類は、障害のある学生本人が記入できるよう配慮し、他の学生の書類と同等に扱い、外部からの支配を受けずに機密を遵守する
- 障害についての情報を得る際には、情報収集の目的を明らかにし、対策を講じて機密遵守の体制が正しく遂行されていることを示す

イギリス

- 入学手続きプログラムを担当する職員は、たとえば視覚障害者の場合はオリエンテーション研修など、障害のある学生に求められる配慮について検討する
- 登録期間、および入学手続きの期間は、障害のある新入生に必要な支援策を明確・再検討し、対策が講じられていることを確認する絶好の機会である

研究生、その他大学院生への対処など、学習と講義について

8

プログラムの詳細部分は、障害のある人々の障壁にならずに利用できるよう作成すること。

教育機関は、以下に挙げる手順策定を検討すること。

- プログラムの学問的要件、その他の要件、またはその両方についての承認や検証の過程では、十分な知識を得た上で障害のある学生向けの対処策を講じる
- プログラムの詳細部分や記述の作成にあたっては十分な情報を得た上で行い、プログラムを修了する能力については、障害のある学生と学内職員の両方が詳細な情報にもとづいて決定が下せるようにする

9

学術面の支援サービスやガイダンスは、障害のある学生が利用しやすく、かつ彼らの需要に対して適切であること。

学術面の支援やガイダンスの構造や手順を作成する際、教育機関は以下の要素を確認した上で計画の実施を検討すること。

- コースの選択や内容に関する情報はすべて、障害のある学生に提供可能な形式に加工する
- コースの学生向け相談窓口を担当する職員は全員、特定の障害を持つ学生の受講を妨げる、あるいは受講が不可能と思われるコースについて、その内容をあらゆる側面から認識する
- 図書館、IT 教室、就職紹介など、障害のない学生が利用している学内施設は、障害のある学生がフルに利用可能で、かつ適切な環境になるよう対応する

10

講義プログラムを開講する際には障害のある人々の需要を考慮し、適切であれば、彼らの個別の要件に対応できるよう適応させること。

教育機関で講義および技術を担当する職員は全員、以下に挙げる対策を検討すること。

- プログラムの実施にあたって可能な限り妥当な内容になるための講義および学習戦略を立案し、採用する

- 講師は、みずからが指導にあたる学生の障害が学習活動に与える潜在的影響性を認識・理解し、学生へのフィードバックに反映させる
- 事前にプリントを配布する、別の書式を用意する（点字、音声ディスク）、障害者に対応する通訳者のために休憩時間を設ける、ワイヤレスマイクを使用する、メンタルな部分に障害のある学生には、学習状況に柔軟性を持たせる、講義を短時間に区切るなど、それぞれの学生にとって適切な講義となるような対応を取る

教育機関は IT やコンピューターに関して以下の対策を導入し、障害のある学生がサービスを最大限利用できるよう検討すること。

- 障害のある学生の需要にしかるべき配慮をした IT 戦略と措置
- 教育用ソフトウェアや電子教材はすべて障害のある学生も利用可能で、必要に応じてハードウェアやソフトウェアを追加して対応する
- コンピューター施設には適切な専用ハードウェアの装備、ソフトウェアのインストールなどの対策を講じる
- コンピューター対応職員に適切な研修を受講させ、また時間を作り、障害のある学生の需要に対応できるようにする

11

教育機関は可能な限り、社会見学や海外留学など、学問や就職に役立つ活動の機会を設けること。

海外での就職を含めた就職活動がプログラムの正式な履修要件であるか、プログラムの標準的要素である場合、教育機関は以下の対策を講じ、障害のある学生に特化した学習機会を確保すること。

- 障害のある学生が対応可能な環境での就職先を探す
- 海外での就職に関する専門家による指導を行う
- 学習成果を満たすという点で同等な環境であるなら、別の場所での校外学習を実施する、または別途校外学習を実施するなどの対策を取る
- 求人先に障害のある社員への配慮について問い合わせる
- 障害のある学生が就職活動をする際には、移動にあたっての需要など、就職活動中および事前・事後の活動を支援する

就職は任意ではあるが、就職が望ましい結果とみなされるプログラムの場合、教育機関は就職活動が必須のプログラムと同等の対策を講じ、障害のある学生の就職活動を支援すること

12 障害のある学生が研究プログラムに参加する場合、平等に研究活動を実施できるよう、支援や指導を行うこと。

イギリス

教育機関は、研究活動の指導教官が障害のある学生に対して以下に挙げる配慮ができるよう検討すること。

- 障害のある学生を指導する場合にあらかじめ配慮すべき点を理解しておく
- 障害のある学生とない学生の双方の許容範囲内で、別の手段で研究を実施する際には適宜合意を得る。

(QAA の実施規範その 1、大学院研究プログラムの項も参照のこと)

試験、評価、進級

13

障害のある学生が同級生と同じ条件で自身の学習の成果を発揮できるよう、評価ならびに試験の方針、実施、手順を整えること。

教育機関は必要に応じ、以下に挙げる障害のある学生向け評価方式や試験の実施にあたって合意を得る際、その手順について検討すること。

- 障害のある学生向け評価ならびに試験の方式について広く伝達し、学生たちが理解しやすい内容とする
- 特別措置による遅延が最小限となるよう心がける
- 評価実施時には柔軟性をもって対応する
- 評価方針は厳格かつ公平であるという姿勢を維持する
- 教育機関全体で統一した評価基準を適用する
- 学生個人の金銭的供与によって評価を左右してはならない

教育機関は以下に挙げる調整作業の検討を希望してもよい。

- 評価対象の学習過程と試験とのバランスに対して柔軟に対応する
- 手話の発表や口頭試問など、通常の試験方式とは別の手段で学習成果を発表する
- 所要時間の延長、休憩、試験スケジュールの変更
- コンピューターや筆記者、朗読者による受験の支援
- 試験や評価の対象となる課題の発表時、別手段（例：障害を持つ学生が普段用いているコミュニケーション手段）の利用を認める
- 障害を持つ学生を配慮して試験を実施する場合は別途部屋を用意し、専任の試験監督官を置く

教育機関は、障害のある学生が式典に参加できるよう、しかるべき方針と手順を作成すること。

14

障害が直接的な原因で学業が中断された場合、学生のその後の学業を不当に妨げてはならない。

評価対象の課題提出の遅延、試験の欠席、延期、退学の原因が障害にある証拠が信頼されるものと確認された場合、教育機関は当該学生の学籍を保証する手段を検討し、この事実についてはすべて偏見のない表現で学籍記録に記す

職員の能力開発

15

全職員を対象とした導入教育や関連する研修プログラムに、障害に対する認識や平等の精神を学ぶ機会を盛り込み、障害を持つ学生を対象としたサービスや支援活動に関する研修も実施する。

教育機関は、パートタイム勤務者や契約職員を含めた全職員を対象とした導入教育や能力開発プログラムの一環として、障害に関する研修の導入を検討すること。以下に挙げる研修の実施が考えられる。

- 障害者への認識と偏見をなくす基本的な情報についての研修
- 入学手続き、学習、講義、評価、カリキュラム作成、教材提供に携わる全職員を対象にした、心身の障害が学習や講義に与える潜在的影響について学ぶ研修
- 入学手続き、学習、講義、カリキュラム作成に携わる職員を対象にした、教育現場で障害者に対応可能な支援の範囲と形式についての研修
- 講師陣ならびにカリキュラム作成に携わる職員を対象にした、障害者に配慮した柔軟性のある講義戦略についての研修
- 障害のある学生の需要に対応した物理的環境の構築と管理についての研修

このほか、教育機関は以下について検討すること。

- 特定の障害を持つ学生への職員の個別対応に関する特別研修を実施できるよう、研修プログラムに十分な余裕を持たせる
- 職員の研修期間を決めるなど、職員の研修プログラム参加にあたって必要な措置を取る
- 障害を持つ学生への対応で特別な対応と認識が求められる研修を実施する際には、当該分野の専門家を招聘する
- 職員には障害に対する認識や偏見をなくす指導書を配布し、支援先についての情報を提供する
- 障害を持つ学生専任窓口で専門知識を持つ適切な職員を常勤させる

イギリス

障害を持つ学生の一般施設の利用と利用支援策

16

障害を持たない学生向けのあらゆる支援サービスは、障害を持つ学生も利用できること。

教育機関は、以下の事項が徹底されるよう検討すること。

- 支援サービスおよび福利厚生サービス（ならびに当該サービスに関する情報）を可能な限り利用できること
- 既存のサービスが利用できない場合は、その代替りとなるサービスを提供するか、速やかに対処策を講じること

専門家による追加支援

17

教育機関は、障害を持つ志願者や学生、また同僚の職員に対し、専門家として助言や支援が行えるだけの適切なスキルと経験を持つ十分な人数の職員を確保すること。

教育機関は、上述の専任職員が以下に挙げる条件を満たしているかを検討すること。

- 管理面での十分な支援を実施する
- IT 機器、学問上や管理上の問題、日常生活、金銭面の適切な支援活動に、適宜的確な助言を行う
- 職員と学生の意思の疎通を促す窓口としての役割を高める
- 学界や学生社会の独立した構成員になる過程を手助けするといった形で、障害を持つ学生を支援する

18

教育機関は、障害を持つ学生個人が抱える特別な需要を知り、対応するようつとめること。

教育機関は以下について配慮すること。

- 障害を持つ学生、特に学業遂行上や日常生活を送る上で、またはその両方で複雑な手順の介護が必要な学生と早期に面談する機会を設ける
- 教育機関が提供するサービスで利益を得る対象である学生全員に、そのサービスを認知させる上で最善の方策を決める
- 専門職員による支援策の存在を学生ひとりひとりに知らしめる上で効果的な手段について確認する

- 適切な支援を実施する外部団体やボランティア機関と定期的かつ有効な連携が取れていること
- 専門職員による支援内容の質を保証する措置が導入されていること

教育機関は、障害を持つ志願者や学生（上述の規則 6 を参照）と結んだ支援措置契約の内容を検討し、支援が彼らの現在需要を満たし、対応しているかについて定期的に検討する。

19

学内の連絡系統で、適切な職員に障害を持つ学生の個別の需要に関する情報が、明確かつ適宜伝達されていることを確認する。

教育機関は以下について配慮すること。

- 学生の需要に関する情報が、適宜適切に学習支援担当および寄宿舍担当の職員に伝達されていることを確認する重要性
- たとえば学生が 1 年間移籍する、または転部する場合、学部内や学部間で効果的な意思の疎通があることを確認する方法

20

特定の人物の障害に関わる情報を出願者、学生、職員に公表する際の情報の機密保持と情報公開に関し、教育機関としての明確な方針を打ち出すこと。

教育機関は以下について配慮すること。

- モニタリング目的で集められた情報を含め、障害に関する個人情報の秘密保持と情報公開について、教育機関としての方針を出願者、学生、職員全員に伝達すること
- 障害を持つ学生を効果的に支援する、または彼らの健康と安全を確保するという目的のもと、個人のプライバシー保護と必要な情報の公開の両方に関する手順が整っていると確認すること

苦情への対応

（QAA の実施規範その 5、学生からの苦情ならびに抗議の項も参照のこと）

21

教育機関はあらゆる苦情や主張に関する情報が即座に利用できるよう準備し、学生に伝達できるよう準備しておくこと。

22 教育機関は、学生に障害があることが直接的・間接的理由で生じた苦情に対処するための方針や手続きを整えておくこと。

イギリス

教育機関は、障害の問題に関わる主張、苦情、機会均等、迷惑行為、懲罰・抗議手続きに対して方針が打ち出されていると確認した上で検討すること。

モニタリングと評価

23

教育機関の情報システムでは、障害を持つ学生の出願、入学、成績、障害の程度をモニタリングすること。

24

教育機関は障害を持つ学生への対応の有効性を監視し、学業の進捗を評価し、能力向上の機会を特定するシステムを運用すること。

教育機関は以下について配慮すること。

- 障害のある学生に関する声明書で提示された情報と一致し、学業の進捗を評価する参考指標として利用できる能力開発計画を作成する
- 能力開発計画には、障害を持つ学生の視点を取り入れる
- 各プロジェクトの成果を評価する

実施規範

(注：参照の便宜を図るため、紙媒体では指導要綱の部分を省いている)

一般原則

1

教育機関は、戦略的計画と資源の割り当てを含めたあらゆる方針、手順、活動において、障害のある学生が教育機関における学術生活と社会生活のあらゆる状況に参加できる手段について配慮する。

物理的環境

2

教育機関は、障害のある学生が学習や生活、教育機関の社会生活に参加する物理的環境が利用できるよう保証すること。

3

教育機関は、施設や設備が可能な限り障害のある学生が利用しやすい環境になるよう留意すること。

入学希望者、学生、職員への情報提供

4

教育機関の広報、プログラムの詳細、一般情報は障害を持つ人々が利用可能な状態にし、障害を持つ学生が入学できる機会について詳しく述べること。

学生の選考と入学許可

5

学生の選考にあたり、教育機関は出願者全員を平等に検討すること。

イギリス

6

障害を持つ出願者を支援する必要性を明らかにし、出願者の意見を考慮して、効果的かつ時宜に適した手段で評価すること。

入学、登録、入学手続き

7

新入生の入学、登録、入学手続き業務では、障害のある学生の需要に対応すること。

研究生、その他大学院生への対処など、学習と講義について

8

プログラムの詳細部分は、障害のある人々が利用する上で関係のない障壁については省いて作成すること。

9

学術面の支援サービスやガイダンスは、障害のある学生が利用しやすく、かつ彼らの需要に対して適切であること。

10

講義プログラムを開講する際には障害のある人々の需要を考慮し、適切であれば、彼らの個別の要件に対応できるよう適応させること。

11

教育機関は可能な限り、社会見学や海外留学など、学問や就職に役立つ活動の機会を設けること。

12 障害のある学生が研究プログラムに参加する場合、平等に研究活動を実施できるよう、支援や指導を行うこと。

試験、評価、進級

13

障害のある学生が同級生と同じ条件で自身の学習の成果を発揮できるよう、評価ならびに試験の方針、実施、手順を整えること。

14

障害が直接的な原因で学業が中断された場合、学生のその後の学業を不当に妨げてはならない。

職員の能力開発

15

全職員を対象とした導入教育や関連する研修プログラムに、障害に対する認識や平等の精神を学ぶ機会を盛り込み、障害を持つ学生を対象としたサービスや支援活動に関する研修も実施する。

障害を持つ学生の一般施設の利用と利用支援策

16

障害を持たない学生向けのあらゆる支援サービスは、障害を持つ学生も利用できること。

専門家による追加支援

17

教育機関は、障害を持つ志願者や学生、また同僚の職員に対し、専門家として助言や支援が行えるだけの適切なスキルと経験を持つ十分な人数の職員を確保すること。

18

教育機関は、障害を持つ学生個人が抱える特別な需要を知り、対応するようつとめること。

19

学内の連絡系統で、適切な職員に障害を持つ学生の個別の需要に関する情報が、明確かつ適宜伝達されていることを確認する。

20

特定の人物の障害に関わる情報を出願者、学生、職員に公表する際の情報の機密保持と情報公開に関し、教育機関としての明確な方針を打ち出すこと。

苦情への対応

21

教育機関はあらゆる苦情や主張に関する情報が即座に利用できるよう準備し、学生に伝達できるよう準備しておくこと。

イギリス

22

教育機関は、学生に障害があることが直接的・間接的理由で生じた苦情に対処するための方針や手続きを整えておくこと。

モニタリングと評価

23

教育機関の情報システムでは、障害を持つ学生の出願、入学、成績、障害の程度をモニタリングすること。

24

教育機関は障害を持つ学生への対応の有効性を監視し、学業の進捗を評価し、能力向上の機会を特定するシステムを運用すること。

障害者の機会、参加の権利、市民権の平等に関する

2005年2月11日付法第2005-102号 (1)

NOR : SANX0300217L

国民議会と元老院が採択し、
共和国大統領が以下にある内容の法を發布した。

▶ 第I部：一般措置

第1条

社会福祉・家族法典第L.146-1条の前部に、次のように編集された第L.146-1A条が挿入された：
« 第 L.146-1A 条 - フランス国内もしくはフランス領土の決定機関が、障害者特別政策に関する見解を表明する場合もしくは決定を採択する場合、代表的な協会の提案を元に障害者の代表者が指名され、第 L.312-1 条の 2°、3°、5°、7°、に規定されたような組織管理への参加協会 (*associations participant à la gestion des établissements*)、生活保護センター、医療福祉センター、および組織管理への不参加協会 (*association qui n'y participant pas*) が同席するものとする。 »

第2条

I.- 社会福祉・家族法典第I編、第I部、第IV章は、次のように修正された：

1° 第L.114-1条の前部に、次のように編集された第L.114条が挿入された：

« 第L.114条 - 本法の意味において、障害とは、ある1人の人物の環境内における、1つもしくは複数の身体・感覚・精神・認知・心理機能、もしくは廃疾による健康障害の継続的もしくは決定的な実質的悪化による、あらゆる活動の制限もしくは社会生活への参加の制限を指す。 » ;

2° 第L.114-1条は以下のように修正された：

a) 第1段落は、次のように編集された2段落に置換された：

« 全ての障害者は、フランス国内の自治体全体の連帯権を有し、この義務の名において自治体は、障害者に対し、全市民に認められた基本的権利へのアクセス、および市民権の十分な行使を保障するものとする。 »

« 国家は、フランス領土内における障害者への待遇平等を保障し、活動の数年目標を定義するものとする。 »

b) 第2段落は削除された；

フランス

3° 第L.114-2条の第2段落は次のように編集された：

« そのために、現行の活動は、全国民に解放された施設への障害を持つ子供・青年もしくは成人のアクセスの保障、および就学・就労・生活の通常枠内における活動継続を目指すものとする。活動は、障害者の家族や近親者に対する支援とサポートを保障するものとする。»

II.- 1. 患者の権利及び保健システムの質に関する2002年3月4日付法第2002-303号第1条のIの最初の3段落は、社会・家族活動法第L.114-5条となる。

2. 本文IIの1の結果による社会・家族活動法第L.114-5条にある措置は、前述の2002年3月4日付法第2002-303号の施行日において進行中の訴訟に適用されるものとするが、保障の原則の上に決定された判決は除外する。

III.- 本条項のIの2° およびIIは、仏領マイヨット島およびフランス領南方および南極地域でも適用される。

IV.- 社会・家族活動法第V編は次のように修正された：

1° 第IV部、第I章の前部に、次のように編集された前章が挿入された：

« 前章

一般原則

第L.540-1条 - 第L.114-1条および第L.114-5条の第1段落、および第L.146-1条の第4段落は、仏領マイヨット島でも適用される。» ;

2° 次のように編集された第VIII部が補足された：

« 第VIII部

フランス領南方および南極地域

本章のみ

一般原則

第L.581-1条 - 第L.114-1条および第L.114-5条の第1段落、および第L.146-1条の第4段落は、フランス領南方および南極地域でも適用される。»

第3条

社会・家族活動法第L.114-2条の後部に、次のように編集された第L.114-2-1条が挿入された：

« 第L.114-2-1条 - 政府は2006年1月1日以降、3年毎に、障害者全国大会 (*conférence nationale du handicap*) を開催し、そこには特に障害者代表協会、組織管理への参加協会もしくは障害者を受入れる生活保護センターおよび医療福祉センター、各県および社会保障機関の代表者、代表的な労働組合組織および経営者組合組織、有資格団体が招待され、障害者に関する政策方針や方法が討議されるものとする。

障害者全国大会における討議の結果、政府は、障害者国家諮問委員会 (*Conseil national consultatif des personnes handicapées*) に見解を求めた後、議会に対し、障害者を優遇した国家政策の実施、特に障害予防活動、障害者のアクセス向上や社会編入、雇用斡旋や維持、非差別原則の尊重、障害者の生活条件の向上の実施に関する報告書を提出する。この報告書は、国民議会および元老院にて討議の対象となる。»

▶ 第II部：予防、研究、治療へのアクセス

第4条

社会・家族活動法第L.114-3条は、次のように編集された：

« 第L.114-3条 - 特に公衆衛生法典、教育法典および労働法典に予見された予防と検診に関する措置は別として、国家・地方公共団体・社会保障団体は、障害予防・削減・補償政策 (*politique de prévention, de réduction et de compensation des handicaps*) および、障害の原因を制限する共同条件の創出に焦点を当てた政策施行の必要手段を実施するものとする。必要手段とは、更なる障害予防、障害者の能力開発、可能な限りの最大限の自主性の模索を指す。

障害予防・削減・補償政策は、多領域研究プログラムによって支援される。

障害予防政策は、特に次の点を含む：

- a) 障害者に直接働きかける活動；
- b) 家族およびヘルパーへの情報提供、育成、支援、サポートに向けた活動；
- c) 相互援助グループの開発に向けた活動；
- d) 専門家の育成とサポートに向けた活動；
- e) 情報提供活動および世論喚起に向けた活動；
- f) 障害者虐待予防活動；
- g) 市民権の具体的関係を築くための活動；
- h) 障害のタイプに関わらず、障害告知における家族への心理的特殊サポートに関する活動；
- i) 受け入れる人物の必要性に応じた、学校や職場、全ての受付窓口、サポート団体、支援団体における教育活動；
- j) 普遍的に適用するため考案された立案規則を活用しながら、障害者を対象とした全ての環境、製品、サービスを考慮した生活環境向上活動。

これら活動および研究プログラムは、第L.146-1条に言及された障害者国家諮問委員会によって、もしくは第L.146-2条に言及された、1つもしくは複数の障害者県諮問委員会 (*Conseil départemental consultatif des personnes handicapées*) によって提議されることができる。」

第5条

公衆衛生法典第L.3322-2条に、次のように編集された1段落が補足された：

« 全てのアルコール飲料加工工場は、健康・青年・スポーツ省の省令に定義された条件に従い、妊婦のアルコール消費自粛を推奨する衛生的性格のメッセージを記載するものとする。」

第6条

社会・家族活動法第L.114-3条の後部に、次のように編集された第L.114-3-1条が挿入された：

« 第L.114-3-1条 - 多領域研究プログラムを目的とした障害研究には、特に高等教育機関、研究団体および職業団体を参加させるものとする。

研究は特に、障害を負った人物とその原因となった病理学を調査し、障害もしくは廃疾の理由を定義し、医療・社会・治療・育成・教育計画に関連した人物への支援を向上させ、障害者の日常生活を向上させ、不能力性の削減・リスク予防に向けた活動を発展させることを目的としている。

これにより、障害に関する育成、研究、開発の国家監視局が設立された。国家監視局は、障害者担当省、自立に向けた国家連帯金庫学術委員会 (*Conseil scientifique de la Caisse nationale de solidarité pour l'autonomie*)、障害者国家諮問委員会に対し、3年毎に報告書を提出する。

デクレによって障害者とその家族を代表する協会を含む構成が定義されたこの監視局は、障害予防政策とともに、公衆衛生法典、教育法典、労働法典によって予見された健康問題の予防・調査の政策調整に関する発言を請負っている。

監視局は、第L.146-2条に規定された障害者国家諮問委員会もしくは障害者に関する県諮問委員会によって召集される可能性がある。»

第7条

社会・家族活動法第L.1110-1条の後部に、次のように編集された第L.1110-1-1条が挿入された：

« 第L.1110-1-1条 - 医療関係者および医療ソーシャルワーカーは、初期教育および生涯教育を通じて、障害の原因の病理学、障害の治療・技術・育成・教育・社会の革新、障害者の受容れと支援、障害告知に関する特別教育を受けるものとする。»

第8条

I.- 社会・家族活動法の第L.1411-2条の第3段落に、

次のように編集された一文が補足された：

« 報告書は、万一の場合、障害者が活動計画を十分に享受することができるように実施する特殊方法を明記するものとする。»

II.- 社会・家族活動法第L.1411-6条に、次のように編集された2段落が補足された：

« 障害者は、特殊な補足的予防診察の受診を享受するものとする。そこで障害者は、彼らの不能力性を削減するための治療・技術革新の進展を享受するため、医療鑑定を受けるものとする。診察の周期や形式は、健康省の省令に定義される。

« これら診察の責任者である医療鑑定グループは、社会・家族活動法第L.114-1-1条に予見された個別補償計画の準備の枠内で、社会・家族活動法L.146-8条に規定された多領域研究チーム (*équipe pluridisciplinaire*) の見解を求めることができる。»

第9条

公衆衛生法典第L.1111-6条の後部に、次のように編集された第L.1111-6-1条が挿入された：

« 第L.1111-6-1条 - 身体障害に関連した両腕の機能制限により、医師に処方された治療に関連した自身のジェスチャーの実現が永続的に妨げられている障害者は、自身の自立を容易にするために、それらの実現に当たり、身内のヘルパーもしくは自身の選択によるヘルパーを指名することができる。

障害者および指名人物は、医療関係者から、その障害者に対するそれぞれのジェスチャーの実施に対する知識および必要能力を獲得するために、適切な事前教育および研修を受けるものとする。ジェスチャーが看護ケアに相当する場合、この教育および研修は、医師もしくは看護師によって与えられるものとする。

本条項の適用条件は、場合によっては、デクレによって定義されるものとする。»

第10条

労働法典第L.122-26条の第4段落に、次のように編集された一文が補足された：

« もしも出産が予定日より6週間以上早く介入し、出産後の子の入院を余儀なくされた場合、前段落で予見された労働契約の停止期間は、生活給与者が可能な限り子に対するケアに参加できるよう、そして退院に向けての健康に関する教育活動を享受できるよう、実際の出産日と出産予定日の間の日数に延長されるものとする。»

▶ 第III部：補償と財源

▶ 第I章：障害の結果の補償

第11条

社会・家族活動法第L.114-1条の後部に、次のように編集された第L.114-1-1条が挿入された：

« 第L.114-1-1条 - 障害者は、障害の原因や性質、年齢、生活形態に関わらず、障害の結果の補償を受ける権利を持つ。

この補償は、障害者の市民権・自主能力の十分な実行、もしくはサービス提供の発展・整備の十分な実行に必要な保育や就学、研修、教育、職業編入、自宅もしくは職場環境の整備など、障害者の必要に応じるものとする。特に障害者の周囲の人物に対し、休息时间、相互援助グループの向上、専門施設への参加、人物や施設に対し通常環境もしくは適応環境で生活するためのあらゆる性質の援助、さらには訴訟手続きや障害専門施設へのアクセスや、民法典第I編第XI部に規定された司法保護の実施を伴う各

フランス

種方法やサービス提供を供与するものとする。これらの柔軟対応には、自身の必要性を表現できない障害者に対する受入れや支援を考慮するものとする。

補償の必要性は、障害者が自身の人生計画の中で表現したように、障害者の必要性や願望を考慮した詳細な計画に結びつき、本人もしくは本人が見解を表現できない場合はその法定代理人とともに、もしくは法定代理人によって表明されるものとする。」

第12条

I.- 社会・家族活動法第II編、第IV部、第V章は次のように編集された：

« 第V章

補償手当

第L.245-1条、- I.- フランス本土、社会保障法典第L.751-1条に規定の県もしくはサン=ピエール=エ=ミクロン島に永続的・合法的に居住する全ての障害者で、同法典第L.541-1条に予見された障害児教育給付金の受給権利開始年齢を超過しているものの、デクレによって規定された上限年齢以下で、障害がデクレによって定義された条件に相当し、かつ人生計画に照らし合わせた補償穂の必要性の性質や重要度を考慮した場合、該当障害者は、実質的補償の性質を持つ補償手当を受ける権利を持つものとするが、受給者の選択により、実質的補償もしくは金銭的補償を受給できるものとする。

補償手当の受給者が、社会保障制度の名において、同性質の受給権利を所持している場合、社会保障の名において支払われている金額は、デクレによって定義された条件の中で、補償手当額から控除されるものとする。

国務院におけるデクレは、第1段落にある居住条件を定義するものとする。

II.- 次の人物も同様に、補償手当を主張できる：

1° Iの中で提示した年齢よりも上の人物であるものの、デクレに定義された年齢以前にこの補償を要請していることを条件として、年齢制限に達する以前に、障害が前述のIにある条件に相当している場合；

2° Iの中で提示した年齢よりも上の人物であるものの、この年齢を超えて専門職に従事している場合で、障害が前述のIにある条件に相当している場合。

III.- 同様に、社会保障法典第L.541-1条に予見された給付金享受者は、デクレに定義された条件の中で、彼らの子供の障害が原因で第L.245-3条の3° に規定された手当該当要因にある負担金を抱える場合、3° に規定された補償享受を主張できる。よって、これら負担金は、前述の給付金の残金付与の対象外となる。

第L.245-2条 - 補償手当は、フランス国領土全体における同一条件の中で、第L.146-9条に規定された障害者県諮問委員会および各県の担当課に承認を受けるものとする。

補償手当申請の手続きは、申請者の保証必要性の評価、および第L.146-8条に予見された条件に従った多領域研究チーム作成の個別補償計画によって構成される。

しかしながら、立証された緊急事態においては、県議会議長は仮措置として、デクレに定義された金額による補償手当を行うことができる。前出2段落の措置に従い、この決定の適正化に2ヶ月の期間

を与えるものとする。

第146-9条に規定された、委員会による補償手当に関する決定は、社会保障の労働不能専門訴訟 (*contentieux technique*) における訴訟対象となる可能性がある。補償支払いに関する県議会議長の決定は、第134-1条から第134-10条に予見された条件と方法に基づき、第134-6条に規定された県委員会における申立ての対象となる可能性がある。

第L.245-3条 - 補償手当は、デクレに規定された条件に従い、次のような負担金に充てることができる：

- 1° 人道支援に関連した負担金で、場合によっては家族サポートによって発生したものを含む；
- 2° 技術支援に関連した負担金で、特に社会保障法典第L321-1条に予見された補償に属する技術支援に相当する場合、被保険者に課された負担金；
- 3° 障害者の住居および自家用車の整備に関連した負担金、および障害者の移動に伴った不測の超過費用；
- 4° 特殊もしくは例外的な、例えば障害の関連製品の購入もしくはメンテナンスに関する負担金；
- 5° 補助動物の付与および維持に関連した負担金。2006年1月1日以降、盲導犬もしくは補助犬に関する負担金は、その犬が、デクレによって定義された条件に従い、認可組織の有資格訓練員によって訓練された場合のみ、補償の算出に考慮されることとなった。この日付以前に障害者に付与された犬は、これら条件を満たしていると見做されるものとする。

第L245-4条 - 第245-3条の1° にある補償要因は、生きるために必要不可欠な行為に対し、障害者の状態が、第三者による実質的支援を必要とする場合や定期的な監視を必要とする場合、もしくは専門職もしくは公職に従事することで補足的費用が発生する場合、全ての障害者に認められるものとする。

障害者に給付される金額は、現行の労働法規および労使団体協約の適用のもと、人的支援の報酬としての実費を考慮しながら、障害者の状況に基づいて要請されフルタイムと同価値として定められた出勤時間に従い評価されるものとする。

第L.245-5条 - 補償手当の支給は、デクレに規定された条件のもと、個別補償計画に照らし合わせた上で、受給者が、補償手当の支給された負担金補償のために補償手当を利用していない事実が判明した場合、中断もしくは停止される可能性がある。万一の場合、補償債務者は不当利用額の取立て訴訟を起こす権利を有する。

第L.245-6条 - 補償手当は、受給者の財源に従い変動する可能性のある負担率の限界内で、出費の性質によって定義された料金や額を基準に認可されるものとする。前述の負担率や負担料金および第L.245-3条に規定された各々の要素にかかる最大額は、法規手段によって決定されるものとする。この手当の給付方法および期間は、デクレによって定義されている。

前段落にある負担率の決定に関し、次のような財源は除外されるものとする：

- 当事者の専門職給与；
- 労災被害者、もしくは租税一般法典第81条の8° に規定されたこれらの権利所有者に対する一時賠償金もしくは終身年金手当；
- 法規手段によってリストアップされた代替収入；
- 配偶者、同棲者、当事者が民事連帯契約を交わした人物、当事者の自宅に居住し実質的支援を行う

フランス

身内のヘルパー、当事者が同居している場合でも両親の活動による収入；

- 租税一般法典第199条の7のIの2° に規定された終身年金手当で、障害者によって自身のために設定されているもの、もしくは障害者に有利になるよう、両親、法定代理人、祖父母、兄弟、姉妹、子によって設定されているもの；
- 法規手段によってリストアップされた特別社会手当の一部。»

第L.245-7条 - 補償手当の給付は、民法典第205条から第211条に定義された扶養義務の実施に従属しない。

受給者の死亡による権利譲渡に伴う、受遺者もしくは受贈者による当該手当回収に関するいかなる訴訟も認めないものとする。

当該手当の名において払込まれる金額は、もしも受給者がより良い経済状態に戻ったとしても、受給者に対する取立ての対象とならないものとする。

補償手当は、扶養手当の算出、もしくは収入に準じたローン算出に考慮されないものとする。

第L.245-8条 - 補償手当は、受給者に直接払込まれることから譲渡も差押えも不可能だが、第L.245-3条に相当する障害者の補償費用の支払いは除く。これら費用の未払いの場合において、法人もしくは個人、もしくは負担を引受けた組織は県議会議長から受理することができ、第245-3条の1° に相当するサービス提供要因に対し法人もしくは個人、もしくは負担を引受けた組織へ直接払込まれるものとする。

手当支払いに関する受給行為は2年ごとに規定される。この規定は同様に、県議会議長による不法・虚偽申請のケースを除く不当支払い手当取立ての申立行為にも適用できる。

社会保障法典第L.167-1から第L.167-5条に予見された社会給付に対する後見監督は、同様に、補償手当にも適用されるものとする。

第L.245-9条 - 第L.232-1条に予見された条件を満たし、第L.245-1条に規定された年齢以前に補償手当を受給した全ての人物は、規定年齢に達した際、およびこの給付付与更新毎に、本給付の維持もしくは自立個別手当の受給のいずれかから選択することができる。

規定年齢に達した人物が何らかの選択を行わない場合、その人物が補償手当の受給を望んでいると見做される。

第L.245-10条 - 第L.134-3条の措置は、第L.245-1条に予見された給付割当による出費に適用されるものとする。

第L.245-11条 - 福祉施設、医療福祉施設もしくは医療施設に入居もしくは支援を受けている障害者は、補償手当の権利を有する。その割当条件はデクレに規定され、万一の場合、当事者の状況に従い、入院・支援・入居期間中に適用される可能性のある減額もしくは一時停止方法を明記するものとする。

第L.245-12条 - 第L.245-3条の1° に規定された要因は、障害者の選択に従い、一人もしくは複数の給与生活者への直接給与支払いに使用することができる。特に本条第2段落に予見された条件の中で家族一員に対し、もしくは労働法典第L.129-1条に予見された条件により認可された在宅ヘルパーとしてのサービス提供者、もしくは労働法典第I編、第II部、第I章にあるような意味に於いて障害者と従属関係にない身内のヘルパーへの補償金として使用することができる。

デクレによって定義された条件を満たしている障害者は、デクレに規定された条件に基づき、配偶者、同棲者、当事者が民事連帯契約を交わした人物を含む一人もしくは複数の家族構成員を雇用することができる。

1人もしくは複数の給与生活者に直接給与支払いを選択した場合、障害者は、本法典第L.245-3条の1°に記載された要因の代理人として、労働法典第L.129-1条に予見された条件に従い認可された代理組織を、もしくは自治体社会活動センターを指名することができる。認可組織は、在宅ヘルパー雇用に関し、受給者の名義による行政手続きおよび社会申告の実施を保証するものとする。障害者は法的雇用者のままとする。

第L.245-13条 - 補償手当は毎月支払われる。

しかしながら、保障手当の割当決定が、第L.245-3条の2°、3°、4°、5°に記載された要因の受給権利を開始させた場合、障害者もしくはその法定代理人の申出により、この要因がひとつもしくは複数の局所的払込みを発生させる旨を明示することができる。

これら局所的払込みは、障害者もしくはその法定代理人の発意によって介入するものとする。デクレによって、前段落に示された給付割当決定後の局所的払込み申請が簡易手続きとなる条件が定義されるものとする。

第L.245-14条 - 相反措置を除き、本章の適用方法は、国務院のデクレによって定義されるものとする。»

II.- 同法典第L.131-2条の第9段落 (3°) は廃止された。

III.- 同法典第L.232-23条にある「補償支給金 (l'allocation compensatrice)」の用語は、「補償手当 (la prestation compensatoire)」の用語に置換された。

IV.- 租税一般法典第81条の9°の2の後部に、次のように編集された9°の3が挿入された :

« 9° の3 補償手当は社会・家族活動法第L.245-1条の措置によって支給されるものとする ; »

第13条

本法の施行から3年以内に、補償手当は小児障害者にも拡大するものとする。最大5年を期限に、障害補償に関する年齢条件を基準とした障害者区別、そして福祉施設および医療福祉施設における入居費負担の区別に関する本法の措置は削除されるものとする。

第14条

社会保障法典第L.241-10条のIのc項第2段落は次のように編集された :

« - もしくは社会・家族活動法第L.245-3条に規定された補償手当の給付要因 ; »

第15条

民法典第272条に、次のように編集された1段落が補足された :

« 必要性および財源の決定の中で、判事は、労災の損害賠償として支払われた額、および障害補償給付金として支払われた額を考慮しないものとする。 »

▶ 第II章：障害者の財源

第16条

I. 社会保障法典第VIII編、第II部は次のように修正された：

1° 第L.821-1条は次のように修正された：

a) 第1段落は、次のように編集された3段落に置換された：

« フランス本土、社会保障法典第L.751-1条に規定の県もしくはサン=ピエール=エ=ミクロン島に居住する全ての障害者で、同法典第L.541-1条に予見された給付金の受給権利開始年齢を超過しており、かつ恒久的な不能能力性がデクレによって決定された率と少なくとも同値である場合、この部に予見された条件に基づき、成人障害者給付金を受給するものとする。

EU加盟国もしくは欧州経済領域協定国以外の国出身の外国籍の障害者は、滞在に関する法の見解が正規滞在である限り、または滞在許可書更新申請の受理証明もしくは正規滞在の証明書類を所持している限り、成人障害者給付金を受給することができる。

成人障害者給付金は、社会保障制度の名において障害者が定年退職金制度や、養老・障害保険金給付に関する特殊法規、第L.355-1条に規定された第三者による継続的支援に対する料金増額排除 (*exclusion de la majoration*) に関する特殊法規、労災手当に関する特殊法規、第L.434-2条に規定された第三者による継続的支援に対する料金増額排除に関する特殊法規で、本給付金の少なくとも同額を主張できない場合に受給権利が発生する。»；

b) 第4段落にある「次の第1段落で予見された条件に従い (*dans les conditions prévues au premier alinéa ci-dessus,*)」の用語は消去された。「この名における過剰給付額は、受給者の返済対象となる。

(*Les sommes trop perçues à ce titre font l'objet d'un reversement par le bénéficiaire*)」の用語は「この名における過剰給付額の回収に関し、第L.821-7条に規定された組織は、養老・障害保険の支払い組織に対し、受給者の権利の範囲内で代位返済するものとする。(Pour la récupération des sommes trop perçues à ce titre, les organismes visés à l'article L.821-7 sont subrogés dans les droits des bénéficiaires vis-à-vis des organismes payeurs des avantages de vieillesse ou d'invalidité)」の用語に置換された；

c) 第5段落は次のように編集された：

« 成人障害者給付金が社会・家族活動法第L.243-4条に定義された保障手当補足額として給付された場合、上記に示した保障手当と併せた本特権上乘せは、デクレによって定義された額を上限とする。この額は特に、受給者が既婚者か、同棲しているか、民事連帯契約を交わしているか、1人もしくは複数の扶養家族を持つかという条件に従って変動する。この額は、労働法典第L.141-4条に予見された経済成長に伴う最低賃金 (*salaire minimum de croissance*) に従って変動する。»；

2° 第L.821-1-1条は次のように編集された：

« 第L.821-1-1条 - 障害者に対し、成人障害給付金と財源補足金によって構成された財源保証が制定された。この補償額はデクレによって制定されるものとする。

財源補足金は、第L.821-1条の名において、次のような成人障害給付金の受給者に対し払込まれる：

- 社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会によって評価された労働能力が、障害を考慮した上で、デクレによって決定された率以下である場合；
- デクレによって決定された期間以来、専門職としての活動収入を得ていない者；
- 独立した住宅を所有する者；
- 最大率、もしくは養老・障害保険、労災手当の補足として、成人障害給付金を受給している者；
障害者に対する財源補足金の払込みは、第L.821-1条の第5段落に予見された条件の中で、受給者が労働に向かないとされる年齢を超えたと同時に終了するものとする。

あらゆる専門職への就職は、財源補足金の払込みの終了を伴うものとする。

国務院によるデクレは、福祉施設、医療福祉施設に入居する者、医療施設に入院する者、もしくは監獄施設に拘置されている者に対する財源補足金払込み条件を定義するものとする。

第L.821-5条の措置は、財源補足金に適用できるものとする。》；

3° 第L.821-1-1条の後部に、次のように編集された第L.821-1-2条が挿入された：

« 第L.821-1-2条 - デクレによって額が決定された自立生活に向けた増額金 (*majoration pour la vie autonome*) は、第L.821-1条の名において、次のような成人障害者給付金の受給者に対し払込まれるものとする：

- 独立した住宅を所有する者で、住宅個人手当を受けている者；
- 最大率、もしくは養老・障害保険、労災手当の補足として、成人障害給付金を受給している者；
- 専門職の性格を持つ活動収入を得ていない者。

国務院によるデクレは、福祉施設、医療福祉施設に入居する者、医療施設に入院する者、もしくは監獄施設に拘置されている者に対する財源補足金払込み条件を定義するものとする。

自立生活に向けた増額金は、第L.821-1-1条に規定された障害者に対する財源保証に上乗せできないものとする。これら2つの恩恵授与の条件を満たしている受給者は、どちらか1つを享受する選択を行うものとする。

第L.821-5条の措置は、自立生活に向けた増額金にも適用できるものとする。》；

4° 第L.821-2条は次のように修正された：

a) 第1段落にある「オリエンテーション技術委員会および労働法典第L.323-11条に予見された専門職のクラス分け (*commission technique d'orientation et de reclassement professionnel prévue à l'article L.323-11 du code du travail*)」の用語は「社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会 (*commission mentionnée à l'article L.146-9 du code de l'action sociale et des familles*)」の用語に置換された。そして「しかしながら (...)」である人物 (*mais qui est*)」の用語は、「障害者がデクレによって決定された期間以来、職に就いていない場合で、(...)」である場合 (*lorsqu'elle n'a pas occupé d'emploi depuis une durée fixée par décret et qu'elle est*)」の用語に置換された；

b) 第2段落は削除された；

c) 最終段落の「第3 (*troisième*)」の用語は「第5 (*cinquième*)」に置換された；

5° 第L.821-3条、第821-4条は次のように編集された：

« 第L.821-3条 - 成人障害給付金は、当事者の個人財源に上乗せすることができ、デクレによって決定された上限を超えない範囲で、もしも配偶者、同棲者、当事者が民事連帯契約を交わした人物がいる場合も個人財源に上乗せすることができるが、受給者が既婚者か、同棲しているか、民事連帯契約を交わしているか、1人もしくは複数の扶養家族を持つかという条件に従って変動する。

フランス

労働の通常環境に於ける職業活動によって当事者が得た給料は、デクレによって決定された方法に従って行われる給付額算出に使われる財源額から部分的に除外されるものとする。

第L.821-4条 - 成人障害者手当は、国務院のデクレによって決定された期間を通じて、社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会の決定に従い、障害者の不能力レベルの評価のもと、および本法典第L.821-2条に記載された人物に関しては障害を考慮した雇用獲得の不可能性の評価のもと認められるものとする。

第L.821-1-1条に記載された財源補足金は、国務院のデクレによって決定された期間を通じて、第1段落に記載された、当事者の不能力率と労働能力を評価する委員会の決定に従い認められるものとする。

第L.821-1-2条に記載された自立生活に向けた増額金は、国務院のデクレによって決定された期間を通じて、同様の委員会の決定に従い認められるものとする。》；

6° 第L.821-5条は次のように修正された：

a) 第1段落の2文目の終盤の「障害者の (du handicapé)」の用語は「障害者の (de la personne handicapées) の用語に置換された；

b) 第6段落の「本条および第L.821-1から第L.821-3条の (du présent article et des articles L.821-1 à L.821-3)」の用語は「この部の (du présent titre)」の用語に置換された；

c) 最終段落にある「およびその補足 (et de son complément)」の用語は「、補足財源金および自立生活に向けた増額金 (, du complément de ressources et de la majoration pour la vie autonome)」の用語に置換された。；

7° 第L.821-6条は次のように修正された：

a) 第1段落の「社会手当による完全もしくは部分的な支援より医療施設に入居もしくは入院している、もしくは拘置されている障害者に対し (aux handicapés hébergés à la charge totale ou partielle de l'aide sociale ou hospitalisés dans un établissement de soin, ou détenus)」の用語は「福祉施設、医療福祉施設に入居している、もしくは医療施設に入院している、もしくは拘置されている障害者に対し (aux personne handicapées hébergées dans un établissement social ou médico-social ou hospitalisées dans un établissement de santé, ou détenues)」の用語に置換された。「完全もしくは部分的に停止される (suspendu, totalement ou partiellement)」の用語は「減額される (reduit)」に置換された。

b) 第2段落は削除された；

8° 第L.821-7条の後部に、次のように編集された第L.821-7-1条が挿入された：

« 第L.821-7-1条 - この部に予見された給付金は、もしも払込み期間の終了時に社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会によって申請更新の正当性が宣言されていない場合、権利があるとされる前払金の対象になる可能性がある。»；

9° 第L.821-9条は廃止された；

10° 第L.821-7条の第1段落および第2段落にある「およびその補足 (et de son complément)」の用語は「、補足財源金および自立生活に向けた増額金増額金 (, du complément de ressources et de la majoration pour la vie autonome)」の用語に置換された。；

II.- 第244-1条、第1段落の「および第L.821-7条 (et L.821-7)」の用語は、「、第L.821-7条および第L.821-8条 (, L.821-7 et L.821-8)」の参照に置換された。

第17条

社会・家族活動法第L.243-4条から第L.243-6条は、次のように編集された：

« 第L.243-4条 - 第L.312-1条のIの5° に相当する機関や部門に受入れられた、障害を持つあらゆる労働者は、第L.311-4条に記載された労働による支援契約 (*contrat de soutien et d'aide*) の恩恵を受けるものとする。また障害者は、彼らを受入れ、かつ彼らの活動をフルタイムもしくはパートタイムの性質として考慮する労働による支援機関・支援部門 (*l'établissement ou le service d'aide par le travail*) からの保障給を受ける権利を持つものとする。保障給は、労働による支援契約が結ばれることを前提に、障害を持つ労働者の仮採用期間から直ぐに払込まれるものとする。

その額は、経済成長に伴う最低賃金を参照しながら、法規手段によって定められた条件と上限に従って決定されるものとする。

第1段落に記載された保障給の財政的援助に向け、労働による支援機関・支援部門は、受入れる障害者毎に、国家によって出資された職務支援金 (*aide au poste*) を受けるものとする。

職務支援金は、労働による支援機関・支援部門によって出資された給与負担分に従い、また障害者によって実施される活動がフルタイムもしくはパートタイムいずれの性質を持つかにより、法規手段によって決定された条件の中で変動する。職務支援金の付与方法、および障害を持つ労働者を受入れる労働による支援機関・支援部門の負担レベルは、法的手段によって決定される。

第L.243-5条 - 第L.243-4条に記載された保障給は、労働法典で言うところの給与に当たらない。保障給はその代わりに、社会保障法典第L.242-1条および農業社会保険制度 (*régime des assurances sociales agricoles*) の負担金ベース、もしくは追加退職金制度の負担金ベースに関する措置の適用によるところの報酬と見做される。これら負担金の算出は、法規手段によって決定された条件の中で、見積ベースもしくは実数ベースを基に算出されるものとする。

第L.243-6条 - 国家は、法規手段によって決定された条件の中で、労働による支援機関・支援部門の管理組織に対し、負担金全額および第L.243-4条に記載された職務支援金と同額の報酬の一部に帰属する負担金の相殺を保障するものとする。»

第18条

I.- 社会・家族活動法第L.344-5条の最終段落の第一文 (2°) にある「配偶者、子供 (*son conjoint, ses enfants*)」の後部に「、両親 (*, ses parents*)」を挿入した。

II.- 同条の最終段落の第一文 (2°) に、「受遺者に対しても受贈者に対しても (...) ない (*ni sur le légataire, ni sur le donataire*)」の用語が挿入された。

III.- 同条の第1段落が次のように編集された：

« 第L.312-1条のIの5°のbおよび7°に記載された、施設に受入れられた障害者の入居費および生計費は、障害者の年齢に関わらず、第L.344-1条にある施設に受入れられた障害者を除き、次が負担するものとする：»

フランス

IV.- 同条の1°の最終一文に「同法典第199条の7のIの2°に適用された契約に基づいて投資された基金によって発生し資本に組み込まれた利息 (ainsi que des intérêt capitalisés produits par le fonds placé sur les contrats visés au 2° du I de l'article 199 septies du même code)」の用語が補足された。

V.- 同条の後部に、次のように編集された第L.344-5-1条が挿入された：

« 第L.344-5-1条 - 第L.312-1条のIの7°に記載された施設もしくは部門のいずれかに受入れられた全ての障害者は、同法典第L.312-1条のIの6°もしくは公衆衛生法典第L.6111-2条の2°に記載された施設もしくは部門のいずれかに入居した場合、第L.344-5条の措置を享受するものとする。

本法典第L.344-5条の措置は、本法典第L.312-1条のIの6°もしくは公衆衛生法典第L.6111-2条の2°に記載された施設もしくは部門のいずれかに受入れられた全ての障害者で、その不能力性がデクレによって決定された率と少なくとも同値である障害者に対し適用されるものとする。»

VI.- 社会・家族活動法第L.344-5-1条にある措置は、本法の施行日から、同法典第L.312-1条のIの6°もしくは公衆衛生法典第L.6111-2条の2°に記載された施設もしくは部門のいずれかに入居した全ての障害者で、前述の条項によって規定された条件を満たした障害者に対し適用されるものとする。

▶ 第IV部：アクセス向上

▶ 第I章：就学、高等教育、職業教育

第19条

I.- 教育法典第L.111-1条の第4段落にある「困難を伴った (en difficulté)」の用語の後部に「、出身、特に病因に関わらず (, quelle qu'en soit l'origine, en particulier de santé)」が挿入された。

II.- 同法典第L.111-2条の第3段落にある「適性に従い (en fonction de ses aptitudes)」の用語の間に「と特殊な必要性 (et de ses besoins particuliers)」の用語が挿入された。

III.- 同法典第L.112-1条、第L.112-2条は次のように編集された：

« 第 L.112-1 条 - 第 L.111-1 条および第 L.111-2 条の適用により課せられる義務を満たすため、公共教育機関は、障害や廃疾による健康障害を持つ青少年および成人に対し、専門・高等教育育成を保障するものとする。これら管轄分野の中で国家は、障害を持った青少年もしくは成人の通常環境における就学に必要な財政的・人的手段を手配するものとする。

障害や廃疾による健康障害を持つ全ての青少年は、第 L.351-1 条に記載された、最も自宅から近距離の学校もしくは施設に登録し、そこを準拠施設 (*établissement de référence*) とする。

個別計画の枠内で、適切な体制の整った中での育成が必要な場合、障害者は、準拠施設による提案に基づき、両親もしくは法定代理人が許可した場合、第 L.351-1 条に記載された管轄行政当局による他の学校もしくは施設に登録することができる。

同様に、社会・家族活動法第 L.312-1 条の I の 2°に記載の施設もしくは部門のいずれか、もしくは公衆衛生法典第 6 部第 I 編に記載された施設もしくは部門のいずれかに受入れられた青少年は、

本法典第 L.351-1 条に記載の、最も自宅から近距離で準拠施設以外の施設もしくは部門のいずれかに登録することができる。この登録および通学を可能とする条件は、大学区当局と医療機関もしくは医療福祉施設との間の取決めによって決定されるものとする。

もし必要であれば、国家教育省の監督機関により、方法の整備された通信教育を提案するものとする。

この育成は、もしも家族からの要請があった場合、義務教育年齢前から実施するものとする。

この育成は、必要に応じて、第 L.112-2 条に予見された個別計画の枠内で、学習・心理・教育・社会・医療・医療補助活動を組み合わせるものとする。

もしも社会・家族活動法第 L.146-9 条に記載された委員会によって通常環境における就学が決定された場合で、しかしながら準拠施設へのアクセスが不可能な場合、遠距離施設に通学する障害を持った青少年の移動に帰すべき超過費用は、施設のアクセス向上に向け、管轄の地方公共団体が負担するものとする。この措置は、移動費用の発生原因が準拠施設へのアクセス不可能性ではない場合の、同法典第 L.242-11 条の適用を阻止するものではない。

第L.112-2条 - 適切な育成過程を保障するために、障害を持ったそれぞれの青少年および成人は、各自の状況に合わせたある一定の周期で、能力や必要性の評価、この過程の枠内で実施される措置の評価を受ける権利を持つものとする。この評価は、社会・家族活動法第L.146-8条に記載された多領域研究チームによって実施されるものとする。子供の両親もしくは法定代理人はこの機会に、意見を述べるため、必ず出席するものとする。

評価の結果に従い、障害を持った全ての青少年および成人そしてその家族に対し、就学の個別計画の対象となる育成過程で、できる限り通常の就学環境を優先しながら必要な調整を行った育成過程が提案されるものとする。就学の個別計画は、社会・家族活動法第L.146-8条にあるような補償計画の要素によって構成される。個別計画は、その支援を可能とする補償計画内にある措置との調整が行われた就学実施方法を提案するものとする。》

IV- 同法典第L.122-2条の後部に、次のように編集された第L.112-2-1条が挿入された：

« 第L.112-2-1条 - 就学フォローアップ・グループ (*équipe de suivi de la scolarisation*) が各県に設立されるものとする。このグループは、社会・家族活動法第L.241-6条のIの2°に基づいて行われる障害者自立権利委員会 (*commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapés*) の決定のフォローアップを保障する。

このグループは、就学個別計画の実施に関係する人物全員を含み、得に青少年を引受ける1人もしくは複数の教員を含むものとする。

両親もしくは法定代理人の許可があれば、グループは、必要だと思われる場合、社会・家族活動法第L.241-5条に記載された委員会に対し、青少年のオリエンテーションに関するあらゆる修正を提案することができる。》

V- 1 同法典第L.112-2条の後部に、次のように編集された第L.112-2-2条が挿入された：

« 第L.112-2-2条 - 若い難聴者の教育と就学過程において、手話とフランス語による2言語コミュニケーションと、フランス語によるコミュニケーションからの自由な選択は、権利である。国务院のデクレは、一方で、若い難聴者およびその家族の決定実施条件を定義し、他方で、この選択の適用に向けて、若い難聴者の教育が保障される施設および部門によって実施される措置を定義するものとする。

»

フランス

2 公衆衛生および社会保障に関する措置に言及の1991年1月18日施行法第91-73号の第33条は廃止された。

VI- 教育法典第I編、第I部、第II章は、次のように編集された第L.122-4条によって補足された：

« 第L.122-4条 - 候補者同士の機会平等に向け、障害や廃疾による健康障害を理由に必要とされる口頭・筆記・実技・小テストといった試験、および学校教育・高等教育の選抜試験の実施条件の整備が、デクレによって予見されている。この整備は特に、超過時間の恩恵授与、試験実施方法・アシスタント同席・適切なコミュニケーション装置の配備、適切な装備の配置および候補者個人の装備の利用を含むものとする。»

VII- 同法典第I編、第I部、第II章に、次のように編集された第L.112-5条が補足された：

« 第L.112-5条 - 教員およびスタッフ、受付、技術員、事務員は、初期教育・生涯教育を通じ、障害を持った学童・学生の受入れと教育に関する特別研修を受けるものとする。ここには、特に社会・家族活動法第L.114条に定義された障害に関する情報、および様々な形式の学習支援に関する情報が含まれるものとする。»

第20条

I- 教育法典第L.123-4条の後部に、次のように編集された第L.123-4-1条が挿入された：

« 第L.123-4-1条 - 高等教育機関は、他学生と同様のアクセスを規定する措置の枠内において、障害もしくは廃疾による健康障害を持つ学生を受入れ、自校の生徒の準備・実施方法・支援に関し、彼らの状況に準じた必要整備を実施することにより彼らの教育を保障するものとする。»

II- 同法典第L.916-1条の第6段落は、次のように編集された：

« 第1段落の特例として、教育アシスタントは、第L.351-3条に予見された条件における障害を持った学生の受入れおよび統合の支援業務、および本法典第VII編、第I部・第II部・第IV部・第V部に記載された高等教育機関に登録した障害を持つ学生の支援業務を実施するに当たり、社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会によって支援の必要性が認可された場合、国から雇用されることができる。»

第21条

I- 教育法典第III編、第V部、第I章の題名は、次のように編集された：「就学 (Scolarité)」。

II- 同法典の第L.351-1条は、次のように編集された：

« 第L.351-1条 - 障害もしくは廃疾による健康障害を持つ青少年は、本法典第L.213-2条、第L.214-6条、第L.422-1条、第L.422-2条、第L.442-1条にある幼稚園、小学校および施設に、およびもしも適切な施設における就学が必要な場合で、この就学方法が生徒の必要性に応じている場合は、農事法典第L.811-8条、第813-1条にある幼稚園、小学校および施設に就学するものとする。両親はオリエンテーション決定に密接に関連し、彼らによって選択された人物により支援を受けることができるものとする。決定は、両親もしくは法定代理人の許可のもと、社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員

会によって下されるものとする。それがなければ、同法典第L.146-10条および第L.241-9条に予見された和解および請願手続きが適用されるものとする。いずれにせよ必要性が証明された場合、生徒は補足的かつ必要な支援およびサポートを享受することができる。

障害もしくは廃疾による健康障害を持つ青少年の状況が、医療施設もしくは医療福祉施設への入院を必要とする時、教育も同様に、教育省の所管に属する有資格者によって保障されるものとする。これら人員は、デクレによって予見された条件に従い、これら施設によって準備された公務教員、もしくは第IV編、第IV部に予見された条件のもと施設が国家と交した契約の枠内における民間教員であるものとする。

障害者省の管轄に属する教員もしくは障害者省によって発行された免状保持者で、この教育を保障する人物の労働条件は、國務院のデクレにより規定されるものとする。」

III.- 同法典第L.351-2条は次のように編集された：

1° 第1段落は次のように編集された：

« 社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会は、施設・部門、もしくは特例として青少年の必要性に合致した受入れ措置のある施設・部門を指名する。»；

2° 第3段落にある「特殊教育を与える (dispensant l'éducation spéciale)」が削除された；

3° 第2段落にある「特殊教育施設 (établissements d'éducation spéciale)」の用語が「社会・家族活動法第L.312-1条のIの2°と12°に記載された施設・部門 (établissements ou services mentionnés au 2° et au 12° du I de l'article L.312-1 du code de l'action sociale et des familles)」に置換された。

IV.- 同法典第L.351-3条は次のように修正された：

1° 第1段落にある「特殊教育県委員会 (la commission départementale de l'éducation spéciale)」の用語は「社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会 (la commission mentionnée à l'article L.146-9 du code de l'action sociale et des familles)」に置換された；

2° 同段落内の「第L.351-1条」の参照の後部に「同法典の (du présent code)」の用語が挿入された；

3° 第3段落に、次のように編集された2文が挿入された：

« 障害を持った子供に必要な個別支援に学習支援が入っていない場合、免状条件なしでアシスタントを雇用することができる。彼らは適切な研修を受けるものとする。»；

4° 第3段落は次のように編集された：

« 彼らは、社会・家族活動法第L.146-9条に記載された委員会の決定により必要と認められた支援のため、生徒の傍で職務を遂行するものとする。彼らの労働契約には、職務を遂行する学校と施設の名称を明記するものとする。»

第22条

教育法典第L.312-15条は、次のように編集された2段落によって補足された：

« 小・中学校における市民教育の学習は、障害者の問題に対する知識と尊厳、および彼らの社会同化に関する学習を含むものとする。

学校施設は、生徒との交流や出会いを推奨するため、障害者受入れ施設と連帯する。»

大学・障害憲章

Charte université-handicap

高等教育・研究省（MESR）、労働・社会関係・連帯省（MTRSS）および大学学長会議（CPU）間の憲章

序文

障害者とは、大学卒業または就職を希望し、またその能力を有するものの、就労を不可能とするような障害や困難を抱える者を指す。

2005年2月11付け「権利および機会の平等、障害者の参加と市民権に関する法律」により、大学の障害者受入れに関する義務が大きく変わった。

同法律第20条は「高等教育機関は、障害者を健常学生と同等に入学させるよう定めた規則に則り、障害を有する、または障害となる健康上の問題を抱える学生を入学させ、障害者の学業に関する計画、展開、支援にあたり、状況に応じた整備を図りつつ教育を行う」と定めている。また同条は障害者の受入れおよび就職支援活動を行うにあたって「国は教育介助者を雇用することができる」と定めている。

高等教育総局は、障害者の良好な条件下での受入れについて繰り返し言及しており、特に専門組織の創設を推奨している。

障害者の大学への受入れは、2005年1月17日、高等教育・研究省、大学学長会議、その他関係者が調印した「優良教育の享受機会の平等に向けた憲章」の精神の一環である。

障害とは社会・家族活動法第L114条に定める通りである。「本法律における障害とは、ある者が、1つまたは複数の身体・感覚・精神・認知・心理機能の実質的、継続的、あるいは決定的な低下、または多機能障害、もしくは障害を引起しうる健康上の問題により、自身の環境において被る社会生活上の活動制限または参加制限を指す。」

本憲章の目的は下記の通りである。

- ・ 障害者受入れ制度をより一貫性や明瞭性があるものとし、各関係者の政治・実務・財務上の責任を明確にする。
- ・ 情報伝達、専門部署の創設、および制度の中心となる受入れ責任者の指名等を通じて、大学の政策責任者が障害者受入れ制度に関する積極的な取り組みを行うようにする。
- ・ 2005年2月11付け法律の目的を実現するにあたって必要と考えられる、個別または共同の制度を多数設置できるようにする。
- ・ 障害者の自主性を強化しつつ、健常学生と障害者の機会の平等を確立する。

第1条

調印組織は、障害者の自主性の確立および大学における機会平等に向け、障害者に対する援助に貢献する。

第2条

各教育施設に障害者受入れ専門機関を設置する。同機関は、必ず大学内の特定の場所に設置し、研修を受けた有能なスタッフが担当者となり、活動時間を明確にする。同機関は固有の予算を有する。

その役割および任務を以下に記す。

- ・ 高校の担当教諭と連携を図り、入学する可能性のある障害者の特定や、大学において新学年の受入れ準備を行う。
- ・ 障害者の受入れおよび年間を通じたフォローアップを行う。
- ・ 「県立障害者の家（MDPH）」の学際チームと協力し、障害者のニーズ分析を行う。
- ・ 「学部・研究科（UFR）」および同教授チーム、就学担当部署、試験担当部署等との調整を行う。
- ・ 特に学生が有する障害の状況を鑑みつつ、「大学予防・健康促進センター（SUMPPS）」、「大学情報・進路指導センター（SCUIO）」、実習担当部署、「大学運動・スポーツ課（SUAPS）」、「教育用情報コミュニケーション技術（TICE）」担当部署、文化担当部署等、大学の他の部署との管轄調整および相互協力を図る。
- ・ 「障害者公職採用支援基金（FIPHFP）」、「障害者採用支援基金（AGEFIPH）」、「国立雇用局（ANPE）」、「管理職雇用協会（APEC）」、および各企業と連携を図り、採用基準の選択を行い、また「雇用・障害」フォーラムの開催や、ウェブサイト「Handi-Up」利用など、障害者の採用に関係する周辺業務を遂行する。

大学学長が指名する責任者が受入れ機関の指揮を執る。責任者は受入れ機関の全業務の計画立案・実施・管理を行う。責任者は第6条に記す書類を作成し、障害者の受入れ関連機関の計画策定に参加する。

フランス

責任者は、大学学長の責任の下、入学した学生のニーズ分析に関する協力者として、内外の組織、また特に協定により関係が生じる「県立障害者の家」の学際チーム等の協力機関の窓口となる。責任者は、全国レベルで他の受入れ機関の責任者と関係を保つ。

第3条

調印組織は大学における全学生間の機会平等の保証を目指す。

そのため、障害者に関する意欲的かつ現実的な教育計画において、高等教育入学時の取得能力を記載する（ブライユ点字、歩行能力、適切な道具を使用したコンピュータ使用、フランス語筆記能力などに関する習得）。

同計画には自尊心の向上、教育課程における個人に即した選択、あるいはその調整等の目的があるが、場合により、選択ミスや希望が実現不可能と判明した場合、進路変更の支援を行う。

第4条

前条を考慮し、大学は以下の事項を約束する。

- ・学生と共に教育計画を立てる。
- ・関係者および適切なサービス提供者（「県立障害者の家」、高等教育・研究省、地域自治体、連合）と共に実施にあたっての必要手段を設置する。

2005年2月11付け法律に則り、本憲章附則において、学生に付与する金銭的支援の配分を定めている

第5条

大学は専門機関の創設に必要なロジスティクス、共同施設（大学図書館、教育機器の整備）、各種サービス（ノートをとる学生への報酬）について定める。

こうした分析を行った後、教育施設の計画をまとめた活動計画書を作成する。活動計画書は高等教育・研究省に提出する。

第6条

高等教育・研究省は提出された計画を点検し、可能であれば予算案において拠出を行う。

第7条

教育施設は、さまざまな組織に憲章の採用を提案し、憲章を施設の計画に添付する。

第8条

活動の総合評価を、毎年、教育施設の「学業・大学生生活評議会（CEVU）」および理事会に提出す

る。

第9条

本憲章は2年間有効である。本憲章は調印日に発効し、その後、特に意義のない場合、更に2年間自動更新される。

調印を行った機関は他の当事者に書留書簡を送付し、本憲章を破棄することができる。

ジャン＝ピエール・フィナンス (Jean-Pierre Finance)

大学学長会議

ヴァレリー・ペクレス (Valérie Pécresse)

高等教育・研究大臣

グザヴィエ・ベルトラン (Xavier Bertrand)

労働・社会関係・連帯省

バレリ・レタール (Valérie Létard)

連帯担当国務大臣

「障害学生のための情報やアドバイス」(ドイツ学生互助会)
Informations – und Beratungsstelle Studium und Behinderung
des Deutschen Studentenwerks

第 IV.B.1 章：学業資金の援助－障害に伴う追加費用に関する経済支援

第 IV.B.1 章：学業資金の援助－障害に伴う追加費用に関する経済支援	88
B. SGB II および SGB XII に基づく障害に伴う追加費用に関する経済支援	89
1. 障害に関係する学業関連追加費用の支援－障害者の適応支援	91
1.1 適応支援 全般	91
1.2 適応支援対象となる学生の活動	95
a. 教育支援となる交通費、学業支援等	95
b. 自動車補助：特注の追加装備ならびに運転免許証取得を含む、 自動車購入/維持/運転	96
c. “社会生活補助物” となる技術装置	98
d. 共同社会生活参加を目的とする給付としての住宅補助および 文化生活参加への支援 (7 章 SGB IX)	99
1.3 全体計画の作成	100

B.SGB II および SGB XII に基づく障害に伴う追加費用に関する経済支援

障害に伴う追加費用

障害を持つ学生については、障害に伴って大学生活および生活保証に関係して、BAföG 奨学金または自分自身では賄えないほどの追加費用が必要となることが多い。それは、BAföG が一般的に“教育関連費用”についてだけ経済支援するものであり、その対象が通常生ずる生活費用と教育費用だけであるからである。それ以外の追加費用は BAföG の対象外である。BAföG または個人の資金では必要な生活費に足りない場合は、障害を持つ学生は、一定の条件の下、その障害に関係する追加費用について、社会法典 (Sozialgesetzbuch) SGB II おび SGB XII による特別給付を受けることができる。

各種追加費用：教育に関係する追加費用－教育に関係しない追加費用

この場合の追加費用は、教育関連費用－即ち障害者の適応支援 (SGB XII) の一環として給付対象となる教育に関係する費用と、SGB II による就業可能な大学生を対象とした生活費保証を目的とする給付、または SGB XII による一時的に就業能力が無くなった大学生を対象とした生活費補助である教育とは関係しない生活費の追加費用とに分けることができる。SGB-II により就業可能とされた場合については、分類 B2 に説明されている。長期間、就業能力が完全に無くなった学生は、一定の条件を満たせば、高齢者および失業者を対象とした基礎給付を受けることができ、これは障害者の生活費に

対する追加費用割増しでもある。この場合、就業生活参加（Teilhabe am Arbeitsleben）または教育への適用支援で申請するかが問題となることがある（IV章.A.2参照）。

2005年1月1日以後の新規則

2005年1月1日に、障害を持つ学生にとって状況により直接重要となる可能性のある社会法典IIおよびXIIが発効した。SGB IIは、失業支援と“就業能力がある”貧困者のための社会支援—SGB IIではこのように表現されている—は、“新たに求職者向け基礎保証”に統合された。同時に、SGB XIIとして連邦社会支援法が社会福祉関連法の中に新たに設けられた。

生活扶助法で既に認めているとおり、立法機関はSGB XII同様SGB IIでも、特殊な生活環境にある人々—例えば障害者—については、全ての生活費を賄うには法定給付金だけでは十分でないことを承知している。そのため、請求条件が満たされれば—即ちそれにより生活費を得ている妊婦、自活学生、就学中または就業中の障害者等は、SGB IIまたはSGB XIIが定める生活費および規定の一次給付を申請することができる（§ 21 SGB II § 30 SGB XII）。この追加給付の申請は、一定の条件を満たせば、本人の経済状態が十分でない大学生にも適用されます。

要求された追加給付額については、事例毎に実際に必要な額であるかが調査される。社会福祉担当局の管轄および管轄裁判所は同時に変更になったことに注意すること。SGB XII、5～9章による扶助金の交付については、これには適応支援および養育扶助も含まれるが、原則として変更はない。これに関しては、変更後の査定基準—所得制限のみ—では、一般的には、費用が高かった人ほど将来の経済的負担は大きくなる。このことは、一般的には、自由になる資産を得たか、高い収入のあるパートナーを得た大学生に当てはまる。

1. 障害者の適応支援（SGB XII、5章）による障害に関係する学業関連追加費用の支援
2. SGB IIおよびXIIに基づく給付による、障害に関係した教育に関係しない追加費用の支援
3. 社会扶助給付金（SGB XII）および求職者のための基本保障(SGB II)：前提条件—管轄—法律の実施

1. 障害に関係する学業関連追加費用の支援—障害者の適応支援

1.1 適応支援 全般

使命

社会扶助（SGB XII）は、重大な障害または慢性疾患の予防または、抱えている障害またはその影響を取り除くこと、または軽減すること、ならびに障害および慢性疾患を持つ人々の社会適応を促すことをその使命の一つとしている（§ 53 SGB XII）。とりわけ、次の事項がこれに当てはまる：

- ・ 共同社会への適応の保障または容易にすること
- ・ それぞれに合った職業または労働を可能にすること
- ・ できるだけ介護を必要としない生活の基礎条件を整えること

生活への平等かつ自立した参加を保障する上で大学教育は重要なステップであることから、様々な方

ドイツ

法によって適応支援を支えている。

適応支援の実施—社会扶助の下位性（最終的な手段であること）

適応支援に与えられた使命（§ 54 SGB XII）に基づいて、共同社会生活参加に当てることができる自らの資産ないし収入が十分でなく、かつ他に代わってこれを給付する者が存在しない場合には、共同社会生活へ参加するための様々な給付を行っている（§ 2 SGB XII）。社会扶助は常に下位に位置づけられている。

障害および慢性疾患を持つ学生の場合、健康保険組合、場合によっては傷害保険会社または公共保険組合も、医療費および回復のためのリハビリ費用を支給する場合があることから、障害学生に対する扶助は、社会参加に関する給付または教育に関する扶助に限定されている。障害学生について主に次の給付金が支払われる：

- ・教育補助（例えば学業に関する人的補助および他学業に関係する補助物）
- ・“社会扶助手段”としての技術的支援の資金
- ・運転免許取得を含む、特注自動車購入および維持への支援

個々の状況によっては、更なる支援が必要なこともあるだろう。適応支援通達（EhVO）には、それに対する措置が具体的に記載されている。

承認の前提条件

適応支援通達（§ 13、2項 EhVO）には、大学教育に関する適応支援について経済的支援を受けるために満たさなければならない条件が記載されている。教育に関する補助金支援は、次の場合に支給される：

- ・教育またはその準備対策の目標が達成されることが期待でき、
- ・想定している教育が有効であり、かつ
- ・その職業および仕事が十分に生活の基礎となるものと考えられるか、あるいは障害の種類・程度によって職業・仕事に就けない場合、相応の環境での生活の基礎を提供できる場合である。

証明

原則的には、§ 2項 1 SGB IXによる障害が存在すること（証明：専門医による診断書または重度障害者証明）、および申請者が大学に在籍しているか、または入学が許可されたことを証明する（学籍証明書により証明できる）ことが必要である。（受給資格については、§ 53 SGB XII、“法的根拠および勧告”の中の定義“障害”を参照）

必要な証明については、できるだけ詳細な説明を行い、場合によっては、例えば社会、学業、または障害の専門カウンセラー、大学ないし学生互助会の障害および慢性疾患を持つ学生の利益代理人、ならびに大学教授の鑑定書を利用して完成させる。

必要性和適格性

補助物は、障害による制限を補償するのにそれが個々の事例において必要かつ適切である場合に経済

的な支援の対象となる。従って補助物は、それが望ましく、また意味のあるというだけでは不十分である。必要性と有益性は、具体的な状況に基づいて説明しなければならない。

更には、このような補助物は原則として、学生自身が操作できるものに限って経済的支援を受けることができる。しかし例外も認められる。原則的には、実際には自主的な使用が必要な自立的に使用可能な補助物が用いられる。更には、申請者による使用を前提としていない補助物であっても、必要であれば経済的支援を受けることができる。

個々の必要性/支給の種類と範囲

支給の種類および額は、個々の必要性およびそのために必要な経費に基づいて決められる。この場合、必要性は、障害の種類と範囲、ならびに選択した進路に依存する。事情によっては、所属する大学が、問題の学生が利用できる補助物を提供しているかについても調査の対象となる。しかし、これは例外的な場合である。

適応支援の給付は、申請により、運営者が管理する“個人家計”の一部とすることもできる (§ 57 SGB XII)。どこまで補助物の支給の範囲が及ぶかについては、§ 10 EhVO 詳細規則に書かれている。そこには次のように定められている：

- ・第1項、補助物の給付には、その使用に必要な教育も含まれる
- ・第2項、必要な場合には、重複した調達（例えばノート型 PC と通常の PC）についても資金支援を行う。
- ・第3項、必要な保守および変更も給付の対象とする。
- ・第4項、補助物の補充・スペアへの資金支援は、古い補助物が不適當となるか使用不可能になった場合、あるいは身体の成長により別の補助物が必要となった場合に行われる。

個別の支給費用（例えば手話通訳または学業補助）は、地域により変わることがある。

請求期間

適応支援は、適応支援の使命を達成可能であることが満たされる限り、個々の例の特異性、特に障害の種類と程度に基づいて行われる (§ 53, 1項 SGB XII)。障害者はこれにより、場合によっては大学通学を含む自分に合った職業教育を要求できる (§ 54, 1項 SGB XII)。このように障害者は、過大でも過少でもなく、かつ更なる発展を視野に入れた自分の能力・希望に合った教育に関する援助を受けることができる。

多くの地域の社会扶助管轄局は、最初の職業能力獲得教育を終了した時点で、終了した職業教育が上記の基準をみたしているか検証しないまま、適性職業教育を支援するという使命は果たされたと判断する。そのため、学生が大学生活を始める前に既に職業教育を終了していた場合は、更にそれ以上の教育を受けるために教育支援が必要または重大な前提条件となる場合でも教育の支援を受けられなくなる。このことは、高等教育コースを歩む博士課程/大学卒業を目指す学生にも当てはまる。

ドイツ

以前より、この障害および慢性疾患を持つ学生に関する不利益問題を法的に解消する努力が行われてきた。現在進められている、全ての就学コースを世界的に一般的である学習単位から成る学士/修士システムへの転換は、この問題の解決を更に強く求めている。これに関しては、修士コース進学者については、学士卒業したこと—修士コースへの進学の前条件—によって適性職業能力獲得教育を終了したと見なされるために、それ以上適応支援が受けられなくなる恐れがある。しかし修士資格がなければ、大学卒業者は、例えば大学の普通のアカデミックコースへの進学、および障害および慢性疾患のある大学卒業者が特に興味を示す公的機関への就職ができなくなる。現在この不利益を解消するために、問題の欠点を解消するための努力が鋭意行われている。

申請

適応支援のための経済援助は、一般的には、広域社会扶局の管轄であるが、場合によっては別の管轄局が決定することもある。不明の場合は、広域社会扶助担当者または学生互助会の相談所に尋ねるか、または社会復帰局の一般サービスを利用する。社会事務所 (Sozialamt) およびサービスセンターは、どの運営団体が担当であるか、また該当する申請手続きについて説明してくれる。

www.reha-servicestellen.de/—一般的なサービスセンターの名称

資格制限に関する困難

上記したように社会扶助は常に下位の支援となる。しかし資格について厳格でない担当局もある。資格の説明は学生の責務ではないが、所定期間内に健康保険組合、傷害保険会社、または援護庁に説明すると同時に、広域社会扶助担当者、または地域社会扶助担当者にも説明しなければならない。社会復帰局の協力については、§ 12 SGB IX に法律として定められている (IV 章 “経済的支援—概要” を参照)。

・健康保険給付に関する制限

技術的補助物の申請に関しては、健康保険と広域または地域の社会扶助担当者の中で管轄問題が再三起こっている。補助物が医療補助物であって、障害を直接補償するのに使用する場合は (どちらの管轄か) ? そうではないが、社会参加にとって必要な場合は? 補助物が教育に関係する場合、主に社会参加のために用いられる場合は? 多くの場合、補助物が主にどちらの目的をみたすものであるか区別することは “素人” でなくとも難しい。

・大学の義務

大学は、2002年2月16日に改正された大学大綱法 (HRG) により、望まれる学業の自立的実施を可能にする障害学生に関する前条件を整えることが義務化された。HRG の使命については次のように記載されている :

“大学は、障害学生がその学業において不利になることなく、また大学が提供する者は可能な限り人の助けを借りずに利用できるように配慮しなければならない” (§ 2 パラグラフ 4 文書 2 HRG) 。

これより広域社会扶助担当者の多くは、障害・慢性疾患学生が必要とする技術的補助物および人的支

援を現地で用立て、利用できるようにすることは“大学の使命”であり、扶助局はもはやこれらの経済的支援を行う義務はないと考えている。

多くの大学および学生互助会は HRG の要求に従って、例えばキャンパスのバリアフリーの作業場、バリアフリー寄宿舍、寄宿舍のバリアフリー化に投資している。このような対応は、“万人のための大学”に至る重要なステップであるが、適応支援を経済的にサポートするような個々の例に合わせて柔軟に利用できる補助物の代わりにはならない。現在、資金不足により、この領域をどこが管轄するかについては、なお対立が激しくなると思われる。

www.bmbf.de/-Hochschulramengesetz

・資産および収入の考慮

適応支援は、申請者だけでなくその配偶者ないし共同生活者の資産および収入の状態に基づいて、補助物が調達できないと予想される場合に限り行われる。親の収入は、未成年時にのみ考慮の対象となる。(資産および収入制限についての詳細は IV 章 B.3 にある)

1.2 適応支援対象となる学生の活動

障害・慢性疾患学生は、特別に以下の活動について経済的支援を申し込むことができる：

- ・教育の支援となる、交通費、学業支援、手話通訳、書籍代等
- ・自動車に関する補助
- ・“社会的補助物”となる機器・装置
- ・共同社会生活参加のための活動

a. 教育支援となる交通費、学業支援等

明らかに教育に関係している活動は、適応支援の範囲内にある対応する条件を満たす場合は、“大学出席を含めた適性職業教育のための支援”として経済支援の対象となる (§ 54, 1 項, 2 番 SGB XII, § 13 EhVO)。このような活動には、例えば次のようなものが含まれる：

人的支援

- ・講義、セミナー、および試験時の手話通訳等
- ・講義および試験のための代筆者
 - ・就学支援のため補助、例えば大学主催の催し物への参加および代筆、図書館利用時および図書貸し出し時、ならびにその他必要な外出の支援（同じセミナーの学生が補助員として最適であることが多い）。
- ・視覚障害者のために学術書籍・文献を収集または代読する代読者
- ・宿題および試験時の筆記補助者
- ・授業の予習・復習を支援するためのチューター

ドイツ

物的および技術的支援

- ・書籍代

障害により図書館を普通に利用できず、インターネットに利用できるものが存在せず、かつ書籍およびスクリプトを買わざるを得ない場合には、書籍購入にかかる追加経費が補償される。

- ・電子的および技術的補助物

障害による不利益が補償でき、かつ明瞭に学業に関係しているものが対象となる。

移動の保障

- ・交通費

大学までの移動およびその他学業に関係する移動、例えば作業グループまたはミーティングへ参加するためにかかった、障害に関係して増加した交通費が対象となる。公的な障害者向けの近距離交通が利用できず、そのために申請者がタクシーまたは代行運転者を利用することが前提条件である。必要とする輸送を第三者（例えば親、兄弟、友人）がその個人の乗用車を使って行われる場合は、連邦旅費法の規則に従ってその交通費は支払われる。他に代わる方法がない場合、限られた間、運転業務の代行としてタクシーによる移動が利用できる。その適用範囲については、正確に証明されなければならない。

- ・その他：自動車および運転免許

（1.2b 章を参照）学生が自動車運転に対し補助を受ける場合、原則として障害に関係する大学までの交通費が弁済される。

その他の補助

上記に加えて、障害に関係する、あらゆる教育に関係する追加必要経費を請求することができる。

b. 自動車補助：特注の追加装備ならびに運転免許証取得を含む、自動車購入/維持/運転

場合によっては自動車も、適応補助の一環として資金援助を受けることができる（§ 54 SGB XII、§ 33 第 8 項、1 番 SGB IX、§ 8 EhVO、自動車保護指令）。この場合はあらかじめ、費用の負担を傷害保険会社の主幹事団体（§ 40 SGB VII）が行うか援護局が行うか調整する必要がある。

前提条件

- ・移動が制限された学生は、大学生活に平等に参加するためには自家用車に頼らざるを得ないことを証明しなければならない。その上で公的交通機関の利用が不可能であるか、要求できない場合で、専門の輸送機関が利用できないか、あるいは十分でない場合に補助が行われる。いずれの場合も、申請は注意深く審査されなければならない。様々な場所への移動、短期特別授業、授業の間の短・長時間の休み、ならびに午後の作業グループには柔軟性が必要となるが、通常、これらは補助の対象外である。

- ・原則的には、申請者は自分で自家用車を運転できねばならない。運転可能なことは運転許可を提示することによって証明される。公的に認められた追加設備があるために他の人は通行許可を得ることができない場合は、追加設備を施した自動車を事前に整備しておく必要がある。例外的に、申請者が一人では自動車を運転できない場合にも補助金が出ることもある。この場合、申請者が自動車を自由に利用す

ることができ、自身の自動車の補助装置だけで日常運転が可能であり、かつ通常の整備が、例えば介護者あるいは親によって確実に行えることが明らかでなければならない。問題と直接関係のない利益—例えばその家族の負担軽減—を目的とした第三者の利用は認められない。

給付の種類と範囲

・“専用”自動車

上記の前提を満たした場合、申請は“適合”とされる（§ 8 第 1 項 EhVO）。傷害の種類と程度に応じて必要かつ十分な資金援助が自動車に行われる。特殊なケースでは、特別な装備を備えたマイクロバスまたは自動車が必要になることもある。この場合、新車を申請することはできない。

・代替品の調達

代替品の調達を目的とする自動車調達の補助は、原則としては、最も早くとも 5 年後である（§ 8 第 4 項 EhVO）。しかし自動車が利用不能になるか、または盗難にあった場合にはこの限りではない。

・運転免許、維持および運転の経費

規則が定める傷害を理由とした利用を必要とした場合には、運転免許取得、自動車の維持および運転にかかる経費を必要な範囲で受け取ることができる（§ 10 第 6 項 EhVO）。この給付は、自動車調達に対し以前補助をうけたか否かに関係なく行われる。

医学的—心理学的適性鑑定を含む運転適性試験および運転免許に伴う義務に必要な経費も運転免許取得の補助に入る。申請者が、自身で運転免許を取得できる状態ではない場合、必要な運転を行う準備および状態にする他人の補助も認められる。

自動車の運転に対する支援は、多くは、ガソリン、自動車の運転および保険にかかった運転全体額、ならびに特殊なケースでは修理にかかった費用の形で支払われる。追加の必要コストが証明された場合は、更にこれも支払われる。

・特別装置および追加設備

最後に、適合支援の範囲内の自動車向けの特別な装置および追加装置（オートマチックカップリング装置）は、学生がその傷害の種類および程度に基づいて自動車の装備した場合には、“社会補助物”として経済的支援される（§ 9 第 2 項 11 番 EhVO）。そのような装備であることの証明は、通行許可書に該当する記載があるか、—または通行許可書を受ける前であれば—問題の装置を所轄する官庁あるいは技術監督団体が発行する証明書によって成される。

運転許可の延長、自動車の維持および運転に対する補助とは対照的に、特別な装置および追加設備に対する補助では、“必須の給付”（単に“可能な給付”ではなく）であることが重要である。この場合、このような装備は § 8 EhVO の自動車調達の補助でのみ対象となることから貸付金は認められないが、この場合 § 9 EhVO の“その他補助物”が問題となる。特別な装置および追加装置に対する補助もまた、自動車調達への補助があるかまたは合ったかには無関係である；それどころか自動車の利

ドイツ

用の必要性が偶発的であっても（Bay VGH FEVS 31, 150, 154f）、例えばスポーツのためでもかまわない（OVG Hamburg FEVS 34, 409）。

・貸付金または返済の必要のない補助金

補助は § 8 第 2 項 EhVO が定めるように、補助金が貸付金としても許可することができる。従って返済の必要のない補助金だけでなく貸付金、またはこれを組み合わせた形で資金を補助することもできる。そのため貸付金は学生—特に初年度学生—については免除されるが、それは彼らが職に就く準備ができたところであり、まだお金を稼いでいないためである。それにも関わらず貸付による経済的支援が行われるため、幾つかの社会扶助担当者では、分割払いを前提として貸付金受領者の返済能力に比例して貸付金を返済させ、その返済能力を毎月調べるといった作業を行っている。

c. “社会生活補助物” となる技術装置

学生に用いられる補助物は、他の生活領域でも利用することができるために、教育補助の対象にならないことが多い。この“社会生活補助物”は社会への適応にも役立ち、また共同社会生活への参加を保障するものでもある（§ 55 SGB IX、§ 9 EhVO）。このような支援は、健康保険給付とは別のものである。

学業を目的とする“社会生活補助物”

資金的扶助以外にも、健康保険の補助の対象とならない通常日用品—とりわけ保険組合から受け取ることができない補助物であって、個人的生活の範囲内の傷害の影響を取り除くかまたは軽減し、従ってその点に関して基本的な要求を満たすものではないが社会への適応に必要であるものは、社会扶助の給付対象となる。“社会生活補助物”には、なかでも第一選択ではないが—教育に関係して用いられる、それ故に学業にとって重要と思われるような補助物が入る。

管轄

補助物への経済的支援が健康保険または適応補助の対象として行われるかは、想定される補助物の利用方法に一部かかっている。従って、補助物が最も基本的な要求に入る一般的な生活改善に必要なものであれば、それは健康保険から経済支援の対象となる；しかし補助物が通常社会生活または個人的な要求にだけに用いられるものであれば、それは—それに必要な前提条件を満たしている場合—社会扶助の管轄と考えることができる。教育の適合補助は、これには入らないが、学業に用いられる補助として支払われる。これらを区別することは難しい。裁判で管轄領域を明らかにされることが多い。

d. 共同社会生活参加を目的とする給付としての住宅補助および文化生活参加への支援

(7 章 SGB IX)

住宅補助

適応支援の対象となる住宅取得および維持への補助としては、特に障害に関係した要求に対応した住宅の取得に対するアドバイスおよび支援が第一に挙げられる。

共同社会および文化生活への参加

この補助としては、第一に次のことが挙げられる：

- ・例えば、メンバークラブの経済支援および仲介、電話および月料金の負担、休暇滞在といった他参加者との共同活動のための補助
- ・社交、娯楽、または文化的な目的に役立つ催しまたは団体、例えば展覧会、コンサート、スポーツ大会、映画上映会への参加の補助。
- ・障害が重いために社会生活への参加ができないか、十分ではない場合の、話題の出来事や文化的事件を知るのに役に立つ補助物、例えばテレビ、新聞、および代読者を用意すること。

その他の補助

ここに挙げた補助方法は一例に過ぎない。適応補助の使命（§ 53 SGB XII）を達成するためには、これに加えて各事例の状態が必要とするあらゆる対策を実行しなければならない。他の補助の重要な例としては：通院補助、運転補助、買い物補助、帰宅補助、家事の補助、身体の手世に関する補助、および筆記補助がある。これらは、勿論教育に関係する場合は、教育補助に入り、社会扶助広域局に申請を行う。

1.3 全体計画の作成

適応対策の成否は、対策が入念に計画され、関係者全員の意見が調整され、そして互いが完璧に理解して実施するかにかかっている。そのために、法律では、対策を実施する社会補助担当者が全体計画を作成することを求めている（§ 58 SGB XII）。

全体計画では、作成の時点で検討している対策・給付を、時系列的に相互に関連付けてまとめる。特に、全体計画には次の事項が含まれる：

- ・障害の種類
- ・適応対策が必要である根拠
- ・予定している対策・給付の目的
- ・予定している対策・給付の種類
- ・予想している対策・給付の開始
- ・予想している対策・給付の期間
- ・予想している対策実施場所
- ・関係する担当者・団体

全体計画作成および対策の実施には、障害・慢性疾患を持つ患者を担当する社会扶助担当者以外に適応に協力する団体も参加し、特に健康保険および介護保険、労働局および医師、専門家、実行組織およびその他エキスパート、例えば、大学で傷害学生の利益を代表するもの、および大学互助会も参加する。

全体計画は可能な限り早期に作成する：複数の社会扶助担当者が関係する場合は、それら全てが全体計画の作成に参加することが義務とされる。全体計画は、新たなことが分かった場合には、関係する

ドイツ

部分を変更するか、または新たに計画を作成して遅滞なく対応する。全体計画の作成では、手順に従って不満を主張することができる。同様に、個別の対策を加えるまたは取り除くよう要請することもでき、場合によっては法的手段により権利を認めさせることもできる。これに対し計画された対策の実施については権利を主張できず、それが全体計画の中に在ると言うだけでなく、むしろその実施が計画された時点における具体的対策の必要性を証明しなければならない。

それ故に、障害・慢性疾患を持つ学生については、学業開始前に全体計画の作成を促し、万一の場合には法的手段を行使できるようにしておくことが推奨される。全体計画は学業の開始を容易にし、学業を妨げる心配事を軽減するのに役立つ。全体計画では、特に労働技術の必要性、学用品、必要な補助物の調達、学業補助員の採用、場合によってはバリアフリー住宅の経費負担について考慮すべきである。

www.bmas.bund.de/—検索語“Soziale Sicherung（社会保障）” / “Gesetze（法律）” :SGB XII, SGB IX ; 追加検索語“Teilhabe behinderter Menschen（障害者の参加）” / “Gesetze（法律）” :Eingliederungshilfeverordnung, Kraftfahrzeughilfe-Verordnung（適応支援指令、自動車支援指令）。

www.bagues.de/—社会扶助広域担当メンバーの名称；更に検索語“Veröffentlichungen（刊行物）” :”Empfehlungen der Bundesarbeitsgemeinschaft der überörtlichen Träger der Sozialhilfe für die Gewährung von Leistungen der Eingliederungshilfe für Behinderte zum Besuch einer Hochschule（障害者の大学入学の適応支援給付承認に関する広域社会扶助局の連邦企業連合の助言）” および“Kfz-Empfehlung（自動車に関する助言）”

自動車補助に関する規則の詳細は、管轄官庁の規則、即ち法律の解釈および利用に関する管轄官庁の内部指令、および法規指令に在ることが多い。規則が公開されていない場合は、給付資格者は kfw（開発復興）-Fördebank（支援銀行）の閲覧権利を有している。

障害者などに対する特殊教育法

[制定 2007. 5. 25 法律第 8483 号]、施行日 2008 年 5 月 26 日、障害者などに対する特殊教育法、現在施行法令確認中

第 1 章 総則

第 1 条(目的)

この法律は、「教育基本法」第 18 条に基づき、国および地方自治体が障害者および特別な教育的要求を持つ者に、統合された教育環境を提供し、障害の種類や障害の程度という特性を考慮した教育を人生の各段階において実施し、これらの者の自我実現と社会統合に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

この法律で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「特殊教育」とは、特殊教育対象者の教育的要求を満たすために、その特性に適した教育課程、および第 2 号による特殊教育関連サービスの提供により行われる教育を言う。
2. 「特殊教育関連サービス」とは、特殊教育対象者の教育を効率的に実施するために必要な人的、物的資源を提供するサービスとして、カウンセリング支援および家族支援、治療支援、ヘルパー支援、補助工学器機支援、学習補助器機支援、通学支援、情報アクセス支援などを言う。
3. 「特殊教育対象者」とは、第 15 条にもとづき、特殊教育を要する者と選定された者を言う。
4. 「特殊教育教員」とは、「初・中等教育法」第 2 条第 5 号にもとづく特殊学校教員資格を持つ者のうち、特殊教育対象者の教育を担当する教員を言う。
5. 「保護者」とは、親権者、後見人、その他の者で特殊教育対象者を事実上保護する者を言う。
6. 「統合教育」とは、特殊教育対象者が一般学校において障害の種類や障害の程度により差別を受けず、同年齢者ととともに各個人の教育的要求に適合した教育を受けることを言う。
7. 「個別化教育」とは、各学校の長が特殊教育対象者個人の能力を開発するために、障害の種類や障害の特性に適した教育目標、教育方法、教育内容、特殊教育関連サービスなどを含む計画を樹立して実施する教育を言う。
8. 「巡回教育」とは、特殊教育教員および特殊教育関連サービス担当者が各学校や医療機関、家庭あるいは福祉施設(障害者福祉施設、児童福祉施設などを言う。以下同じ)などの特殊教育対象者を直接訪問して実施する教育を言う。
9. 「進路および職業教育」とは、特殊教育対象者が学校から社会などへ円滑に進むために、関連機関の協力を得て職業リハビリ訓練、自立生活訓練などを実施することを言う。
10. 「特殊教育機関」とは、特殊教育対象者に幼稚園または小学校、中学校、高等学校(専攻科を含む。以下同じ)の課程を教育する特殊学校および特殊学級を言う。
11. 「特殊学級」とは、特殊教育対象者の統合教育のために一般学校に設置された学級を言う。
12. 「各学校」とは、「嬰幼兒教育法」第 2 条第 2 号による幼稚園および「初・中等教育法」第 2

韓国

条による学校を言う。

第3条(義務教育など)

- ① 特殊教育対象者に対しては、「教育基本法」第8条にもかかわらず、幼稚園、小学校、中学校および高等学校課程の教育は義務教育とし、第24条による専攻科と満3才未満の障害児教育は無償とする。
- ② 満3歳から満17歳までの特殊教育対象者は、第1項による義務教育を受ける権利を持つ。ただし、出席日数の不足などにより進級または卒業ができない場合や、第19条第3項により就学義務を猶予あるいは免除された者が再び就学する際に、その学年が就学義務を免除または猶予されず就学した場合の学年と差が生じている場合には、その該当年数を加えた年齢まで義務教育を受ける権利を有する。
- ③ 第1項による義務教育および無償教育の費用は、大統領令で定めるところにより、国または地方自治体が負担する。

第4条(差別の禁止)

- ① 各学校の長または大学(「高等教育法」第2条による学校を言う。以下同じ)の長は、特殊教育対象者がその学校に入学しようとする場合には、その者が持つ障害を理由に入学の支援を拒否したり、入学試験合格者の入学を拒否するなど、教育の機会において差別をしてはならない。
- ② 国、地方自治体、各学校の長または大学の長は、次の各号の事項に関して障害者の特性を考慮した教育施行を目的とすることが明らかな場合のほかは、特殊教育対象者およびその保護者を差別してはならない。
 1. 第28条による特殊教育関連サービス提供における差別
 2. 授業参加の拒否および校内外の活動参加の拒否
 3. 個別化教育支援チームへの参加など、保護者参加における差別
 4. 大学の入学選考手続きにおいて、障害により必要な受験上の便宜を図るため調査、確認するほかに、別途に面接や身体検査を要求するなど、入学選考過程における差別

第2章 国および地方自治体の任務

第5条 (国および地方自治体の任務)

- ① 国および地方自治体は、特殊教育対象者に適切な教育を提供するために、次の各号の業務を遂行しなければならない。
 1. 障害者に対する特殊教育総合計画の樹立
 2. 特殊教育対象者の早期発見
 3. 特殊教育対象者の就学指導
 4. 特殊教育の内容と方法、支援体制の研究および改善

5. 特殊教育教員の養成および研修
 6. 特殊教育機関収容計画の樹立
 7. 特殊教育機関の設置と運営、施設と設備の拡充および整備
 8. 特殊教育に必要な教材、校具の研究、開発および普及
 9. 特殊教育対象者に対する進路および職業教育方案の研究
 10. 障害者に対する高等教育および生涯教育方案の研究
 11. 特殊教育対象者に対する特殊教育関連サービス支援方案の研究
 12. その他に特殊教育の発展のために必要と認められる事項
- ② 国および地方自治体は、第 1 項の業務遂行に要する経費を予算の範囲内で優先して支給しなければならない。
- ③ 国は、第 1 項の業務推進の不振や第 2 項の予算措置の不足が認められる地方自治体に対しては、予算の拡充など必要な措置をとるように勧告しなければならない。
- ④ 教育人的資源部長官は、第 1 項の業務を効率的に遂行するために、保険福祉部長官、労働部長官、女性家族部長官など関係中央行政機関との間に協調体制を構築しなければならない。

第 6 条(特殊教育機関の設立および委託教育)

- ① 国および地方自治体は、特殊教育対象者の就学上の便宜を考慮して、特殊教育機関を地域別および障害部位別に均衡よく設置、運営しなければならない。
- ② 国および地方自治体は、国立または公立の特殊教育機関が不足している場合や、特殊教育対象者の義務教育または無償教育のために必要な場合には、私立の特殊教育機関にその教育を委託することができる。
- ③ 第 2 項によって特殊教育を委託した場合には、委託された特殊教育機関の教育条件が国立または公立の特殊教育機関の水準に達するように支援しなければならない。
- ④ 第 2 項による委託教育、第 3 項による支援または費用負担などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 7 条(委託教育機関の変更申請)

- ① 第 6 条第 2 項により教育を委託された私立の特殊教育機関に就学している特殊教育対象者またはその保護者は、該当の特殊教育機関の教育活動が甚だしく不良であったり、特殊教育対象者の特性にふさわしくないため、特殊教育対象者の教育に著しい支障をきたしていると判断される場合には、教育長または教育監にその事由を具体的に明示し、就学している教育機関以外の教育機関に就学できるように教育機関変更を申請することができる。
- ② 第 1 項による変更申請を受けた教育長または教育監は、申請受付日から 30 日以内に第 10 条第 1 項による市・郡・区の特特殊教育運営委員会、または市・道の特特殊教育運営委員会を開き、申請者、該当校の長など利害関係者の意見を聞いたうえで変更の可否を決定、通告しなければならない。

韓国

第8条(教員の資質向上)

- ① 国家および地方自治体は、特殊教育教員の資質向上のための教育および研修を定期的実施しなければならない。
- ② 国および地方自治体は、特殊教育対象者の統合教育を支援するために、一般学校の教員に対して特殊教育関連教育および研修を定期的実施しなければならない。
- ③ 第1項と第2項による教育および研修に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条(特殊教育対象者の権利と義務の通達)

国および地方自治体は、第15条第1項の各号の障害を持つ者の存在を認識した場合、または第15条により特殊教育対象者を選定した場合には、2週間以内にその保護者に該当の事実と義務教育、または無償教育を受ける権利および保護者の権利、責任などについて通達しなければならない。

第10条(特殊教育運営委員会)

- ① 第5条による国および地方自治体の業務遂行上の主要事項を審議するために、教育人的資源部長官所属で中央特殊教育運営委員会を、教育監所属で市・道の特殊教育運営委員会を、教育長所属で市・郡・区の特殊教育運営委員会をそれぞれ置く。
- ② 第1項による中央特殊教育運営委員会の構成や運営などに関して必要な事項は、大統領令による。市・道の特殊教育運営委員会および市・郡・区の特殊教育運営委員会の構成、運営などに関しては、特別市および広域市、道、特別自治道(以下「市・道」と言う)の教育規則でそれぞれ定める。

第11条(特殊教育支援センターの設置と運営)

- ① 教育監は、特殊教育対象者の早期発見、特殊教育対象者の診断と評価、情報管理、特殊教育研修、教授と学習活動の支援、特殊教育関連サービスの支援、巡回教育などを担当する特殊教育支援センターを下位の教育行政機関別に設置、運営しなければならない。
- ② 第1項による特殊教育支援センターは、下位の教育行政機関や特殊学校、特殊学級が設置された一般の小中高等学校、または管轄地域の官公署(障害者福祉館を含む)など、特殊教育対象者をはじめとする地域住民が利用しやすい場所に設置しなければならない。
- ③ 特殊教育支援センターの設置と運営などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第12条(特殊教育に関する年次報告書)

政府は、特殊教育の主要現況と政策に関する報告書を毎年定期国会の開会前までに国会に提出しなければならない。

第13条(特殊教育実態調査)

- ① 教育人的資源部長官は、特殊教育対象者の配置計画、特殊教育教員需給計画など特殊教育政策樹立のための実態調査を3年ごとに実施しなければならない。

- ② 教育人的資源部長官は、大学に就学する障害学生の教育条件を改善するために必要と認める場合には、障害学生の教育福祉の実態などに関する調査を実施することができる。
- ③ 第1項と第2項による調査の内容と方法、その他調査に必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 特殊教育対象者の選定および学校配置など

第14条(障害の早期発見など)

- ① 教育長または教育監は、乳幼児の障害および障害の可能性を早期に発見するために、地域住民と関連機関を対象に広報を実施し、該当地域内の保健所や病院、または診療所で選定検査を無償で実施しなければならない。
- ② 教育長または教育監は、第1項による検査を効率的に実施するために、地方自治体および保健所、病院、診療所間で緊密な協力体制を構築しなければならない。
- ③ 保護者または各学校の長は、第15条第1項の各号による障害を持ち、あるいは障害の疑いがある乳幼児および生徒・学生を認めた場合には、教育長または教育監に診断・評価を依頼しなければならない。ただし、各学校の長が診断・評価を依頼する場合には、保護者の事前同意を得なければならない。
- ④ 教育長または教育監は、第3項によって診断・評価を依頼された場合には、直ちに特殊教育支援センターに通達して診断・評価を実施し、その診断・評価の結果を該当乳幼児および生徒・学生の保護者に知らせなければならない。
- ⑤ 第1項の選定検査の手続きと内容、その他検査に必要な事項と第3項の事前同意の手続き、および第4項による通知の手続きに必要な事項は、大統領令で定める。

第15条(特殊教育対象者の選定)

- ① 教育長または教育監は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特殊教育を要すると診断・評価された者を特殊教育対象者と選定する。
 - 1. 視覚障害
 - 2. 聴覚障害
 - 3. 知的障害
 - 4. 肢体障害
 - 5. 情緒・行動障害
 - 6. 自閉症(関連障害を含む)
 - 7. 言語障害
 - 8. 学習障害
 - 9. 健康障害
 - 10. 発達障害
 - 11. その他大統領令で定める障害
- ② 教育長または教育監が第1項により特殊教育対象者を選定する場合、第16条第1項による診

韓国

断・評価を基礎とし、高等学校課程については教育監が市・道特殊教育運営委員会の審査を経て、中学校課程以下の各学校については教育長が市・郡・区の特殊教育運営委員会の審査を経てこれを決定する。

第 16 条(特殊教育対象者の選定手続きおよび教育支援内容の決定)

- ① 特殊教育支援センターは、診断・評価の通達を受けてから 30 日以内に診断・評価を行わなければならない。
- ② 特殊教育支援センターは、第 1 項による診断・評価により特殊教育対象者への選定の当否および必要な教育支援内容に対する最終意見を作成し、教育長または教育監に報告しなければならない。
- ③ 教育長または教育監は、特殊教育支援センターから最終意見の通知を受けた日から 2 週間以内に、特殊教育対象者への選定当否および提供する教育支援内容を決定し、親などの保護者に書面で通知しなければならない。教育支援内容には特殊教育、進路および職業教育、特殊教育関連サービスなど具体的な内容を含めなければならない。
- ④ 第 1 項による診断・評価の過程において、親など保護者の意見陳述の機会が十分に保障されなければならない。

第 17 条(特殊教育対象者の配置および教育)

- ① 教育長または教育監は、第 15 条により特殊教育対象者に選定された者を、該当する特殊教育運営委員会の審査を経て、次の各号のいずれかひとつに配置して教育しなければならない。
 1. 一般学校の一般学級
 2. 一般学校の特殊学級
 3. 特殊学校
- ② 教育長または教育監は、第 1 項により特殊教育対象者を配置する際には、特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見などから総合的に判断し、居住地に一番近い場所に配置しなければならない。
- ③ 教育監が管轄区域内に居住する特殊教育対象者を他の市・道にある各学校に配置しようとする場合には、該当の市・道教育監(国立学校の場合には該当校の長を言う)と協議しなければならない。
- ④ 第 3 項により特殊教育対象者の配属を要求された教育長または国立学校の長は、大統領令で定める特別な事由がない限り、これに応じなければならない。
- ⑤ 第 1 項から第 4 項までの規定による特殊教育対象者の配置などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第4章 乳幼児および初・中等教育

第18条(障害乳幼児の教育支援)

- ① 満3歳未満の障害乳幼児の保護者は、早期教育が必要な場合は教育長に教育を要求することができる。
- ② 第1項による要求を受けた教育長は、特殊教育支援センターの診断・評価結果を基に満3歳未満の障害乳幼児を特殊学校の幼稚園課程、乳幼児学級または特殊教育支援センターに配置することができる。
- ③ 第2項による医療機関、福祉施設または家庭などの障害乳幼児には、特殊教育教員および特殊教育関連サービス担当者などによる巡回教育を提供することができる。
- ④ 国および地方自治体は、障害乳幼児のための教育条件を改善し、設備を整備するよう努めなければならない。
- ⑤ その他障害乳幼児の教育支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第19条(保護者の義務など)

- ① 特殊教育対象者の保護者は、その保護する子に対して第3条第1項による義務教育の機会を保護し、尊重しなければならない。
- ② やむを得ない事由により就学が不可能な義務教育対象者に対しては、大統領令で定めるところにより、第1項による就学義務を免除、または猶予することができる。ただし、満3歳から満5歳までの特殊教育対象者が「乳幼児保育法」に基づき設置された保育施設のうち大統領令で定める一定の教育要件を満たす保育施設を利用する場合には、第1項で定める幼稚園の義務教育を受けていることとみなす。
- ③ 第2項により就学義務を免除、または猶予された者が再び就学しようとする場合には、大統領令で定めるところにより就学させることができる。

第20条(教育課程の運営など)

- ① 特殊教育機関の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程は、障害の種類別および程度を考慮して教育人的資源部令で定め、乳幼児教育課程と専攻科の教育課程は、教育監の承認を受けて学校長が定める。
- ② 特殊教育機関の長および特殊教育対象者が配置された一般学校の長は、第1項による教育課程の範囲内で特殊教育対象者の障害類型と程度、年齢、現在および将来の教育要求などを考慮して、教育課程の内容を調整し、運営することができる。
- ③ 特殊学校の長は、教育監の承認を得て、幼稚園、小学校、中学校、高等学校課程を統合して運営することができる。

第21条(統合教育)

- ① 各学校の長は、教育に関する各種施策の施行において、統合教育の理念実現に努めなければならない。

韓国

- ② 第 17 条により特殊教育対象者が配置された一般学校の長は、教育課程の調整、ヘルパーの支援、学習補助器機の支援、教員研修などを含む統合教育計画を樹立、施行しなければならない。
- ③ 一般学校の長は、第 2 項により統合教育を実施する場合には、第 27 条の基準にそって特殊学級を設置・運営し、大統領令で定める施設・設備、ならびに教材・校具を備えなければならない。

第 22 条(個別化教育)

- ① 各学校の長は、特殊教育対象者の教育的要求に適合した教育を提供するために、保護者、特殊教育教員、一般教育教員、進路および職業教育担当教員、特殊教育関連サービス担当者などにより個別化教育支援チームを構成する。
- ② 個別化教育支援チームは、学期ごとに特殊教育対象者の個別化教育計画を作成しなければならない。
- ③ 特殊教育対象者が他の学校に転校する場合、または上級学校に進学する場合には転出学校は転入学校に個別化教育計画を 14 日以内に送付しなければならない。
- ④ 特殊教育教員は、第 1 項から第 3 項までの規定による業務を遂行するために、各業務を支援し、調整する。
- ⑤ 第 1 項による個別化教育支援チームの構成、第 2 項による個別化教育計画の樹立・実施などに関して必要な事項は、教育人的資源部令で定める。

第 23 条(進路および職業教育の支援)

- ① 中学校課程以上の各学校の長は、特殊教育対象者の特性および要求に基づく進路および職業教育を支援するために、職業評価、職業教育、雇用支援、事後管理などの職業リハビリ訓練および日常生活適応訓練、社会適応訓練などの自立生活訓練を実施し、大統領令で定める資格をもち、進路および職業教育を担当する専門家を置かなければならない。
- ② 中学校課程以上の各学校の長は、大統領令で定める基準により、進路および職業教育の実施に必要な施設・設備を整えなければならない。
- ③ 特殊教育支援センターは、特殊教育対象者に効果的な進路および職業教育を支援するために、大統領令に定めるところにより関連機関との協議体制を構成しなければならない。

第 24 条(専攻科の設置・運営)

- ① 特殊教育機関は、高等学校課程を卒業した特殊教育対象者に進路教育および職業教育を提供するために、授業年限 1 年以上の専攻科を設置・運営することができる。
- ② 教育人的資源部長官および教育監は、地域別または障害類型別に専攻科を設置する教育機関を指定することができる。
- ③ 専攻科を設置した各学校は、「単位認定などに関する法律」第 7 条により単位認定を受けることができる。
- ④ 第 1 項および第 2 項による専攻科の施設・設備基準、専攻科の運営および担当者の配置基準

などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条(巡回教育など)

- ① 教育長または教育監は、一般学校において統合教育を受けている特殊教育対象者を支援するために、一般学校および特殊教育支援センターに特殊教育教員および特殊教育関連サービス担当者を配置して、巡回教育を実施しなければならない。
- ② 教育監は、障害の程度が重く長短期の欠席が避けられない特殊教育対象者の教育に必要な場合は、巡回教育を実施しなければならない。
- ③ 教育監は、移動機能や運動機能の重い障害により各学校で教育を受けることが難しく、あるいは不可能なため福祉施設、医療機関または家庭などに居住する特殊教育対象者の教育に必要な場合は、巡回教育を実施しなければならない。
- ④ 第 1 項から第 3 項までの規定による巡回教育の授業日数など巡回教育の運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 26 条(全日制で運営する幼稚園課程の教育機関)

- ① 「嬰幼兒教育法」第 2 条第 6 号により全日制で運営する幼稚園課程の教育機関に特殊教育対象者が配置される場合、該当する各学校の長は、特殊教育対象者に対する全日制担当者を学級当たり 1 人以上追加して配置することができる。
- ② 第 1 項による全日制担当者の資格基準、運営方法などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 27 条(特殊学校の学級および各学校の特殊学級設置基準)

- ① 特殊学校と各学校の長は、次の各号の基準により、学級および特殊学級を設置しなければならない。
 1. 幼稚園課程：特殊教育対象者が 1 人以上 4 人以下の場合、1 学級を設置し、4 人を超過する場合、2 学級以上を設置する。
 2. 小学校・中学校課程：特殊教育対象者が、1 人以上 6 人以下の場合 1 学級を設置し、6 人を超過する場合、2 学級以上を設置する。
 3. 高等学校課程：特殊教育対象者が 1 人以上 7 人以下の場合、1 学級を設置し、7 人を超過する場合 2 学級以上を設置する。
- ② 教育監は、第 1 項にもかかわらず、巡回教育の場合は障害の程度と類型により、学級設置基準を下向調整することができる。
- ③ 特殊学校と特殊学級に置く特殊教育教員の配置基準は、大統領令で定める。

第 28 条(特殊教育関連サービス)

- ① 教育監は、特殊教育対象者とその家族に対して、家族カウンセリングなどの家族支援を提供しなければならない。
- ② 教育監は、特殊教育対象者が必要とする場合には、物理治療、作業治療などの治療支援を提

韓国

供しなければならない。

- ③ 各学校の長は、特殊教育対象者のためにヘルパーを提供しなければならない。
- ④ 各学校の長は、特殊教育対象者の教育のために必要な障害者用の各種校具、各種学習補助機器、補助工学器機などの設備を提供しなければならない。
- ⑤ 各学校の長は、特殊教育対象者就学の便宜のために、通学車両の支援、通学費支援、通学ヘルパーの支援など、通学支援対策を整えなければならない。
- ⑥ 各学校の長は、特殊教育対象者の生活指導および保護のために、寮を設置・運営することができる。寮を設置・運営する特殊学校には、特殊教育対象者の生活指導および保護のために、教育人的資源部令で定める資格をもつ生活指導員を置かなければならない。生活指導員の配置基準は、国立学校の場合は教育人的資源部令で、公立および私学の場合には市・道教育規則でそれぞれ定める。
- ⑦ 各学校の長は、各学校で提供する各種情報(教育機関で運営するインターネット上のホームページを含む)を特殊教育対象者に提供する場合、特殊教育対象者の障害類型に適した方式で提供しなければならない。
- ⑧ 第1項から第7項までの規定による特殊教育関連サービスの提供に必要な事項は、大統領令で定める。

第5章 高等教育および生涯教育

第29条(特別支援委員会)

- ① 大学の長は、次の各号の事項を審議、決定するために特別支援委員会を設置・運営しなければならない。
 1. 大学の障害学生支援のための計画
 2. 審査請求に対する審査・決定
 3. その他、障害学生支援のために大統領令で定める事項
- ② 特別支援委員会の設置・運営などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第30条(障害学生支援センター)

- ① 大学の長は、障害学生の教育および生活に関する支援を総括、担当する障害学生支援センターを設置、運営しなければならない。ただし、障害学生が在学していない場合や大統領令で定めるところにより障害学生数が一定数以下の小規模大学などの場合は、障害学生支援部署、または専任職員を置くことでこれに代えることができる。
- ② 障害学生支援センター(第1項により障害学生支援部署、または専任職員に代える場合にはこれを言う)は、次の各号の業務を担当する。
 1. 障害学生のための各種支援事項
 2. 第31条で定める便宜提供に関する事項
 3. 教職員、ヘルパーなどに対する教育に関する事項

4. 障害学生教育福祉の実態調査に関する事項
 5. その他、大学の長が付議する事項
- ③ 障害学生支援センターの設置・運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 31 条(便宜提供など)

- ① 大学の長は、該当校に在学中の障害学生の教育活動の便宜のために、次の各号の手段を積極的に講じて提供しなければならない。
1. 各種学習補助器機および補助工学器機などの物的支援
 2. 教育ヘルパー配置などの人的支援
 3. 就学便宜の支援
 4. 情報アクセス支援
 5. 「障害者・老人・妊産婦などの便宜増進保障に関する法律」第 2 条第 2 号による便宜施設設置支援
- ② 国および地方自治体は、第 1 項により必要な経費を予算の範囲内で支援しなければならない。

第 32 条(学則などの作成)

大学の長は、この法律で定める障害学生の支援などに関して必要な内容を学則に規定しなければならない。

第 33 条(障害者生涯教育課程)

- ① 各学校の長は、該当校の教育環境を考慮して、「障害者福祉法」第 2 条により障害者の継続教育のための障害者生涯教育課程を設置・運営することができる。
- ② 「生涯教育法」による生涯教育施設および生涯教育団体は、障害者の生涯教育の機会拡大のために別途に障害者生涯教育課程を設置・運営することができる。
- ③ 「生涯教育法」第 13 条により設置された生涯教育センターは、障害者の生涯教育の機会拡大方案および障害者生涯教育プログラムを開発し、研究しなければならない。
- ④ 「生涯教育法」第 14 条により設置された地域生涯教育情報センターは、生涯教育団体と生涯教育施設が、障害者の生涯教育課程を設置・運営できるように支援しなければならない。

第 34 条(障害者生涯教育施設の設置)

- ① 国および地方自治体は、小・中等教育を受けることができないまま、学齢期を過ぎた障害者のために、学校形式の障害者生涯教育施設を設置・運営することができる。
- ② 国および地方自治体以外の者が第 1 項による障害者生涯教育施設を設置しようとする場合には、大統領令で定める施設と設備を整え、教育監に登録しなければならない。
- ③ 国および地方自治体は、障害者生涯教育施設の運営に必要な経費を予算の範囲内で支援しなければならない。

韓国

第6章 補則および罰則

第35条(大学の審査請求など)

- ① 障害学生およびその保護者は、大学にこの法律による各種支援措置の提供を書面で申請することができる。
- ② 大学の長は、第1項による申請に対して2週間以内に支援の可否、およびその事由を申請者に書面で通知しなければならない。
- ③ 障害学生およびその保護者は、第1項による申請に対する大学の決定(不作為および拒否を含む)とこの法律に違反する大学の長、または教職員の行為について特別支援委員会に審査請求をすることができる。
- ④ 特別支援委員会は、第3項の審査請求に関して2週間以内に決定を下さなければならない。
- ⑤ 第3項による審査では、請求人に意見陳述の機会を与えなければならない。
- ⑥ 大学の長、教職員、その他の関係者は、第4項による決定に従わなければならない。
- ⑦ その他、特別支援委員会に対する審査請求に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第36条(高等学校課程以下の審査請求)

- ① 特殊教育対象者、またはその保護者は、次の各号のいずれかに該当する教育長、教育監または各学校長の措置に対して異議がある場合には、該当する市・郡・区の特殊教育運営委員会、または市・道の特殊教育運営委員会に審査請求をすることができる。
 1. 第15条第1項による特殊教育対象者の選定
 2. 第16条第3項による教育支援内容の決定事項
 3. 第17条第1項による学校への配置
 4. 第4条に違反する不当な差別
- ② 第17条第1項により特殊教育対象者が配置された各学校長は、これに応じることができない特別な事由がある場合や、配置された特殊教育対象者が3ヶ月以上の学校生活への適応に相当な困難がある場合には、該当する市・郡・区の特殊教育運営委員会、または市・道の特殊教育運営委員会に審査請求をすることができる。
- ③ 市・郡・区の特殊教育運営委員会、または市・道の特殊教育運営委員会は、第1項と第2項の審査請求を受けた場合には、これを審査して30日以内にその決定を請求人に知らせなければならない。
- ④ 第3項の審査では、請求人に意見陳述の機会を与えなければならない。
- ⑤ 教育長、教育監、各学校長、その他の関係者は、第3項による決定に従わなければならない。
- ⑥ 第3項で定める審査決定に異議がある特殊教育対象者、またはその保護者は、その通知を受けた日から起算して90日以内に行政審判を申し立てることができる。
- ⑦ 第1項から第4項までの規定による審査請求の手続きなどに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 37 条(権限の委任と委託)

- ① この法律による教育人的資源部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、教育監に委任することができる。
- ② この法律による教育監の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、教育長に委任することができる。

第 38 条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、300 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 4 条第 1 項に違反し、障害を理由に特殊教育対象者の入学を拒否したり、入学試験合格者の入学を拒否するなどの不利益な処分を下した教育機関の長
2. 第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に違反し、特殊教育関連サービスの提供、授業参加および校内外の活動参加と個別化教育支援チームへの保護者の参加において差別した者
3. 第 4 条第 2 項第 4 号に違反し、大学の入学試験手続きにおいて、受験便宜の内容確認と関係がない面接や身体検査を要求した者

付則<第 8483 号、2007 年 5 月 25 日>

第 1 条(施行日)

この法律は、公布から 1 年が経過した日より施行する。ただし、第 3 条のうち幼稚園および高等学校課程の義務教育実施は、国および地方自治体の財政条件を考慮して大統領令で定めるところにより順次実施する。

第 2 条(他の法律の廃止)

特殊教育振興法は廃止する。

第 3 条(特殊教育対象者に対する経過措置)

この法律の施行当時、従前の「特殊教育振興法」の規定により選定された特殊教育対象者は、この法律により選定された特殊教育対象者とみなす。

第 4 条(罰則適用に関する経過措置)

この法律の施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の「特殊教育振興法」の規定による。

第 5 条(他の法令の改正)

- ① 「高等教育法」の一部を次のように改正する。

第 45 条第 5 項のうち「『特殊教育振興法』第 15 条第 3 項の規定を準用する」を「『障害者などに対する特殊教育法』第 27 条による」とする。

韓国

- ② 「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」の一部を次のように改正する。
第 8 条第 2 項第 1 号のうち「『特殊教育振興法』第 2 条第 3 号」を「『障害者などに対する特殊教育法』第 2 条第 10 号」とする。
- ③ 「塾の設立・運営および課外学習に関する法律」の一部を次のように改正する。
第 2 条の 2 第 1 項第 1 号のうち「『特殊教育振興法』第 10 条第 1 項」を「『障害者などに対する特殊教育法』第 15 条第 1 項」とする。

第 6 条(他の法令との関係)

この法律の施行当時、他の法令において「特殊教育振興法」およびその規定を引用した場合、この法律でそれに該当する規定がある場合には、従前の規定に代えて、この法律またはこの法律の該当する条項を引用したものとみなす。

特殊教育対象者の診断・評価・審査および選定の基準（第9条第2項関連）

1. 視覚障害を持つ特殊教育対象者

ア. 両目の矯正視力がそれぞれ 0.04 未満の者

イ. 視力の損傷が甚だしく視覚による学習課題への取組みができず、触覚や聴覚を学習の主な手段とする者

ウ. 両目の矯正視力がそれぞれ 0.04 あるものの、特定の学習媒体または課題の修正によっても視覚的に課題遂行が困難な者

エ. 特定の光学機器・学習媒体または設備によつてのみ、視覚的課題を遂行できる者

2. 聴覚障害を持つ特殊教育対象者

ア. 両耳の聴力損失がそれぞれ 90 デシベル以上の者

イ. 聴力の損失が甚だしく補聴器を着用しても音声言語による意思の疎通が不可能である者または困難な者

ウ. 日常的な言語生活の過程で聴覚の機能的活用が不可能なため一般の者と共に教育を受けることが困難な者

3. 精神遅滞を持つ特殊教育対象者

知能検査の結果、知能指数が 75 以下であり、適応行動に欠陥を持つ者

4. 肢体の不自由な特殊教育対象者

肢体の機能・形態上障害を持っており、体幹の支持または手足の運動・動作が不可能な者もしくはそれらが困難なため一般的な教育施設を利用した学習が困難な者

5. 情緒障害を持つ特殊教育対象者

ア. 知的・精神的または知覚的な面で異常がないにもかかわらず、学習成績が極めて不振な者

イ. 友人や教師との対人関係において否定的な問題を抱える者

ウ. 正常な環境で不適切な行動または感情を表す者

エ. 常に不安を持ち憂鬱な気分で生活する者

オ. 学校または個人的な問題に関わる情緒的な障害により身体的な痛みや恐怖を覚える者

カ. 感覚的刺激に対する反応・言葉・認知能力または対人関係に欠陥のみられる者

6. 言語障害を持つ特殊教育対象者

調音障害・流暢性障害・音声障害・記号障害などにより意思の疎通が困難で、学習するに困難のある者

韓国

7.学習障害を持つ特殊教育対象者

計算・発話・読み・書きなど特定分野を学習する上で障害を持つ者

8.健康障害を持つ特殊教育対象者

心臓障害・腎臓障害・肝臓障害などの慢性疾患により3ヵ月以上の長期入院または通院治療など継続的な医療的支援を要し、学校生活・学業の遂行などにおいて教育的支援を継続的に受けなければならない者

※備考：視力測定は国際試視力表により、聴力測定は国際工業規格品の聴力計によるものとし、精神遅滞度の診断には知能検査、適応行動検査、言葉・学力検査などを実施しつつ、標準化された検査道具を用いなければならない。

「諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する
修学支援状況調査・情報収集事業」報告書
平成 20 年 4 月

独立行政法人 日本学生支援機構 学生生活部 特別支援課
〒135-8630 東京都江東区青海 2-79
TEL 03-5520-6174
FAX 03-5520-6051
E-Mail tokubetsushien@jasso.go.jp
URL http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html